

地方が提供するサービスと税負担
に関する調査研究会報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 自治総合センター

は し が き

我が国では、少子高齢化に伴い医療・福祉・子育てなどいわゆる社会保障費の今後ますますの増嵩が指摘される中で、円高の進行、長期化するデフレ、依然として高水準にある失業率など、経済の先行きへの懸念から、国民の間には不安や閉塞感が漂っている。また、景気の低迷による税収の落ち込みも相まって国、地方ともその財政状況は一段と厳しいものとなっている。

そのような中、生活に直結する行政サービス水準を維持し、安心・安全な住民の暮らしを守っていくためには、地方財源の確保に向け、より住民に分かりやすく公平な地方税制度の確立を図るとともに、その使途についてもより明確に示し、住民の理解を得ていくことが不可欠である。

そのような観点から、今年度の研究会では、昨年度に続き、我が国における税負担と行政サービスの実態、諸外国における実情なども踏まえつつ、今後の我が国における租税負担のあり方等について検討を深めることとした。このため、委員として地方税財政に造詣の深い研究者に加え、地域の経済団体の代表など住民生活に深く関わる幅広い立場の方々のご参加により、広い視野からご議論頂き、報告書としてとりまとめたところである。

本研究会での検討結果が、地方公共団体関係者はもとより地域経済を担う住民の方々に広く示唆を与え、今後予定される税制の抜本改革に向けての議論に際して、一つの考え方として反映されれば幸いである。

なお、この調査研究を行うに当たり、ご多忙のところ委員を快く引き受けていただいた各位、並びに調査に際し種々のご協力をいただいた皆様に、心から御礼を申し上げる次第である。

平成23年3月

財団法人 自治総合センター
理事長 二橋正弘

地方が提供するサービスと税負担に関する研究会 委員名簿

座 長 神野 直彦 東京大学名誉教授

委 員 池上 岳彦 立教大学経済学部経済政策学科教授

(五十音順)

井手 英策 慶應義塾大学経済学部経済学科准教授

勝俣 明美 全国中小企業団体中央会税制専門委員会委員長

関口 智 立教大学経済学部経済政策学科准教授

藺田 真木子 ソプラノ歌手

寺田 範雄 全国商工会連合会専務理事

宮城 勉 日本商工会議所常務理事

重松 秀行 全国知事会調査第一部長

以 上

目 次

はじめに	…	1
一 地方が提供するサービスと税負担について	…	3
1 主要国における付加価値税の税収の推移について	…	3
～GDP比、国税収入比、総税収比～		
2 租税負担について	…	6
～各国の租税負担の比較・中間層の租税負担と痛税感～		
3 国と地方の役割分担	…	8
～中央政府と地方政府における再分配のあり方・		
ターゲッティズムとユニバーサリズム～		
4 地方が提供するサービスと税負担に関する方向性	…	13
～政府への信頼感の確保と税制～		
～ 研究会における主な意見等 ～	…	16
二 国民の暮らしを取り巻く状況について	…	18
1 議論の前提	…	18
2 物価変動等経済の動向と税負担の現状	…	19
(1) 最近の我が国税制の変遷傾向について		
① 所得課税における所得再配分機能は本当に発揮されているのか		
～最近の税制改正に見る累進課税機能の低下傾向～		
② 消費税の「逆進性」について		
(2) 生活の豊かさと貧しさの相対的な変化		
～給与所得の動向と物価の変遷との比較～		

3	我が国のGDPの推移	…	26
(1)	GDPの国際比較		
(2)	一人当たりGDPの推移		
4	格差の状況（ジニ係数の推移・各国の状況）	…	30
5	住民サービスが果たす役割	…	32
(1)	福岡県大牟田市、熊本県荒尾市の状況		
(2)	富山県富山市、高岡市の状況		
6	まとめ～地域行政サービスが今後の我が国経済の継続発展に 果たす役割	…	39
(1)	今後の我が国の経済発展への原動力育成		
(2)	信頼される税制の再構築により地域資源を活かす投資の実現を ～ 研究会における主な意見等 ～	…	40
三	おわりに～地方が提供するサービスと税負担について	…	42

(参考資料)

- 委員提出資料（井手委員、重松委員）
- 視察報告概要（大牟田市・荒尾市、富山市・高岡市）

はじめに

2010年10月3日、ドイツ政府はドイツ国民に向けて、というよりも世界の人類に向けて、歴史的な声明を発表した。それは第一次大戦の戦争責任としてベルサイユ条約に課せられた多額の賠償金を、92年間の長きにわたって支払い、これを完済したとの声明である。

未来は誰にもわからない。私達が苦悩している現状から、肯定的な未来へと導くアリアドネの糸玉は、私達が解決しなければならない現状と、同様の経験を歴史の中から見い出すしかない。

私達が苦悩している現在の「危機」と、同様の「危機」を歴史の高見から見い出すと、1929年の世界恐慌に辿り着く。1929年の世界恐慌では、世界恐慌による不安と不満が深刻化すると、ヒトラー (Adolf Hitler) が空疎な雄弁による大衆操作で、「国家社会主義ドイツ労働者党 (ナチス)」を率いて、1933年に首相に就くや、反議会主義を煽りながら、戦争への道を突き進んでしまう。

民主主義的で地方分権的な国家であったワイマール共和国から、世界恐慌を契機に、中央集権的なファシズム国家が誕生していく歴史的教訓を、日本国民も忘れてはならない。というのも、日本も同様の道程を歩んでしまったからである。

地方に財源を与ふれば 完全な発達は自然に来る
地方分権丈夫なものよ ひとりあるきで発てんす
中央集権は不自由なものよ 足をやせさし杖もらふ
(1928年2月 第16回総選挙用政友会ポスター)

この選挙ポスターは1928年の総選挙で、時の二大政党の一つである政友会の使用したものである。1920年代に地租と営業税という二つの国税を、地方税に委譲せよという両税委譲運動が巻き起こる。この両税委譲を求めた地方分権運動を歴史上、大正デモクラシーと呼んでいる。

1928年の第16回総選挙は、大正デモクラシーの輝ける成果であり、日本の民主主義にとって画期的意義をもっていた。それは日本で初めての普通選挙だったからである。地方分権運動で民主主義が高まり、その成果である最初の普通選挙で、地方分権の標語が政友会によって掲げられたのは当然の結果だといわなければならない。

ところが、この翌年の1929年には、不幸にも世界恐慌に襲われる。そうすると、日本は地方分権から中央集権へ、民主主義からファシズムへと舵を切り戦争への道を歩んでしまうのである。

私達は現在、1929年の世界恐慌の時期と同様の「歴史の岐路」に生きていることを忘れてはならない。1929年の世界恐慌で、「パクス・ブリタニカ」つまりイギリスを中心とした世界秩序が崩れたように、現在では「パクス・アメリカーナ」つまりアメリカを中心とする世界秩序が、瓦礫のように崩れていっている。

こうした歴史の崩壊期に、国民の生活を充実させるヴィジョンとともに有効な政策を打ち出すことができずにいると、空疎な雄弁に煽られる熱狂が、悲惨への道を選択しかねないことは、歴史が教えている。

1929年の世界恐慌を、中央集権化することなく、乗り越えた国が少なくとも二つある。それはスイスとスウェーデンである。いずれの国も戦争を回避し、地方分権的政府組織で世界恐慌から脱出している。

この研究会のテーマである「地方が提供するサービスと税負担」は、現在のような「歴史の岐路」では決定的な意義をもつと考える。それは世界秩序すらも崩壊し、一つの時代が終わりを告げる「歴史の岐路」では、人々が人々の生活を保障し合う「生活の小宇宙」を身近なところから築き、下から上へと社会を再創造していく必要があるからである。

「地方が提供するサービス」とは本来、家族やコミュニティという帰属集団が提供していたものである。ところが、家族やコミュニティの機能が縮小していくと、身近な政府である地方政府が、福祉や医療や教育などの対人社会サービスを提供する必要があるが生じる。

家族やコミュニティには共同体意識が存在する。共同体意識とは、「互いに誰もが不幸にならないことを願い、互いに誰も幸福になることを願っているという確信」である。こうした確信が存在すれば、方針を巡っての対立も、親和的対立となり、論争も親和的論争となる。

「地方が提供するサービス」は、こうした家族やコミュニティで共同体意識にもとづいて提供されていたサービスの代替である。したがって、そのサービスの負担である地方税も、地域社会が共同体意識にもとづく負担でなければならないのである。

もちろん、「地方が提供するサービスの税負担」については、地域社会が熟議によって共同意志決定をすればよい。しかし、地域社会に共同体意識が存在すれば、そこでの対立は親和的対立であり、そこでの論争は親和的論争となることを忘れてはならない。

この研究会での「地方が提供するサービスと税負担」に関する研究は、最初の一步にすぎない。新しいヴィジョンの実現を目指す最初の一步はいつも小さなものである。こうした小さな一步を自信に満ちた一步にするのは対話である。

この研究会には地方財政の研究者や実務家にとどまらず、地域社会の参加者というべき地域産業にかかわる人々や生活者として文化に携わる人々が構成員となっている。この最初の一步は、こうした多様な構成員の対話の成果である。それが対話を深めることで、自信と洞察が一層深まっていくことを期待したい。

座長 神野 直彦

一 地方が提供するサービスと税負担について

＜慶應義塾大学経済学部 井手委員からのプレゼン（以下の内容）を基に議論＞

1 主要国における付加価値税の税収の推移について

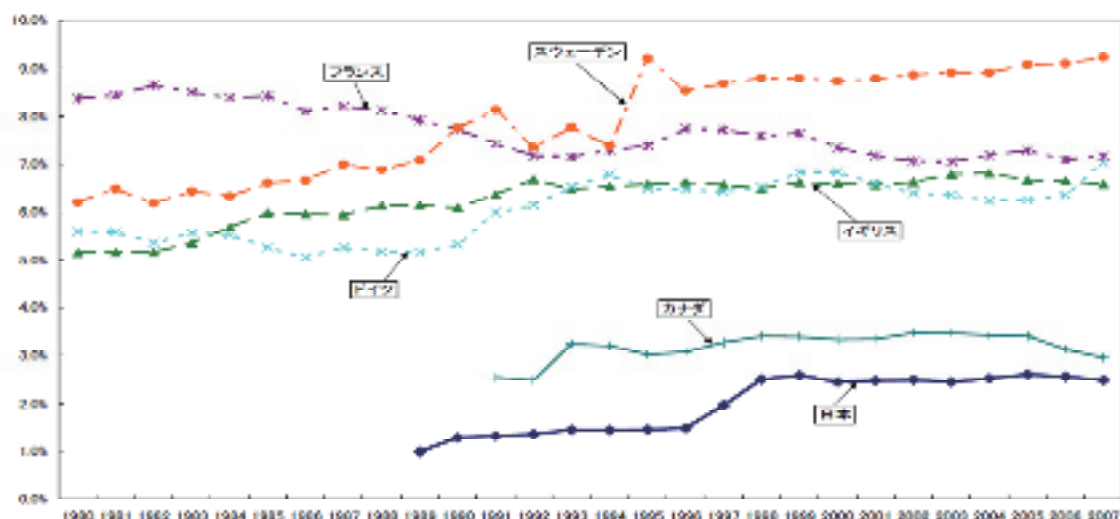
～GDP比、国税収入比、総税収比～

スウェーデンにおいては、かつて相続税や純資産税、贈与税と呼ばれるような、いわゆる金持ちにかかるような税金を廃止したが、その一方において、非常に高い消費税率を誇っている国である。

スウェーデンの前財務相のヌーデル氏はこう述べている。なぜ金持ちに重税を課さなければならないのか。自分の国では、みんなにサービスを出すかわりに、みんなに税金を負担してもらっている。人間を等しく取り扱うことで、痛みだけではなく、喜びも分かち合う。こういう観点からは消費税が最も効率的な税である。何で金持ちだからといって税金をたくさんかけなくてはいけないのかと。人間をお金の多寡で評価するのかと言われたときに、つまり、金持ちだからたくさん税をかけるとか、貧しいから税を安くするとか、そういう考え方がそもそもおかしいのではないのかという批判にも受け取れる。

図1は、GDPに対して付加価値税の税収、いわゆる消費税がどれぐらいの割合を占めているかという図表である。日本は、圧倒的にGDPに占める消費税の割合が低い国である。これは、消費税だけではなくて、あらゆる税がそうである。つまり、税収がそもそも少ないので、そういう意味では、GDPに占める割合が当然に少なくなる。

図1 主要国における付加価値税の税収の推移(対GDP比)

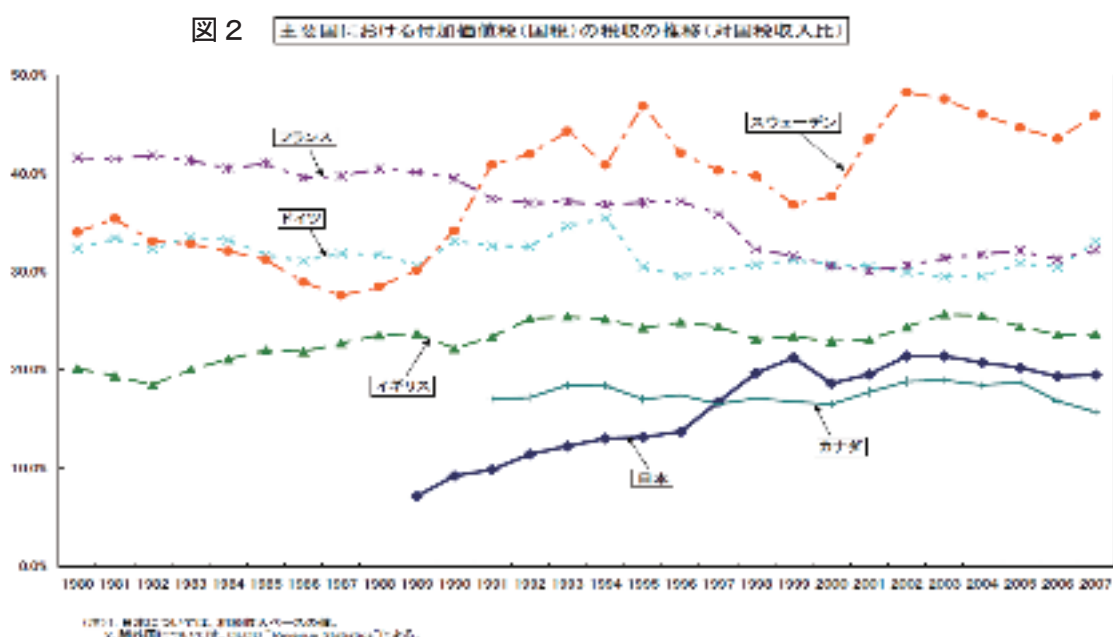


(出所) ① 本邦については、GDP世帯別別「国民経済計算速報」(GDP世帯別)による。税収世帯別に関する計数世帯別収入ベースによる。
② 海外国については、税収はOECD「Revenue Statistics」による。GDPはOECD「National Accounts」(GDPベース)による。
③ 補償は国庫と地方自治体の税収である。

政府税調専門家委員会提出資料より。

国税の中で消費税がどれぐらいの割合を占めているかというのを見たものが図2である。スウェーデンの地位が突出しているのが見てとれる。つまり、スウェーデンは、国の税金のかかなりの部分を消費税で集めているということがわかる。これが冒頭のヌーデル氏の言葉と結びついている。

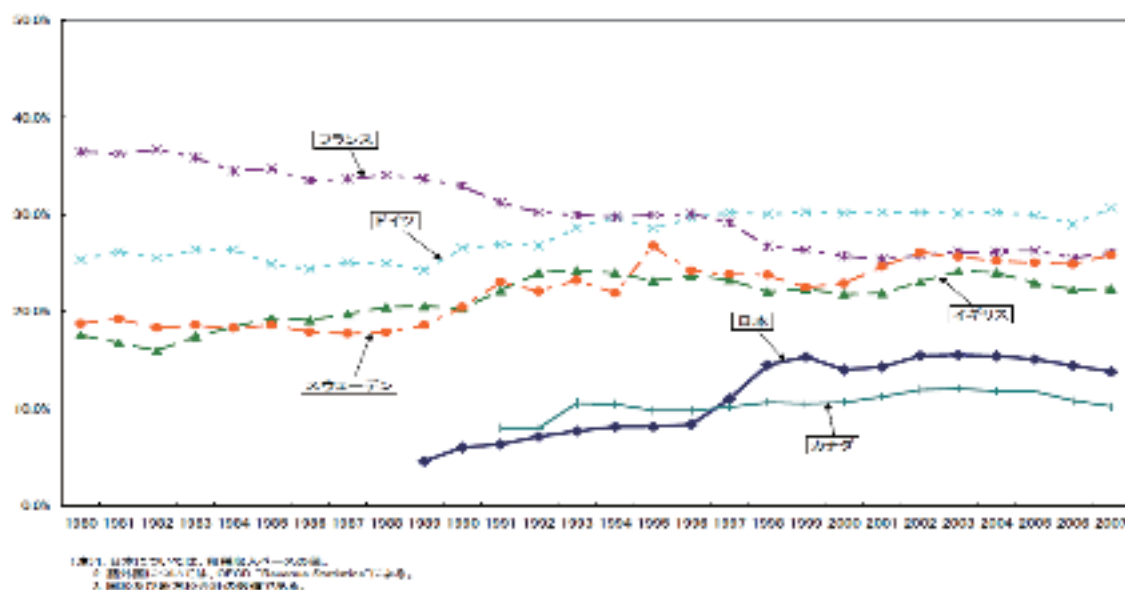
また、日本の地位を見ると、ヨーロッパと比較して、ほとんど遜色がないところまで上がってくる。特に法人税と所得税がリーマンショック以降激減しているため、このことを勘案すると、2008年、9年においては、消費税の割合はさらに大きくなっており、現在で25%近くまで来ているのではないかと思われる。すなわち、国税に占める消費税の割合は大体ヨーロッパ並みのところまで来ている。



政府税調専門家委員会提出資料より。

図3は、主要国における付加価値税の税収をすべての税収で割ったもの、つまり、国税と地方税を足し合わせて、全税収の中で消費税がどれぐらいの割合を占めているかというのを見たものである。特徴としては、前の図では大きかったスウェーデンが、非常に平凡な位置にまで落ちてきている。これは、地方レベルでほとんど消費税をとってないことの裏返しである。ヨーロッパがほぼ同じような水準に収斂してきているのに対して、日本はやはり少し低い位置に来てしまう。これは言うまでもなく、地方レベルでの消費税の割合が少ないということを意味している。

図3 主要国における付加価値税の税収の推移(対総税収比)



政府税調専門家委員会提出資料より。

ここまでを簡単に整理してみると、我が国の、国の税金の中に占める消費税の割合は既にヨーロッパレベルまで来ているということと、もう一つは、日本とスウェーデンが地方税に占める消費税の割合が非常に低いということ、この2つのことが見てとれる。

なぜスウェーデンがこういうことになるかということ、スウェーデンの地方税はほとんど所得税であり、消費税は国というように大きく整理がされているからである。

だとすると、日本もスウェーデンと同じような税源配分ができるのかという疑問がわいてくるわけだが、そう簡単ではない。なぜかという、3つほどある。

1つは、スウェーデンの場合は、まず地方の所得税の課税最低限が大変低いという事実がある。つまり、ほとんどの人が税金をかけられているので、税率を低く抑えることができる。

2つ目に、スウェーデンの場合は、対人社会サービス、教育や医療、福祉を少しずつ毎年拡充する中で、地方の所得税率も小刻みに上げてきた歴史を持っていることである。このため、日本のように、課税最低限が高い、つまり税金を払っていない人が多いような国で、福祉をいきなり大きくしようと思えば、税率を非常に大きく上げていかなければならないということになり、政治的に実現が難しい。

3つ目に、県レベルで見たときに、東京のように豊かなところもあれば、そうではない、田舎の小さな県もあるわけだが、1人当たりの地方税収の格差を見たときに、スウェーデンというのはこれが1.3倍しかない。それに対して日本の場合は3倍もある。つまり、地方の税収を所得税中心主義でやってしまうと、豊かな自治体とそうではない自治体で相当大きな格差が開いてしまう可能性がある。こういう観点から、スウェーデンと同じように、国は消費税、地方は所得税というのはなかなか難しいのではないかと思われる。

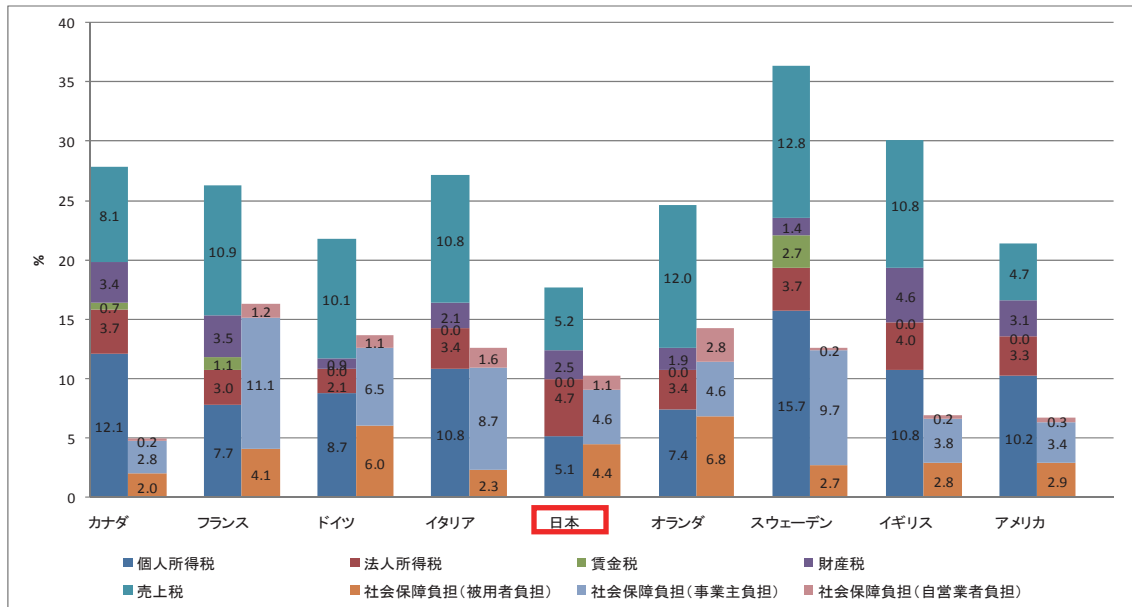
だとすれば、どういう税財政のあり方が望ましいのかということを考えなければいけない。

2 租税負担について

～各国の租税負担の比較・中間層の租税負担と痛税感～

図4は、租税負担率を示している。日本は、先進国で一番租税負担率が低いのは周知の事実であろう。

図4

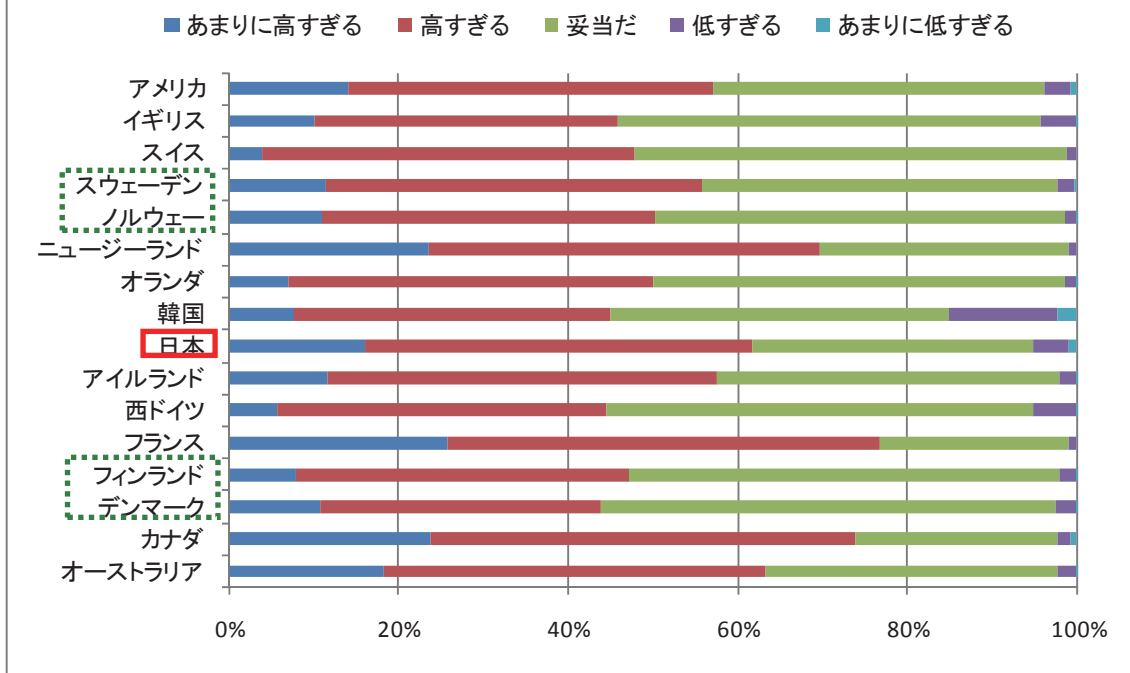


OECD Stat より作成。

図5は、中間層に関するデータであるが、その中の1つに、今の税負担をあまりに高いと思うか、高いと思うか、妥当と思うか、低いと思うか、あまりに低いと思うかという質問をしたものである。これは日本を見ると、あまりにも高い、あるいは高いと答えている中間層の割合は、フランス、カナダ、ニュージーランド、オーストラリアに続いて、5番目に高い。つまり、先進国で最も税負担が低いのに、一般的な日本人は租税負担が高いと思っていることが観察される。

ところが、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、デンマークという、いわゆる大きな政府の典型的な北欧諸国、つまり税金が高いので有名な国々の国民はいずれの国においても日本人よりも租税負担を高いと思っていない。しかも、それどころか、全体で見てもどちらかというと低い部類に達している。つまり、税金の実際の負担は大きいのに軽いと思う国民と、低いのに非常に重いと思う国民とがいるわけで、この理由を考える必要がある。

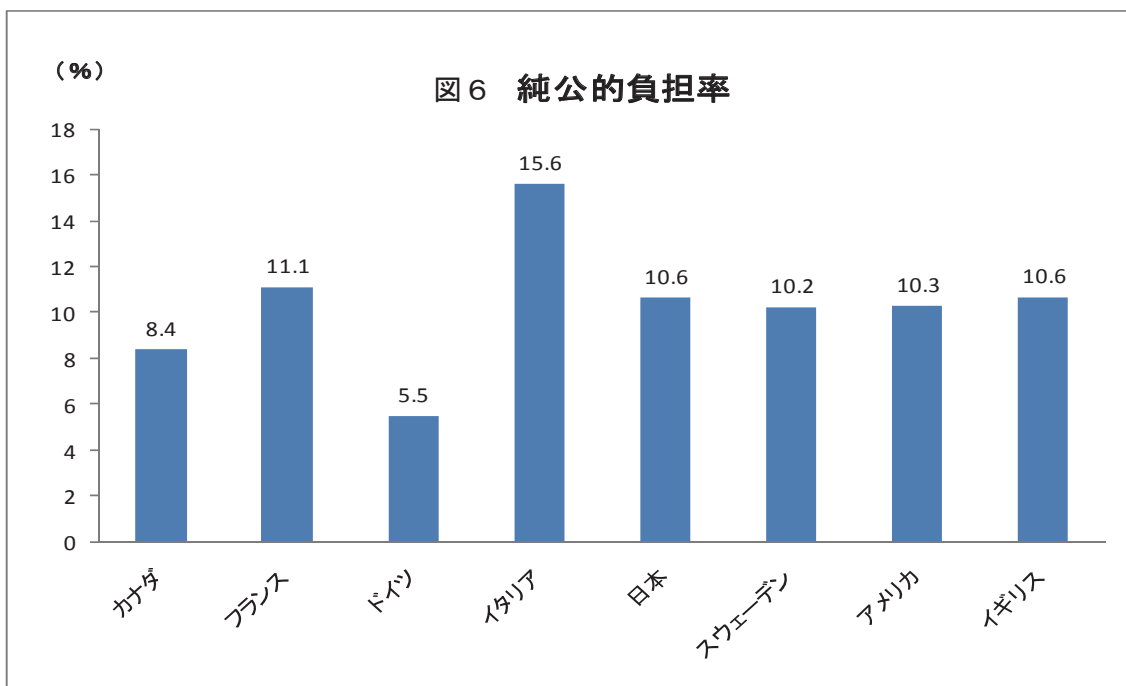
図5 中間層の租税負担に関する調査



ISSP Role of Government 2006 より作成。

図6は、払わなければいけないお金だけではなくて、もらうお金も一緒に考えているものである。つまり、今の税金とか社会保障のための負担があつて、これに今の財政赤字というのはいずれ将来の増税に結びつくと考えられるので、この部分も負担と考える。ここから、医療でもらうお金や教育、社会保障等々でもらうような、この部分の支出のGDP比の部分を引きしてみる。つまり、ここで純公的負担率と呼んでいるが、負担の部分から受益の部分を引きてみたらどうなるかというのを見てみたのがこの図である。医療、教育、社会保障は、だれもが必要とするサービスである。これは逆に公共事業でやっても構わないが、ただ、公共事業でやると、所得階層でいうと、例えば業界でいうと建設業界という、特定の人々の利益になってしまうので、そうではなく、みんなの利益と考えるものを取りあえず見てみたものである。

その結果、ドイツとイタリアを除くと、大体同じようなところに収斂していて、人間が許容できる痛みの範囲というのは何か近いものがあるという感覚である。もう一つは、日本とスウェーデンを比較したときに、税負担が違ったにもかかわらず、日本のほうが負担率が高く出てしまうということである。理由は、医療であれ、教育であれ、社会保障であれ（社会保障というのはソーシャルプロテクションのこと）、いずれにしても、だれもが利益となるような部分がスウェーデンでは手厚く、日本では手薄いということである。逆に言うと、だれもの利益になっているものというのは、言い方を変えれば、中間層の利益、つまり普通の一般の人々にとっての利益になっているものであり、日本は少ない。だから、先ほど見たような中間層の負担感となつてあらわれてくるのではないのかと考えられる。



純公的負担率＝（租税・社会保障負担の対 GDP 比＋フローの赤字の対 GDP 比）－医療・教育・社会保障の対 GDP 比
 Revenue Statistics 1965-2007, OECD Stat, Source OECD 等により作成。

3 国と地方の役割分担

～中央政府と地方政府における再分配のあり方・ターゲッティズムとユニバーサルイズム～

ここで、再分配という言葉を丁寧に定義しておく。つまり、貧しい人に何かを出すことを再分配というふうに考えてしまうと、教育や医療は、やはり貧しい人にとってはプラスになる。普通だったら教育を受けられないとか、病院に行けないとか、そういうものも全部再分配になってしまう。そういう考え方はちょっと違うのではないかな。再分配を少し丁寧に区別してみて、これを国の役割と地方の役割に分けて考えてみたい。

まず国のほうの再分配というのは何かというと、憲法の25条で健康で文化的な最低限度の生活ができると書いてあるので、国民の生存を保障することが国家の役割であることは間違いない。その場合、裕福な人々の生存を保障しても仕方ないので、貧しい人をターゲットにして、そこに直接的にお金を出していくことで再分配を行う。これをターゲッティズムと言う。例えば、生活保護は言うまでもなく、交付税にしても、これがなければ自存できないような自治体に対してお金を出すということであるし、最低所得保障年金のような年金も生存を保障するための年金ということになる。大切なのは、このときの基準は、お金が多いか、少ないかという基準でまず判断をし、お金の少ない人々に絞り込んでサービスや現金を出していくというのがここでの再分配ということである。

一方、地方の場合は、生存は国家が保障するわけであるから、地方が保障すべきは人々の生活ということになる。この生活を保障するときにも、確かに再分配の機能があるが、国がやるように直接的にターゲットを絞って救済をするのではなく、結果的に再分配が

行われるというのが地方の再分配である。このとき、人々の生活を保障するという以上は、対人社会サービスを中心とした人々の必要を基準とする。つまり、お金が多いか、少ないかではなくて、そのサービスが必要とされているか、されていないかということをも基準とする。必要という意味では、医療や教育、福祉などみんなが必要とするものであるから、その意味では基本的に全員に出していく。つまり、一部のみに絞ってお金を出すのではなく、全員にサービスを出すという形になる。

このようなみんなが必要とするもの、特に教育であったり、医療であったり、社会福祉であったりというようなものは、所得とか、年齢とか、性別とは無関係に給付することになる。これをユニバーサリズムと呼ぶ。このユニバーサリズムと、ターゲッティズムをきちんと分けて再分配というのは議論したほうがいい。

ユニバーサリズムのポイントは、中間層を受益者とするから、増税へのコンセンサスが整いやすい。それは、ターゲッティズムが貧しい人のみを受益者にするので、他の人々、中間層や富裕層を増税に対する反対者にしてしまうのに対し、みんなに出していくパターンの場合は、中間層も受益者になるので、増税に対する合意を整えやすいということである。このとき、再分配を区別すべきだといったことの意味は、事後的再分配という意味である。

ここで、図7のように、Aさん、Bさんという2人の人間について、Aさんの当初所得を200万円、Bさんをその10倍の2,000万円の所得というふうに考える。ここで仮に、消費税を20%に増税して、40万円と400万円、それぞれ消費税としてとる。課税後の所得はこの40万と400万を引いた160万と1,600万ということになる。これに対して、440万のうち40万円ぐらひは国の財政再建に使うとして、400万円を一律給付で200万円、200万円というふうにユニバーサリズムで全員に一律に給付したとする。何が起きるかという、160万に200万を足した360万と1,600万に200万を足した1,800万、これが最終所得になるわけだが、実は当初10倍あった格差が5倍に小さくなっている。

図7

	当初所得	消費税20%	課税後所得	一律給付	最終所得
A	200万円	40万円	160万円	200万円	360万円
B	2000万円	400万円	1600万円	200万円	1800万円

↓
格差は10倍

↓
消費税の増税

↓
税収の一部は
債務の償還に

↓
最終格差は5倍

普通、全員にサービスを出すというと、何だか格差が広がるようなイメージを持つと思う。つまり、豊かな人にもサービスが出て、貧しい人にもサービスが出ると、それは格差が縮まらないのではないかと感じてしまうが、実は一律で貧しい人にも税金をかける、しかも、豊かな人にも貧しい人にも同じようにサービスを出す、それでも格差は結果的に縮まるということである。しかし、大切なことは、この格差を縮めるために地方はサービスを出すわけではないということである。あくまでも、みんなが必要とするも

のを出して、人々の生活を充実させていく中で、結果的に格差も縮まる。

今までの話を整理すると、ユニバーサルな財政体系にシフトを進めるのであれば、給付を一律にすることはまず大前提になる。

それともう一つ、対人社会サービスをこれからある程度拡充していくとするならば、所得税の場合はかなり高い税率が要求されてくるので、低い税率でこれを実現できる地方消費税のほうが望ましいのではないかということである。

あらゆる人々を所得とは無関係に取り扱うというヌーデル氏の言葉は非常に美しい言葉だと思うが、だとすれば、これはむしろ地方に当てはめたほうがすっきりするのではないか。実は国税を消費税体系にすることは非常に大きな矛盾を抱えてしまうことになる。このことを考えておく必要があるのではないか。

国税を消費税体系にするのは矛盾が生じるのはなぜかということ、そもそも再分配を使命とする国家に対して逆進的な税制を当てはめるということはどういう意味なのかということを考える必要がある。国というのは再分配を役割としているので、その意味では、軽減税率や還付というのを結局、逆進性の強い税には導入せざるを得ない。

しかし、この失敗はスウェーデンに学ぶことができる。これは、OECDがC効率性という概念を使っているが、つまり本来入ってくる税収に対して、実際入ってくる税収の割合が非常に少なくなってしまう。日本の場合は65.3あるのに対して、スウェーデンでは47.3しかない。なぜかということ、再分配を使命とする国家が逆進的な税制に頼っている結果、軽減税率等を採用せざるを得なかったことに起因する。

もう一つは、再分配を国家の役割と考えるのであれば、まさしく累進所得税こそがこれにふさわしい税であるということである。最高税率を上げると労働意欲を阻害すると言われるが、つまり、裕福な人が最高税率が5%上がったときに、それではお金もうけをやめると言うかどうかを考えてみればいい。そんなことは絶対にあり得ない。

税率が上がったから働く意欲をなくす人もいるかもしれないが、税率が上がって収入が減ってしまうのでもっと働かなければいけないと思う人もいる。これは所得効果、代替効果という経済学の議論であるが、そう考えると、そもそも最高税率を引き上げることによって労働意欲を阻害するかどうかはわからないというのが正しい答えである。

福祉国家の理念である平等を体現する、最高税率の引き上げを行うことこそがメッセージとしては重要なのではないか。

多収性の話としては、所得税のほうも最低税率を5%上げれば税収は3兆円上がるわけなので、その辺も遜色なく、できれば資本所得課税とか、控除を整理する中で、なるべく富裕層に適切に課税をすることをセットとして、低い所得層の増税幅を抑えるという努力をすべきである。しかし、結局は、多少低所得の部分にも税をかけなくてはならないことは事実であるので、中間やあるいは富裕層のほうのブラケットを少しいじることにより、相対的に低所得層は低負担であるという状況をつくっていくことが重要である。

それに対して、人々のニーズ、みんなが必要とするものを満たすのが地方の役割であるから、その観点からは、みんなに給付するかわりにみんなに課税をするということが

論理的である。

消費税というのは確かに個別の事情を考えにくい。家族が何人なのかとか、子どもがいるのかとか、いろんなことを所得税ではカウントできるが、消費税はそれをカウントできない。物を買えば、みんな同じように税金をとられてしまう。このことは結局貧しい人に対しても、裕福な人と同じような税負担を求めるという意味で不平等だというように、逆進性の話として批判をされてしまう。

しかし、地方税の場合は、財政学的には、国の税金とは全然違う原則を持っている。その1つが、負担分任原則という考え方である。つまり、例えばごみを集めるというのは、裕福な人であれ、貧しい人であれ、みんな必要なサービスである。つまり、みんなが参加する地域なのだから、みんなで負担は分かち合わなければいけないという原則が地方税の原則にはある。この観点からいけば、消費税というのは、むしろみんなが負担をするという意味で、地方税の原則に当てはまる。むしろ消費税のデメリットはメリットになる。

もう一つは、対人社会サービスがこれから拡充されていくとすると、所得税に依存していると地方税の税收格差が大きくなってしまうので、そういう意味では、税收の偏在性が低い、あるいは税收の安定性が高い、こういう税目はまさに地方税には適合的だということになる。

2つ目、住民税との関係も見ておくと、イメージとしては、地方消費税を一律に引き上げる中で、税收の全体を底上げしながら、かつ、交付税で所得保障を行った後に、場合によってはより充実した福祉を求める自治体があるのであれば、住民税の税率操作で追加的なサービスを供給できるようなイメージであればいいのではないかな。住民税との関係でいうと、課税最低限が高いので、つまり、税金をおさめてない人、負担を分任してない人がたくさんいる。そのことを考えれば、消費税とセットで考えれば、ある程度は貧しい人にも負担をお願いする中できちんとサービスを出していくような状況がつくれていけばいい。負担のほうだけを見て、それは貧しい人に負担が大きくないのかと言うが、それが誤りなのは明確である。つまり、給付をきちんとやっていけば格差は縮まるわけであるから、それが多分、提供するサービスと税負担との関係性ということの意味なのではないかな。

そもそも財政再建、財政再建と言っているが、その前に公共性をきちんと再建しなければ財政は再建できない。

なぜかという、国家というのはものすごい強制力を持っている。私たちから税金を取り上げるという強制力を持っている。これを租税高権と財政学ではいうが、なぜこのような力を人々は認めるのか。このことを考える上で、私たち人間は、経済学が考えてきたように、利得を最大化する、つまり、いろんな計算をして、これが一番望ましいと思う選択肢を選ぶ、これは効用関数の最大化と経済学では言うが、そんなふうに行動するのは市場の世界ではあるかもしれない。しかし、そもそも公共部門、あるいは住民とか国民と呼ばれる私たちは、そんなことで行動していないということを考える必要がある。

つまり、私たちは、利得を最大化するために生きているのではなく、これが1番いい

か、2番目か3番目かわからないけれども、まあまあ満足できるか、できないかというところで生きている。この満足というのが公共性のよりどころであり、これがない社会にはそもそも公共性も成り立たない。政府が公共的な存在ではないと人々が思ったときに、なぜそんな公共的ではない存在が行使する力を我々が受け入れなければいけないのかという話になってくる。税金を取り上げられるという力に甘んじるのは、政府のやっていることは公共的だからと考えるからではないか。そう思わないときに人々は納税を拒否するということになるのではないか。

そもそも最大の利得というときに、日本というのは幾つかの利益集団が、族議員を中心に組織化されていた。もしもあらゆる人間が利得の最大化で行動していくとすると、さまざまな集団の中で1人だけほんとうに最大に利得を手にするものが出てくる。つまり、全員が利得の最大化をすることは不可能だから、ある特定の組織が勝者として残る。でも、これは絶対に安定しない。なぜかという、敗者が大多数なので、民主主義的にはひっくり返されてしまうからである。投票というプロセスを経しまうと、必ずこの勝者はひっくり返されてしまう。

そのときに、結局は人間というのは利得を最大化しているのではなくて、例えば、建設にこれぐらいの予算、文教にこれぐらいの予算というようにいろいろ予算を分配していくが、その予算で人々が満足するか、しないかというところで物事は決まってくる。

そのときに、満足していれば、それは納税を受け入れる土壌になってくるが、私たちが満足するようなサービスをきちんともらっていないと私たちが考えたときに、納税に対するノーの声は強まっていく。

そのときに、満足というのは難しく、何をもって満足するかはほんとうに多種多様である。そして、これを決めるのは、子どものときの教育や親からどういうしつけを受けたかとか、どういう教育をされたかということで、何を見て満足するかというのはみんな変わってくる。

このときに、格差社会の問題として、生まれたときの環境があまりにも不平等だということだ。つまり、普通の人々と等しく取り扱ってもらえない、不満足な環境の中で満足することが問題である。そういう人間は、満足というのがいわゆる人々の満足とは全然違う満足になってくる可能性がある。そういう中で社会の分断は進み、政府の今までやってきたことではとても満足できなくなっていくかもしれない。

そういう意味で、格差社会の問題は、満足の中身を変えてしまう社会、あるいは公共性を成り立たせなくしてしまう社会というふうに言えるのではないか。

もう一つは、民主主義というのは、これは政治的非対称性、必ず敗者を生み出す仕組みということだ。51対49でもしも多数決をするとすれば、この49は必ず敗者である。そのときに大切なことは、相互承認の原理と呼ぶが、要求をけられた人、つまり敗者に対しての気遣いのある社会、こういう社会では敗者がさまざまな選択を受け入れようとする。つまり、公共性を共有しようとする。しかし、敗者が放置される社会は、政府のやることに公共性を見出せない。最大の利得で人間が行動したとする。満足で行動したとする。しかし、人間は常にだれよりもおいしい目にあえるとは思っていない。自分が一番得をするとはだれも思っていない。だから、2番目かもしれないし、10番目かもしれないけれども、まあまあ満足できるのはなぜかという、等しく取り扱っても

らったから、つまり、同じような環境に置かれて、同じような投票の権利を与えて、そしてその結果、自分が投票した結果がこうだから、ほんとうは負けたのだが、仕方がないと思える。しかし、等しく取り扱われなかったときには、あらゆる人々は敗北者である自分に対して怒りを感じることになる。そういう意味で、実は人間を等しく取り扱うということが公共性の背後では決定的に重要になる。

ユニバーサリズムの核心は、みんなに配るということ、つまり、サービスをもらう段階で敗北者を生み出さない仕組みということだ。この仕組みこそが公共性を強く担保して、人々の納税の意識を高めていくのであり、サービスの中身と租税負担の関係が非常に深く結びついている。

今までの日本というのは、結局省庁別に予算をつくってきて、そこでみんなが予算の取り合いをやってきた。それに対して負担はなるべく他者に押しつけないと思ってきた社会だと思う。役所ごとに利益集団が組織化されて、族議員というものが生まれてきた。この仕組みは高度経済成長期とか、しばらくその後まではよかった。ある程度財政のパイが増えていく時期にはよかった。ただ、シーリング、特にマイナスシーリングになってきたときにはどうしようもなくなってくる。つまり、とり合うパイがなくなってくる。

そうすると、一律で予算を切っていくので、現時点で既得権益の大きい者が常に得をする。一律に切っていくわけだから、今たくさん持っている人が一番得をするような仕組みになってしまう。そうすると、社会で新しいニーズが起きたときに、そこに対応することができない。

それに対して、ユニバーサリズムを重視する社会というのは、原則として地方政府が全員に給付をし、全員に比例的に課税をする社会である。こういう社会というのは、人々みんなが必要としているものを基本的にはみんなに出していくわけで、そのときにもし、社会のリスクが変わって、そのときに社会保障のあり方も変わったとしたら、みんなに給付で、みんなで負担だから、みんなで負担の水準を上げたり下げたり、みんなでもらう水準を上げたり下げたりということで、柔軟に社会のリスクの変化に対応することが可能である。

4 地方が提供するサービスと税負担に関する方向性

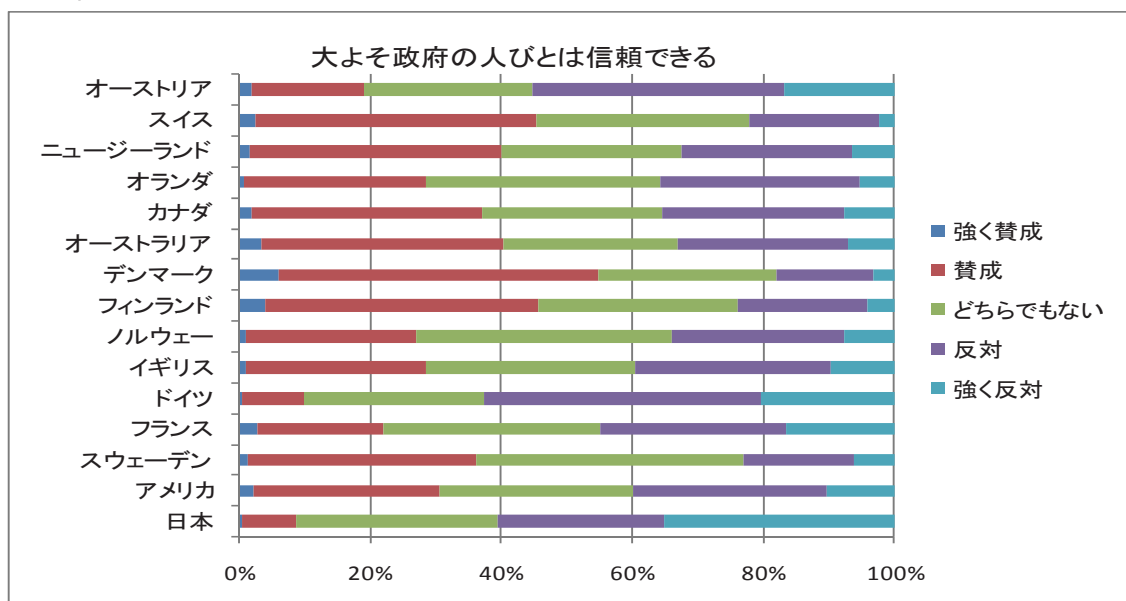
～政府への信頼感の確保と税制～

最後に、ユニバーサリズムと地方消費税の関係の中で信頼ということについて考える。なぜ信頼の話をするかというと、信頼という概念が、先ほど言ったユニバーサリズムの考え方と非常に深く結びついているからである。図8は、政府の人間が信頼できるかという質問に対する答えを見たものだが、先進国の中で政府の人間が信頼できている日本人はほぼ抜けて少ない。

図9は、他人と接するときには相手を信頼できるか。つまり政府ではなくて、人間が信頼できるかと聞いたものである。そのときの、いつでも信用してよい、大抵信用してよいと答えた人々の割合が、日本は先進国の中で最低になっている。つまり、日本という

社会は、政府を信じない、人間を信じない社会になっている。こういうことをきちんと踏まえておく必要がある。

図 8



ISSP Citizenship 2004 より作成。

現在ソーシャルキャピタルという理論の中で、ターゲッティズムは人々の不信感を強め、ユニバーサリズムは人々の信頼感を強めるという研究結果が次々に出ている。

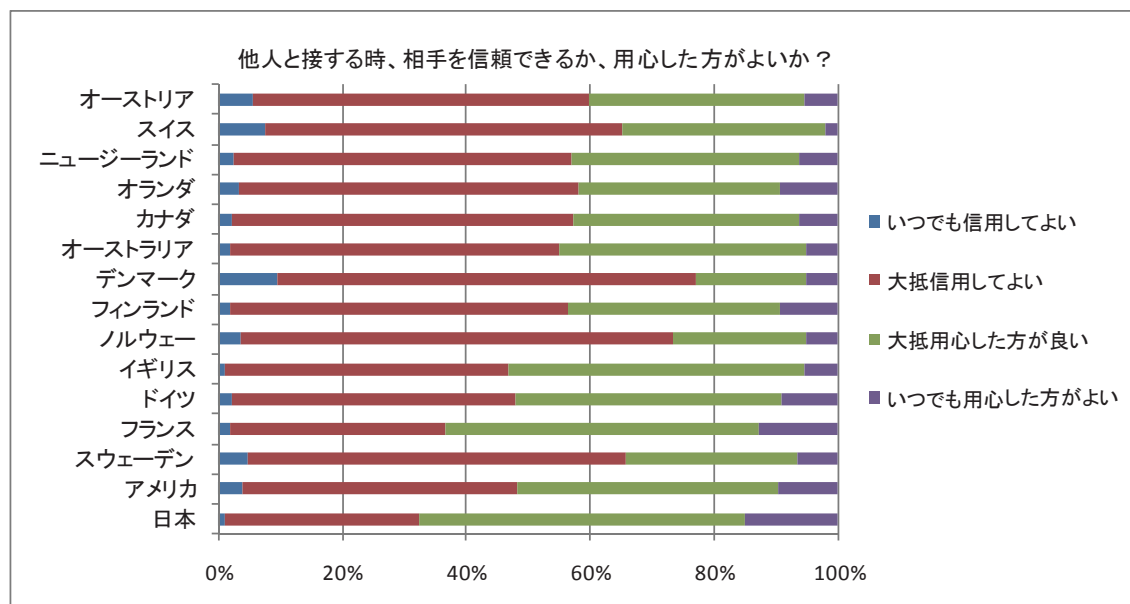
ターゲッティズム、つまり貧しい人に絞り込んでサービスやお金を出していくやり方の何がまずいかというと、これは生活保護をイメージするとわかりやすい。自治体の職員が例えば所得審査をやるわけである。そして、その中で、しかもサービスをもらえる、つまり生活保護をもらえる貧しい人と生活保護をもらえない貧しい人が生まれてしまう。こういうことを住民に一番最も身近な自治体が行っている。このことが自治体に対しての不信感を強める効果を持っているという結果が出ている。しかも、結局貧しい人にだけサービスを与えるような社会、お金を与えるような社会では、中間層が単なる負担者になってしまうので、必ず猛反発を起こしてしまう。その典型がモラルハザード論である。つまり、貧しい人はうそをつくとか、お金をあげると働かなくなるとか、うそをついてまでお金をもらいに来るとか、これは結局中間層が貧しい人を批判し、なぜ彼ら、彼女らだけが受益者になれるのかということに対する言説の1つである。これがターゲッティズムの問題点である。

それに対してユニバーサリズムは、政府サービスの奪い合いが起きない。なぜかというと、全員に出すからである。しかも所得階層間の対立も起きない。当然全員に出すからである。しかも、中間層が受益者になるから増税の合意が整いやすくなる。かつ、一律に配るということは、自治体の行政を簡素化するので、その意味で、自治体の職員が裁量で物事を決めているという住民の不信感も払拭することができる。

何よりもみんなにサービスを出すということは、例えばもっとこんなサービスが欲しいとか、いろいろ不満はあるかもしれないが、みんなを等しく取り扱うということは、自分の希望が必ずしもベストでかなわなくても、何とか我慢して満足をするということが可能な社会になっていくということである。こういう社会を支えていくためには、みんなで負担をし、みんなに支出をするというような社会が望ましく、そういう財源とし

て地方消費税が望ましいのではないのか。

図 9



ISSP Citizenship 2004 より作成。

最後に、公共性をまず再建することの意味は、図 9 に最も端的にあらわれている。社会的な人々を信頼する気持ちが強い国々は、税収の GDP に占める割合も高い。つまり、高信頼社会は財政赤字の少ない社会だということを示唆している。

給付面と負担面をきちんと議論して、人々の信頼性や公共性を再建していけば、結果的に財政を再建することも可能になっていくのではないかな。

完

～ 研究会における主な意見等 ～

プレゼンの内容を踏まえ、研究会では以下のような点について議論、検討を行った。

○ 中間層の定義について

- ・ 中間層については、国によって違うと思うが、どの程度の人のことを言っているのか。また、日本でいうとどの程度の人のことを中間層と言っているのか。自分のことを中間層だと思っている人もいるし、自分は下だと思っている人もいる。

○ ユニバーサリズムについて

- ・ ユニバーサリズムと言う以上、どこの町、どこの市に住んでも、同じ便益を受けられるようになるのが理想である。ところが、地方の財政力の差が出てきてしまうと、ユニバーサリズムのところも格差が出てきてしまう。それを是正するためには、所得税中心ではなくて、消費税のほうに着目すべきである。
- ・ 東京都などに住んでいると、住民向けのサービスは非常にいい。ところが、田舎の町でやろうと思ってもできないわけなので、ユニバーサルといっても随分差があることになる。そこをどうしていくか。東京の余力をどうやって地方のほうへ回していくか。

○ 地方ごとの税率について

- ・ スウェーデンでは、地域間の移動がほとんどない。ストックホルムに住んでいる人はストックホルムで働いていて、日本の都心のように昼夜間人口の差がない。最近、若干移動が出始めてきたので、昼夜間人口を考慮した配分の仕方を考えるべきではないかという議論もある。
- ・ スウェーデンでは、地方ごとに所得税の税率が違う。貧しい人々は税率の高いほうを選択する。その理由は、税率の高いところはサービス給付が充実しているためである。
- ・ 金持ちのいるところは、いざとなれば金で買えるので、税金が低く、公共サービス低くていいというのを選択する人が多い。ところが、貧しい人々はサービス給付が充実している税率の高いところに動いていく。

○ 韓国の番号税度とクレジット減税について

- ・ 韓国は完全な番号制が入っていて、本人を証明する番号を持っていなければならない。
- ・ 韓国ではクレジットカード減税というのをやっている。国内の店で買物したときのみ、カードで買物すると減税される。所得税から消費額が控除される。
- ・ カードで買物をすると、自営業者、中小企業が、完全に所得を把握される。所得の完全な把握が可能となり、脱税ができなくなった。

○ 幸福度について

- ・ 所得と幸福というのは、あるところまでは比例する。しかし、幸福を決めている

のは経済的な要因ではなくて、家庭や子どもなどの社会的な要因である。経済的な要因はある一定の限度になると落ち込む。

○ 農林水産業による地域振興について

- ・ 地域の衰退を招いたのは、農林水産業の衰退である。農林水産業こそ、都会には持ってくることができない地域でしかできない産業活動。製材業やニシン漁などで栄えていた町がだめになった。
- ・ 日本の自給率の向上につなげるためにも、プラス面の対策を講じていかないといけない。単に都会が集中し過ぎているから、それを分散させようという抑えるやり方だけではとてもうまくいかないのではないか。

○ 研究会の進め方について

- ・ 今回の説明は非常にセンセーショナルでわかりやすい。こういう発想について議論したり、周知するみたいなチャンスがあればいい。研究会の限られた時間の中で、もっと色々な情報や背景、側面を知りたい。

○ アジアよりも高水準な日本の税制への対応について

- ・ 日本の経済上のコンペティターはアジア各国になっている。相対的に日本の税制は高水準。所得税等の税制について比較する場合、欧米だけでなくアジア諸国との比較・検討も必要である。そのうえで、日本の税制を考えるべき。

二 国民の暮らしを取り巻く状況について

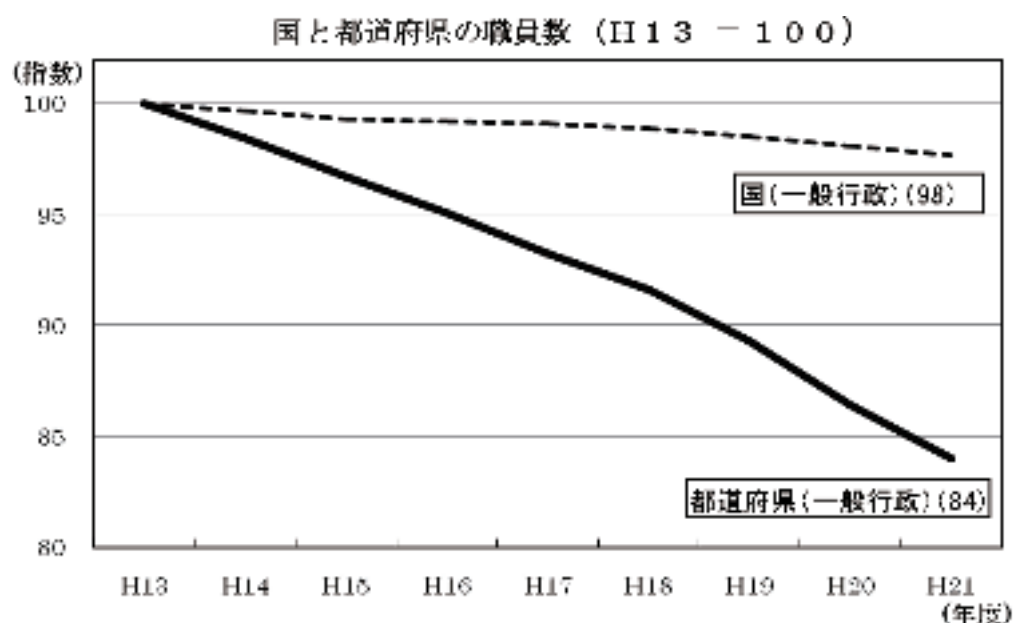
＜全国知事会調査第一部 重松委員からのプレゼン（以下の内容）を基に議論＞

最近の税制論議においては、往々にして負担感の側面のみに着目し、一部の国民や団体からの議論に傾きがちで、本来あるべき公平でわかりやすい税制度の構築に向けての国家的見地、全国民的見地での検討が乏しいのではないかと指摘がある。単なる「財政健全化」のための消費税増税論議や単なる財政収支の帳尻合わせを目的とした見境のない「行革」による行政サービスの低下さらには切り捨てという結果に陥ることは避けなければならない。本来あるべき受益と負担のバランスについての検証を行い、税制改革のあるべき方向性についての考え方を示すことにより、国民の理解と信頼に支えられた税制度を再構築し、持続的な行政運営体制を確保していく必要がある。

そのような観点から、我が国における物価等の変動と税負担の変遷を見ながら現況の検証を行うとともに、現在の住民負担と行政サービスの実態や諸外国における実情や取組についての比較等、様々な角度から見つめ、我が国における税制全般を俯瞰しながら負担の公平、行政サービスとのバランス等について議論を深めることが求められる。

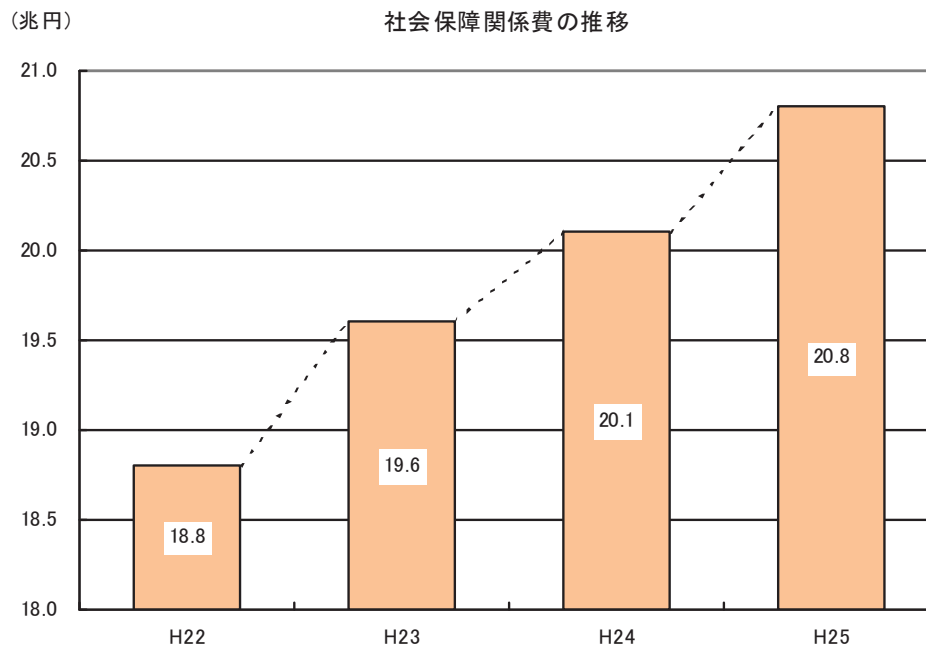
1 議論の前提

消費税あるいは地方消費税の増税議論をする前に、まずは行革による行政コストの大幅削減をすべきというのはよくある議論である。その視点は納税者として当然のものであり、実際に、地方公共団体においては徹底的な事務の見直し・合理化により、職員数の大幅な削減や給与カットなどの努力をこれまで行ってきた（資料「国と都道府県の職員数」参照）。



（出典）全国知事会「都道府県行政改革白書」

しかし、一方で、社会の高齢化・少子化等に伴い福祉・医療分野等の行政サービスにかかる地方の財政需要は、少なくとも毎年7000億円程度の増が見込まれるなど、今後の急激な増嵩が指摘されており（資料「社会保障関係費の推移」参照）、安定的で偏在性が小さい地方消費税の引上げを中心に、地方税の充実による地方財源の確保は喫緊の課題となっている。



(出典) 全国知事会「地方財政の将来推計」(2010年)

2 物価変動等経済の動向と税負担の現状

一方で、地方消費税など消費課税の強化は、いわゆる「消費税の逆進性」によって低所得者の生活を圧迫すると言う理由での反撥がある。

そこで、ここでは、「消費課税の逆進性」とその裏返しとしての「所得課税の累進性」について検討してみることにした。

(1) 最近の我が国税制の変遷傾向について

① 所得課税における所得再配分機能は本当に発揮されているのか

～最近の税制改正に見る累進課税機能の低下傾向～

消費課税に関して「逆進性」が指摘される一方で、所得課税等においては、その累進税率構造によって、高所得者がより多くの税を負担し、低所得者は少ない税負担とすることで累進的課税となり、所得の再配分機能を果たすものと一般に言われている。しかしながら、少なくとも我が国の現状を見ると、この所得課税の累進性は果たして本当に機能しているのだろうか。まずは、このことについて検証する必要がある。

最近における所得税の最高税率の改正経緯などを見ると、以下のとおりとなっており、その累進構造の明らかな低下が見られる。そして、そのことによる再配分機能の低下がいわゆる所得格差の拡大を加速させている要因のひとつとなっているのではないかと推察される。

平成11年に負担軽減措置法による所得税の最高税率の改正がなされた。これによると、課税所得3,000万円超の者については税率が50%だったものを、1,800万円超という括りに下げられ併せて税率は37%に引き下げられている。特定扶養控除等についても58万円が63万円とされている。

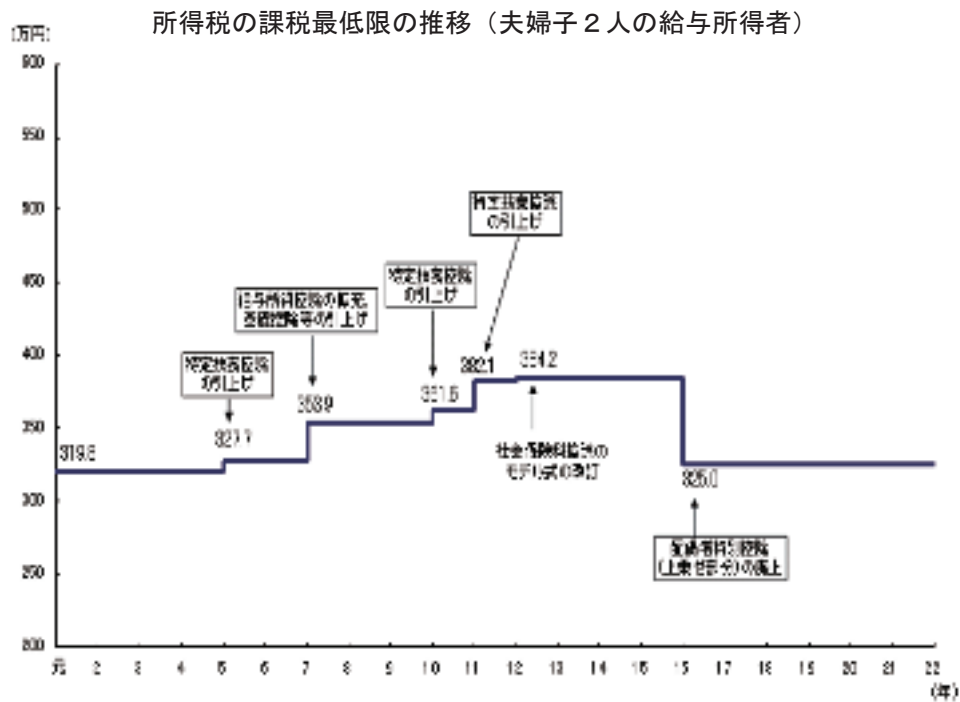
平成19年の地方への税源移譲の際は納税者の税負担を極力変動させないことが前提とされ、応益性の観点、偏在性の縮小といった観点から、地方税（住民税）についてはその税率を10%に一本化され、所得税についても所得再配分機能を発揮するよう最低税率が10%から5%に引き下げ、最高税率は37%から40%に引き上げたことでよりより累進的にされた。

しかし、平成7年から19年までの推移を見た場合は、それとは逆の動きになっていることが伺える。すなわち、平成7年と平成19年の比較では、課税所得金額695万円以下の層については20%と全然変わっていない。900万円以下の層は税率20%が23%と課税強化、そして1,800万円以下の層も30%が33%と強化される一方で、1,800万円超の層は税率が40%のまま変わらない、逆に3,000万円超の層にいたっては50%が40%にと大幅な減税がなされている。実質的に中間層以下の負担強化がされて、高額所得者層に関しては結果的に負担軽減が行われているわけである。

所得税の税率構造の変遷

所得区分	平成7年 税率(%)	平成11年 税率(%)	平成19年 税率(%)
～195万円	10	10	5
～330万円			10
～695万円	20	20	20
～900万円			23
～1,800万円	30	30	33
1,800万円～	40	37	40
～3,000万円			
3,000万円～	50		

(出典) 財務省HP「所得税の税率構造の推移」より作成



（出典）財務省HP

すなわち、これまではより累進的な税率構造の強化ではなく、特に高額所得者に対する累進構造の緩和が行われてきたのではないかという疑問が提示される。さらに税率だけでなく、配偶者特別控除の廃止などにより、中間層、低所得者層については、質的に課税強化されていると言える。

このような状況を見たとき、消費税・地方消費税の引き上げにあたっては、所得税における中間所得者層・低所得者層の税負担軽減、高額所得者層の課税強化など一定程度の配慮を併せて行うなど所得再配分機能の強化を図ることで、多くの国民層における税負担の公平感を確保することが必要かもしれない。このことは、結果的にではあるが、赤字申告を余儀なくされていることで法人税減税の恩恵に浴することが少ない中小・零細企業の多くにとって、賃金コストの抑制効果として働くことも考えられる。また、消費税増税による購買意欲の低下懸念に対して一定の緩和効果も期待できることから、地域経済のさらなる低迷への抑止要因にも繋がるのではないだろうか。

② 消費税の「逆進性」について

消費税の増税に反対する論拠として、その逆進性すなわち「弱者に厳しい」ことがしばしば指摘される。そのような中で、消費税の逆進性についても改めて考えてみたい。第一章でも触れられているとおり、消費税は逆進性が強いという指摘は理論的に正しいと言わざるを得ないが、これは、所得に一定の格差があること、そして各階層における消費性向の違いが前提となっている。

しかし、発想を単純化、すなわちいわゆる消費性向を敢えて無視しニュートラルな視点から見れば、消費課税は単に購入する商品の価額に応じて税を負担するといういわば

比例的なものではないかとも考えられる。例えば300万円のブランド銘品ハンドバッグを買う人は15万円の税負担となるが、一般的な3万円のバッグを買う人は1,500円の負担にとどまるとすれば、そこに逆進性を見出すことは説明しにくい。

しばしば指摘される飲食費についてはどうか。高級レストランで5万円のコース料理に5万円のワインを共にする食事を摂る場合は5千円の消費税負担となるが、300円牛丼の場合は15円の税負担となるし、食材費の場合でも、高額所得者も低所得者もすべて全く同じ物を購入するという非現実的な前提に立てば、明らかに低所得者には厳しいことになるわけだが、それは現実的ではない。その意味で、逆進性だけを理由に消費税が低所得者層に厳しいという主張は必ずしも十分な説得力があるものとは言い難い。

低所得者層や中間層は可処分所得が少ないため、その所得の多くを生活必需経費が占めてしまうこととなるが、「大金持ち」と言われる高額所得者層では、相当に贅沢な生活を送ったとしても、その所得全部を「消費」に回し切れないとすれば、その余剰分は貯蓄に、あるいは証券・土地など投資資金に振り向けられることになってくる。そういう余裕がない低所得者層と比較し、その担税力を考慮すれば逆進性は確かに見受けられる。

こうしたことを考え合わせれば、消費税制度に食料品等生活必需品への軽減税率の創設だけでなく、むしろ所得税、相続税も含めた税制全体の中で消費税の逆進性緩和の検討がなされるべきではないか。すなわち、期限付きとはいえ10%と極端に低い税率が設定されているいわゆる証券税制の強化、少なくともその優遇税制を見直し本則課税化を行うことや、相続税の基礎控除など資産税の見直しなどを含めた税制抜本改革全体の検討の中で消費税・地方消費税の増税についてきちんと考えるべきというものである。

因みに、近年の我が国の相続税制と証券税制の動向は下記の通りであり、むしろ高額所得者を優遇するという方向で近年の税制改正が行われてきていると指摘せざるを得ない。

相続税の改正経緯（イメージ）

区 分	昭和52年12月改正前	昭和64年12月改正 (昭和63年1月1日以後適用)	平成4年改正 (平成4年1月1日以後適用)	平成15年改正 (平成15年1月1日以後適用)	平成15年改正(通り)
税率構造 (1/4～12段階)					
基礎控除等	2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数 (8,200万円)	4,000万円 + 800万円 × 法定相続人数 (6,400万円)	4,800万円 + 950万円 × 法定相続人数 (7,650万円)	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数 (8,000万円)	同 上 〔相続時精算課税 制度の創設〕
年 分	昭和52年	平成3年	平成5年	平成14年	平成15年
課税割合	7.9 %	6.8 %	6.0 %	4.5 %	4.2 %
負担割合	17.4 %	22.2 %	16.6 %	12.1 %	11.9 %

(出典) 財務省HP

上場株式等の配当等及び譲渡益の課税について

【改正前】

	～H20. 12	H21	H22	H23	H24.1～
税 率	10%	【原則】 20% 【特例措置】 上場株式等の配当等 (100万円以下の部分) 10% 上場株式等の譲渡益 (500万円以下の部分) 10%	10%		20%
損益通算	—	上場株式等の譲渡損と配当等の損益通算 H21.1～ 確定申告による対応 H22.1～ 源泉徴収口座内における損益通算を可能に			



【改正後】

	～H20. 12	H21	H22	H23	H24.1～
税 率	10%	10%	10%	10%	20%
損益通算	—	上場株式等の譲渡損と配当等の損益通算 H21.1～ 確定申告による対応 H22.1～ 源泉徴収口座内における損益通算を可能に			

(注) 恒久的配賦を有しない非居住者並びに内国法人及び外国法人が支払を受ける上場株式等の配当等に対する軽減税率(7%)は、平成23年12月31日まで延長(【改正前】平成21年3月31日まで適用)。

(出典) 金融庁HP

(2) 生活の豊かさと貧しさの相対的な変化

～給与所得の動向と物価の変遷との比較～

かつては「1億総中流」と言われていたが、今はそうではなくなっているのではないかという指摘がある。生活の豊かさと貧しさの相対的な変化について、本当に我々は豊かになったのかということについて物価動向と給与所得の動向から考えてみる。

消費者物価指数の比較を見ると、昭和48年と平成21年の36年間では約2.5倍の上昇となっている。

国家公務員のいわゆるキャリア職員の初任給は昭和48年(上級甲)55,600円だったものが平成21年では(I種)181,200円と約3.26倍、そして地方公務員の新規採用職員は昭和48年46,115円だったものが、平成21年で173,020円と約3.75倍、一般的に子供が高校・大学進学時期に当たると考えられる55歳・勤続23年程度の職員では昭和48年153,231円だったものが平成21年では420,835円と約2.7倍程度の上昇にとどまり、いわゆる壮年期・熟年期の職員については給与上昇率が抑えられていることが見てとれる。地域社会の民間給与水準に関しては、往々にして地方自治体職員給与が一定の目安として算定されることが多

物価等の動向と給与の比較

消費者物価指数 (総合指数) 平17=100	昭和48年 a 40.5	平成21年 b 100.3	$b/a \times 100$ 247.7%
国家公務員初任給 (上級甲・I 種)	昭和48年4月 a 55,600 円	平成21年4月 b 181,200 円	$b/a \times 100$ 325.9%
地方公務員給与 新規採用 55歳・勤続23年	昭和48年4月 a 46,115 円 153,231 円	平成21年4月 b 173,020 円 420,835 円	$b/a \times 100$ 375.2% 274.6%
東京大学授業料	昭和48年4月 a 36,000 円	平成21年4月 b 535,800 円	$b/a \times 100$ 1488.3%
大学入試受験料 東京大学 早稲田大学	昭和48年 a 3,000 円 8,000 円	平成21年 b 35,000 円 35,000 円	$b/a \times 100$ 1166.7% 437.5%
郵便料金 封書 葉書	昭和48年4月 a 20 円 10 円	平成21年4月 b 80 円 50 円	$b/a \times 100$ 400.0% 500.0%
山手線旅客運賃 (初乗り)	昭和48年4月 a 30 円	平成21年4月 b 130 円	$b/a \times 100$ 433.3%
営団地下鉄(東京地下鉄)初乗り運賃	昭和48年4月 a 40 円	平成21年4月 b 160 円	$b/a \times 100$ 400.0%
朝日新聞月購読料	昭和48年7月 a 1,100 円	平成21年4月 b 3,925 円	$b/a \times 100$ 356.8%
岩波文庫★の価格	昭和48年4月 a 70 円	平成21年4月 b 210 円	$b/a \times 100$ 300.0%
麒麟ビール(ラガー) 1本	昭和48年10月 a 160 円	平成21年4月 b 345 円	$b/a \times 100$ 215.6%
米10Kg小売り価格	昭和48年 a 2,070 円	平成20年 b 3,664 円	$b/a \times 100$ 177.0%
麦10Kg小売り価格	昭和48年 a 96 円	平成20年 b 260 円	$b/a \times 100$ 270.8%
トヨタ・クラウンRS 新車価格	昭和48年 a 136 万円	平成21年 b 520 万円	$b/a \times 100$ 382.4%

(出典) 総務省「地方公務員給与実態調査」、朝日文庫「週刊朝日編 戦後値段史年表」、東京大学HP、早稲田大学HP、J R 東日本HP、展望社「物価の文化辞典」、ビール酒造組合HP、総務省統計局HP「主要品目の東京都区部小売価格」「調査品目の東京都区部小売価格」、トヨタ自動車(株)資料。

いと言われるが、そうだとした場合は、この傾向は我が国の年功序列賃金体系が徐々に変質してきていること、進学率の上昇も相まって教育費が家計を圧迫してきていることを伺わせる。

そこで、東京大学の年間授業料を見ると、この間独立法人化によりシステムが変わったという事情はあるものの、昭和48年36,000円であったものが、平成21年535,800円と約15倍になっている。大学入試受験料についても、国立である東京大学の場合は昭和48年3,000円であったものが、平成21年では35,000円と約11.7倍、私立の早稲田大学の場合でも昭和48年8,000円だったものが平成21年で35,000円と約4.4倍になっている。これを見る限り、かつては、親の所得格差に応じて、一定の選択肢があったものが狭まるとともに、特に地方在住者などは、共働き所帯、そして学生アルバイトを条件に加えないと下宿を伴う東京での大学進学は厳しい状況になっており、都内在住で一定の裕福な家庭の子弟でなければ充実した体制での学究専念が事実上難しくなっている。あまり裕福では無い家庭の子弟の場合、地方の優秀な学生の進学が困難になるなど、いわゆる「機会の不平等」が拡大しつつあることを裏付けるものとなっている、

郵便料金についてみるとは、昭和48年から平成21年の間で、封書は20円が80円と4倍、葉書では10円が50円と5倍。山手線の初乗り料金は30円が130円と約4.3倍、地下鉄初乗り料金では40円が160円と4倍、新聞の月購読料は1,100円が3,925円と3.57倍、岩波文庫は最も安価なもので70円が210円と3倍、ビール1本は160円が345円と2.16倍となっている。

一方で、米10キロ当たり小売り価格は昭和48年で2,070円だったものが平成20年では3,664円と1.77倍、麦10キロあたり小売り価格では昭和48年96円が平成20年260円2.7倍と他の物価に比べて上昇率が低い、このことは農家所得が相対的に抑えられていることを伺わせるものとなっている。このことは、大都市と農村の所得格差の拡大を示唆するものとも言えるかもしれない。

また、我が国のモータリゼーションが進展していた昭和48年には「いつかはクラウン」というキャッチコピーで販売促進がなされ、人々の憧れと羨望のシンボルでもあったトヨタクラウン・ロイヤルサルーンは昭和48年136.3万円であったが、平成21年では520万円と3.8倍、しかもかつての社会的地位はレクサスシリーズや高級輸入車に今や譲っている。

これらを概観すると、最も信頼性が高いとされる消費者物価指数はともかく、生活の実感としてとらえた場合には、諸物価は4倍から5倍ぐらいのところまで上昇しているのにも関わらず、給与所得はそれに追いついていないとは言い難く、少なくとも30数年前よりも相対的に人々の暮らしは厳しいものとなっているのではないかということが

見てとれる。すなわち、「一億総中流」は崩れ、二極階層化が進展して来ていることが伺える。

にもかかわらず、多くの人々は「昔は買えなかった大型液晶ＴＶも今や我が家で見ることが出来るようになった。」「昔は夢だった「外車」を持つことが出来た。」「女優のファッションと思っていた夢のブランド婦人服も着ることが出来るようになった。」と自らは昔に比べて格段に生活が向上していると錯覚している。しかし、これらは「昔は王子様でも食べられなかったアイスクリームを食べることが出来る。」ということと大して変わらない。それらは、経済社会のイノベーションの成果やプラザ合意以来の為替に起因するものであり、そのことが直ちに現代における「豊かさ」の証とはならないことに留意する必要がある。むしろ、我が国においては、圧倒的多数の人々がいまや（ちょっと古い表現ではあるが）「勝ち組」ではなく「負け組」に分類されようとしていることを直視しなければならない。常に「安心していたい」という人間の心理を考慮したとき、このことは「信じたくないこと」であることは理解できるが、現状認識が無い限り、「自らが努力して得た我が成果を、努力もしない怠惰な人々のために分かつ気にはなれない」という勝ち組の論理に加担させられることによって、自らの生活を支えている行政サービスを切り捨て、自らの首を絞めてしまうおそれがあるからである。

そのような視点に立って、現在の行政サービスと税制度について、そのバランスを検証するとき、総じて低所得者層、中間層に厳しい税制になっていることが伺えることから、これ以上の増税には反撥が大きいのではなかろうか。その結果、「行革」「自己責任」の掛け声とともに行政サービスの切り下げ・切り捨てが行われ、さらに受益の実感が薄れることで、現行税制への不信感をさらに拡大させているという悪循環に陥ることが懸念される。このような中で、まずは今の税制の抜本的な見直しが急がれる。

その場合、次の古い警句が思い起こされる。

「公の税金はそれを吸い上げる源から遠ざかれば遠ざかるほど重くなってくる。……この負担の軽重は、課税の量によってではなく、税がそれを払った人々の手に戻ってくるために歩まねばならぬ道のり（の長短）によってはからなければならない。この流通がうまくいけば、納税の多少など問題ではなく、人民はつねに富み、財政はつねに健全である。」（Ｊ．Ｊルソー「社会契約論」より）

もともと、これは「社会」を今後も維持していくことを必要と考えるときの前提であることは言うまでもないが。

3 我が国のGDPの推移

ところで、先のリーマンショック以来米国は経済的に衰退の一途を辿っているという声があり、我が国は１９６８年以来保ってきた世界第二位の経済大国の地位を２０１０年には中国に明け渡したとはいえ、まだまだ豊かな国に違いなく、さらに行革を推進し緊縮財政と増税によって、財政収支の改善を図って、国際的な信用を確保していく必要があるという考え方が強い。その前提は果たして、正しいのだろうか。米国は、その圧

倒的な経済規模、軍事力などを背景に少しずつ回復に向かっているとの指摘もあり、一方で我が国においては、人口減傾向に加え、物的・人的資源確保の見通し、技術開発力の低下、社会組織体制の揺らぎ、さらには今後の経済戦略に確たるものが見られないことから悲観的な見方をする人が多い。

(1) GDPの国際比較

2009年における各国のGDP比較ベスト10は下記の左表のとおりとなっており、1位は14.4兆ドルの米国、2位は5.3兆ドルの日本、3位は中国4.8兆ドル、以下ドイツ、フランス、英国、ロシアと続いている。ただし、1位の米国は2～4位の日本・中国・ドイツのGDP合計さえも上回っている圧倒的な規模であることに留意しなければならない。

しかし、右表のPPP (Purchasing Power Parity) 換算GDPで比較したとき、1位の米国は変わらないが、すでに2位は中国となり、しかも9.1兆ドルと3位の日本4.5兆ドルの倍以上と大きく水をあけている。また、左表では10位であったインドが4位に、番外であったブラジル、メキシコがランクインしていること、逆に先進国と言われる国々がいずれも下位にスライドしていることが特徴的である。

各国のGDP比較(2009)

順位	国名	GDP (単位:百万USドル)	順位	国名	PPP換算GDP (単位:百万USドル)
1	アメリカ	14,400,000	1	アメリカ	14,400,000
2	日本	5,322,000	2	中国	9,128,000
3	中国	4,818,000	3	日本	4,546,000
4	ドイツ	3,440,000	4	インド	3,728,000
5	フランス	2,734,000	5	ドイツ	2,989,000
6	英国	2,840,000	6	ロシア	2,310,000
7	ロシア	1,680,000	7	英国	2,277,000
8	スペイン	1,581,000	8	フランス	2,226,000
9	カナダ	1,468,000	9	ブラジル	2,114,000
10	インド	1,362,000	10	メキシコ	1,624,000

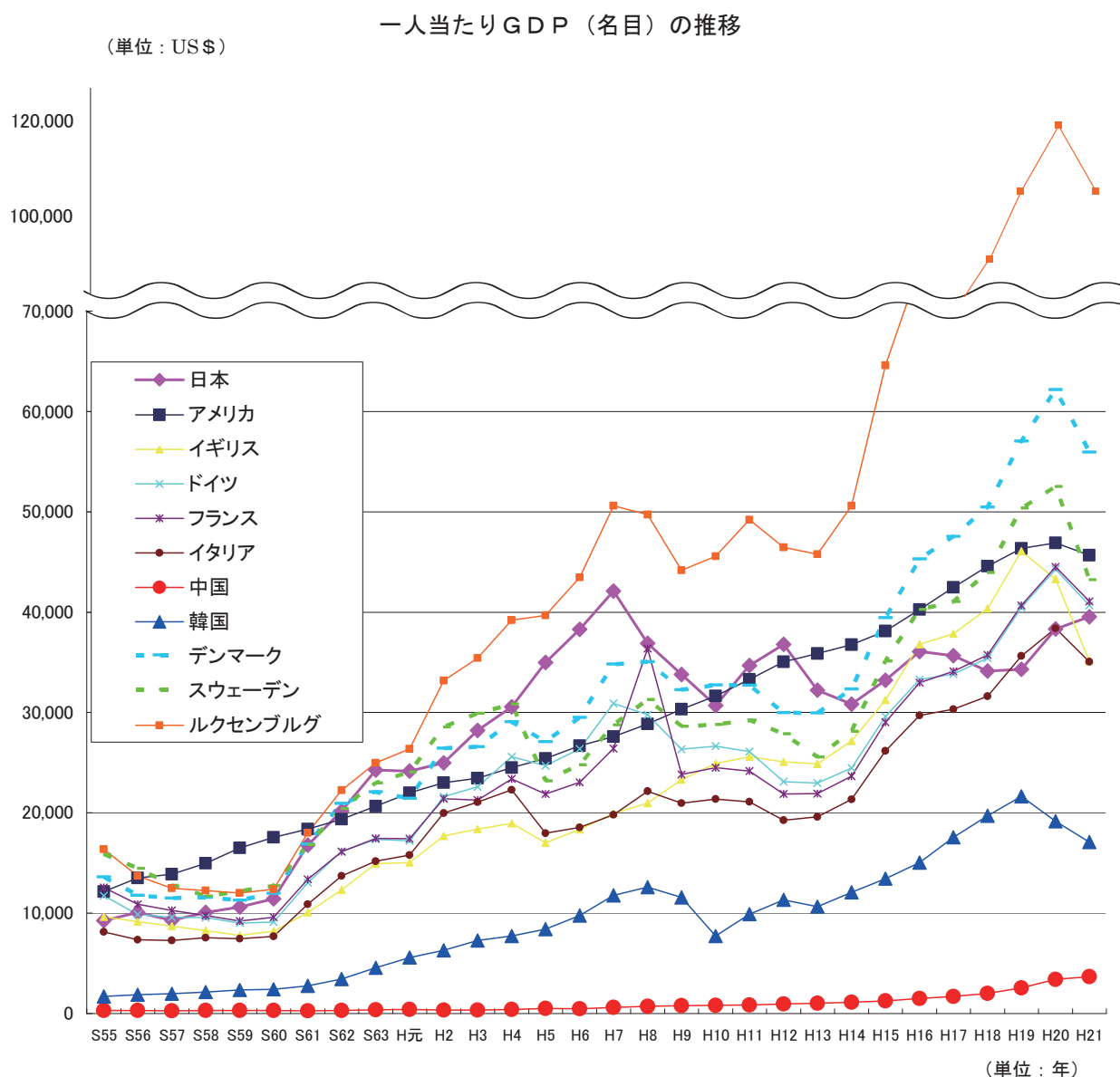
注: PPP (Purchasing Power Parity) 換算GDPとは等価購買力による実質為替換算によるGDPであり、いわゆるビッグマック指数などがこれに当たる。

出典: Economist, The world in 2009

(2) 一人当たりGDPの推移

一人当たりGDPの各国の状況を比較すると、日本は、平成5年時点で世界第2位であったのが、近年では16位に低下している。

このことは、まさに我が国の生産性が相対的に低下傾向にあることを意味するもので、事態は極めて深刻と言わざるを得ない。経済成長には、単なる静的な消費流通経済の維持ではなく、適宜適切な時期における飛躍的なイノベーションが必要とされている。その基盤として、不断の研究開発、そして資源の確保、教育の充実による質の高い労働力の育成が不可欠であり、そのためには地方において行政と地域経済団体及び大学等の研究・教育機関の効果的な連携による取り組み、そして単なるセーフティーネットとしてだけでなく労働力の維持・育成の観点からも福祉・医療体制の確保が喫緊の課題となる。にもかかわらず、これに必要な財政基盤が確保されていないばかりか、今、緊縮財政による投資節約と財政健全化に向けての取り組みのみが急がれているのは理解に苦しむところである。



OECD諸国の一人当たり国内総生産（名目GDP）（米ドル表示：暦年）

	1981	1983	1985	1987	1989	1991	1993	1995	1997	1999	2001	2003	2005	2007	2009
1	スイス 15649	スイス 15852	アメリカ 17546	スイス 26980	スイス 27745	ルクセンBRG 35435	ルクセンBRG 39674	ルクセンBRG 50591	ルクセンBRG 44171	ルクセンBRG 49215	ルクセンBRG 45771	ルクセンBRG 64579	ルクセンBRG 81022	ルクセンBRG 106945	ルクセンBRG 106277
2	ノルウェー 15333	アメリカ 14965	ノルウェー 15472	ルクセンBRG 22257	ルクセンBRG 26358	スイス 35029	日本 34987	スイス 44619	スイス 37195	スイス 37426	ノルウェー 37874	ノルウェー 49312	ノルウェー 65342	ノルウェー 82349	ノルウェー 78404
3	アイスランド 14910	ノルウェー 14724	スイス 15226	アイスランド 22111	日本 24153	スウェーデン 29926	日本 42086	ノルウェー 35919	ノルウェー 35919	ノルウェー 35645	アメリカ 35866	スイス 43896	アイスランド 55099	アイスランド 65601	アイスランド 63075
4	スウェーデン 14467	カナダ 13159	カナダ 13765	ノルウェー 22080	スウェーデン 24067	日本 28203	ノルウェー 27404	デンマーク 34796	日本 33809	日本 34669	スイス 35001	アイスランド 39534	スイス 49655	アイスランド 59373	デンマーク 55944
5	ルクセンBRG 13713	オーストラリア 12606	スウェーデン 12720	デンマーク 20941	ノルウェー 23840	ノルウェー 28075	デンマーク 27101	ノルウェー 34172	デンマーク 32249	アメリカ 33298	日本 32215	デンマーク 39448	アイスランド 48522	デンマーク 57036	アイスランド 49637
6	オーストラリア 13618	ルクセンBRG 12266	ルクセンBRG 12379	スウェーデン 20418	フィンランド 23507	デンマーク 26563	アメリカ 25412	ドイツ 30891	アメリカ 30330	デンマーク 32690	デンマーク 29956	アメリカ 38128	デンマーク 47550	スイス 56981	オランダ 48078
7	アメリカ 13494	スウェーデン 11713	アイスランド 12178	日本 20171	アイスランド 22111	アイスランド 26389	ドイツ 24691	オーストラリア 29985	スウェーデン 28621	アイスランド 31541	アイスランド 27795	アイスランド 37915	アメリカ 42466	スウェーデン 50366	アメリカ 45674
8	カナダ 12114	デンマーク 11577	デンマーク 11970	アメリカ 19350	アメリカ 21988	フィンランド 24977	オーストラリア 23816	スウェーデン 28739	アイスランド 27400	スウェーデン 29218	アイスランド 27128	スウェーデン 35132	スウェーデン 41039	オランダ 47782	オーストラリア 45568
9	デンマーク 11787	アイスランド 11496	オーストラリア 11598	フィンランド 18246	デンマーク 21446	アメリカ 23442	アイスランド 23225	ベルギー 28031	ドイツ 26332	オーストラリア 26391	スウェーデン 25557	日本 33221	オランダ 39129	オーストラリア 46566	オーストラリア 44922
10	フランス 10906	フィンランド 10348	日本 11448	オーストラリア 16250	カナダ 20366	ドイツ 22612	スウェーデン 23172	アメリカ 27606	オーストラリア 25963	ドイツ 26113	オランダ 24974	オランダ 33181	イギリス 37852	フィンランド 46505	フィンランド 44576
11	フィンランド 10784	日本 10066	フィンランド 11208	ドイツ 16165	オーストラリア 19147	オーストラリア 22200	ベルギー 21980	オランダ 27099	オランダ 24765	オランダ 26026	イギリス 24984	フィンランド 31483	フィンランド 37297	アメリカ 46337	ベルギー 43666
12	オランダ 10672	オランダ 9892	フランス 9595	フランス 16127	フランス 17424	カナダ 21336	フランス 21885	フランス 26421	ベルギー 24502	アイスランド 25645	フィンランド 24009	イギリス 31246	オーストラリア 37206	イギリス 46092	スウェーデン 43209
13	ベルギー 10480	フランス 9776	オランダ 9197	カナダ 15939	オーストラリア 17312	フランス 21280	オランダ 21419	アイスランド 26248	フィンランド 23911	フィンランド 25606	イギリス 23644	オーストラリア 31044	オーストラリア 36828	オーストラリア 44849	フランス 41080
14	日本 10062	ドイツ 9547	ドイツ 9127	オランダ 15479	ドイツ 17208	イタリア 21052	カナダ 19651	フィンランド 25587	フランス 23807	フィンランド 25211	カナダ 23065	ベルギー 29999	ベルギー 35957	カナダ 43243	ドイツ 40672
15	ドイツ 9878	オーストラリア 9455	オーストラリア 9092	ベルギー 14932	ベルギー 16298	ベルギー 20754	オーストラリア 18105	オーストラリア 21677	オーストラリア 23595	ベルギー 24865	ドイツ 22965	ドイツ 29594	日本 35675	ベルギー 43176	カナダ 39599
16	オーストラリア 9314	ベルギー 8728	ベルギー 8634	オーストラリア 14104	オランダ 16118	オランダ 20133	イタリア 17964	カナダ 20152	イギリス 23304	フランス 24156	ベルギー 22581	フランス 29014	カナダ 35161	フランス 40671	日本 39530
17	イギリス 9138	イギリス 8269	イギリス 8209	イタリア 137161	イタリア 15788	オーストラリア 19266	フィンランド 17236	イギリス 19943	アイスランド 22178	オーストラリア 22501	フランス 21905	オーストラリア 28035	フランス 34094	ドイツ 40470	アイスランド 38022
18	NZランド 7914	イタリア 7546	イタリア 7699	イギリス 12332	イギリス 15058	イギリス 18382	イギリス 17000	イタリア 19810	カナダ 21318	カナダ 21751	オーストラリア 20105	カナダ 27368	カナダ 33813	イタリア 35641	イタリア 35109
19	イタリア 7344	NZランド 7511	NZランド 7145	NZランド 11378	NZランド 13094	スペイン 14338	アイスランド 14234	アイスランド 18633	イタリア 20959	イタリア 21097	イタリア 19610	イタリア 26163	イタリア 30332	日本 34307	イタリア 35059
20	アイスランド 5827	アイスランド 5790	アイスランド 5830	アイスランド 9291	アイスランド 10850	アイスランド 13704	スペイン 12986	イスラエル 17328	イスラエル 18623	イスラエル 18077	イスラエル 19094	スペイン 21037	NZランド 27517	スペイン 32133	スペイン 31877

（出典）内閣府「経済社会研究所資料」より作成

4 格差の状況（ジニ係数の推移・各国の状況）

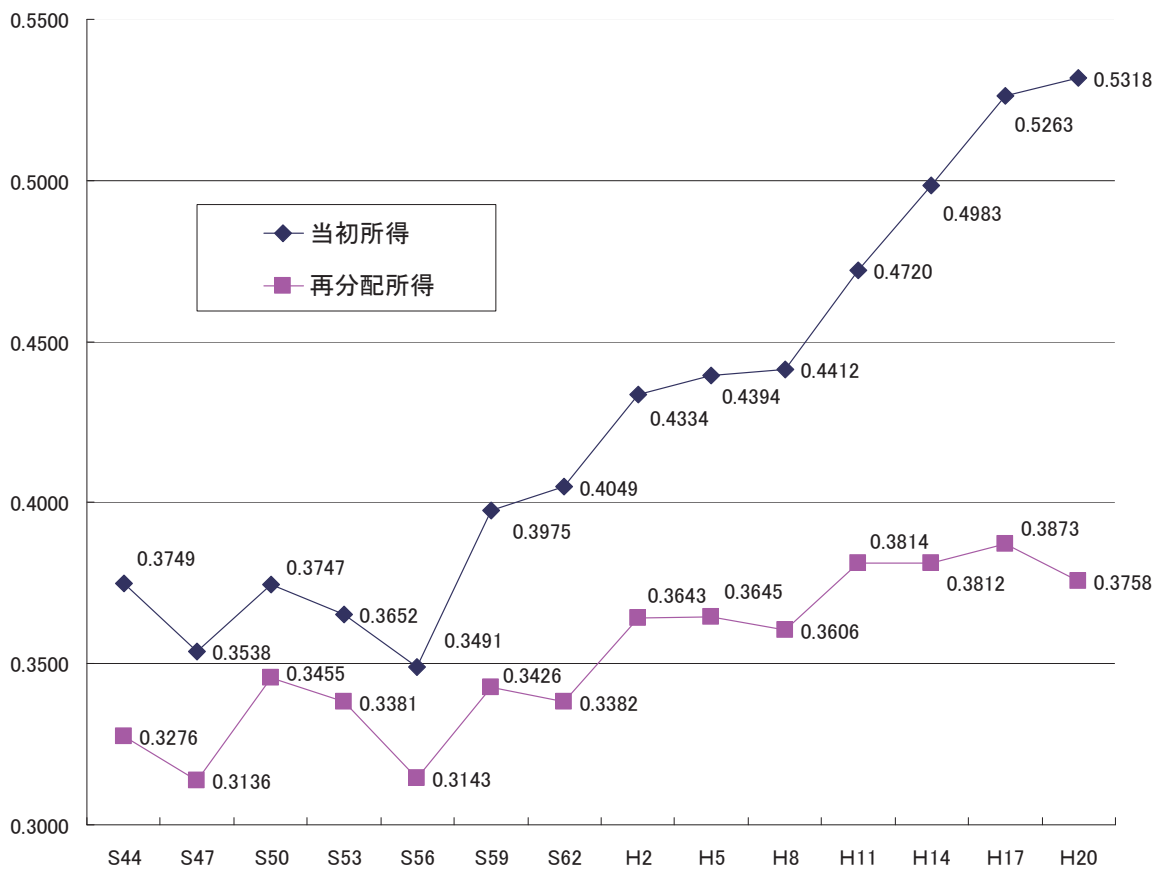
ジニ係数とは、所得格差を表す指標で、イタリアの統計学者であるジニが考案したものである。全員の富がまったく同じ完全平等を0、数値が大きくなるほど不平等度が高くなり、すべての富が1人に集中する不平等を1とする。非正規労働者の広がりなどから、格差の問題が指摘され、注目を浴びた。

厚生労働省が3年に1回実施している、税金や社会保障などの再分配機能による所得への影響を調べた08年所得再分配調査の結果によると、ジニ係数は、再分配前の当初所得で0.5318と前回の05年調査（0.5263）から増加し過去最大で、所得格差が広がっていることが分かる。

ただ、再分配後は0.3758と前回（0.3873）から0.0115ポイント減少し、再分配による改善度は29.3%で過去最高となっている。当初所得のジニ係数は84年以降、増加を続けている。

このジニ係数に見る格差拡大の程度や国際比較には、我が国における高齢化の影響を指摘する声や、社会保障給付の取り扱い方等を巡って様々な議論があるところではあるが、少なくとも傾向として、格差の拡大が見られることにはあまり異論が無いように考えられるところである。

所得のジニ係数の推移



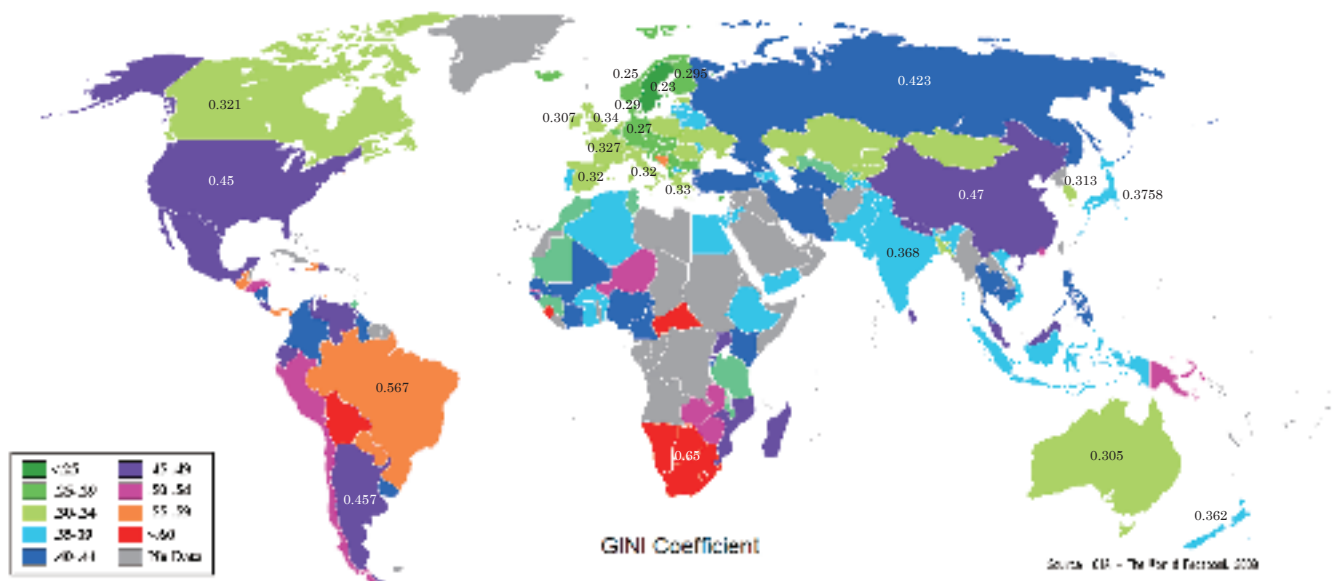
（出典）厚生労働省「所得再分配調査」より作成

（単位：年）

また、アメリカのC I Aのデータを見ると、日本は0.3758と、インドと同じグループになる。アメリカは、0.450という状況である。

一方、北欧やヨーロッパ地域は、世界的にも格差が小さいという状況を示している。このことから、第一章で示された累進課税制度よりも比例的な課税に基づき、貧富の差にとらわれない平等な社会給付という北欧社会における議論は首肯出来るものとなっている。

各国のジニ係数の分布状況



(出典) CIA The World Factbook 2009

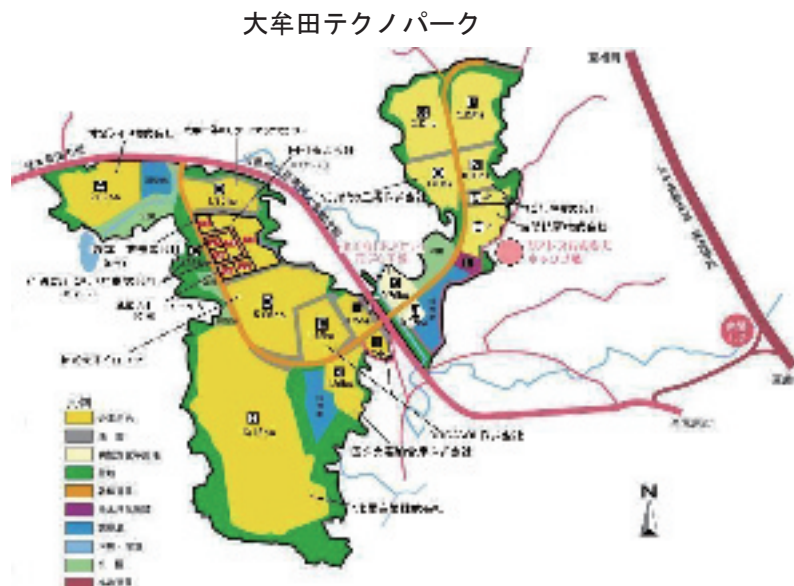
5 住民サービスが果たす役割

前節では、我が国や各国におけるジニ係数の状況等を見てきたが、地方の経済、雇用、住民サービスに関して、福岡県大牟田市、熊本県荒尾市、富山県富山市、同高岡市の状況を例に見てみる。

「都市の城壁は、農家を取り壊した石材によってのみ作られる」という旧くからの警句があるが、仮にそうであれば、もう一度「農家」を作り直すことが現在求められているのではないだろうか。

（１）福岡県大牟田市、熊本県荒尾市の状況

福岡県大牟田市、熊本県荒尾市は、ともに旧産炭地域として我が国経済を牽引してきた地域である。石炭から石油へというエネルギー政策の転換が行われるまで、約120年間、炭鉱の企業町として発展を続けた。ここでは、かつて炭鉱を経営する企業が、従業員の雇用はもちろん、電気、水道といった光熱水費から、銭湯、病院などの生活面、演劇などの文化活動、娯楽に至るまで、すべてにおいて責任を持っていた。こうした、会社と従業員とが仕事と暮らしを通じて一体となった企業経営の仕組みは、かつての我が国の急速な経済発展を支えた原動力そのものであり、日本型経営の典型として企業城下町のある全国各地でも同様の状況が見られた。現在では、産業構造の転換が図られ、工業団地誘致への積極的な取組、テーマパークと一体となった宅地開発、炭鉱跡地を活用した世界遺産登録への試みなど、新たなまちづくりが進められている。



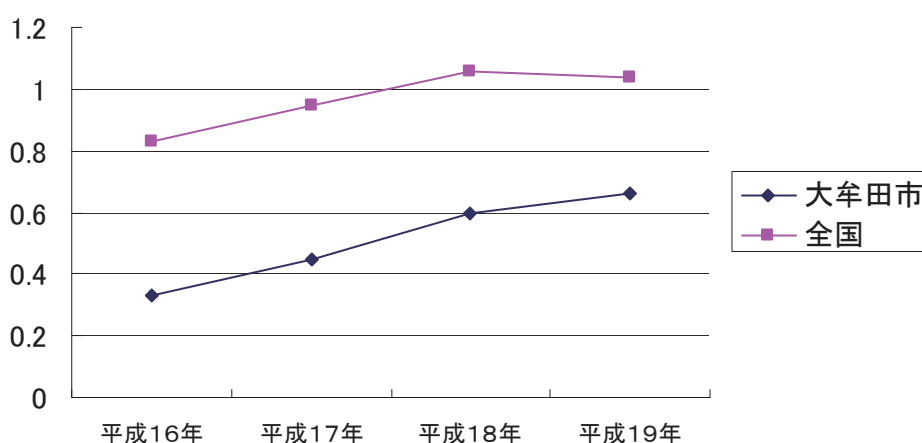
出典：大牟田商工会議所資料

こうした中、百年に一度と言われる米国発の金融危機により、その影響は地域の実体

経済にまで波及し、雇用や生活面にも影響を与えている。

大牟田市の有効求人倍率の状況を見ると、やや増加の傾向を示しているものの、全国平均を大きく下回っている。これまでも、高校を卒業しても、地元には就職口が無いため、多くの若者が市外、県外に出て行った。今では福岡市内の大学に通っている者でもなかなか仕事がない状況であり、東京や大阪の大学を出ても地元には仕事がないばかりか最近では東京・大阪でも満足な仕事が見つからない。しかも、その彼らさえも、その後地元に戻ってこないという状況が続いている。

有効求人倍率の推移



出典：厚生労働省「職業安定業務統計」、大牟田市「平成20年度版統計年鑑」

生活保護の状況をみてみると、大牟田市の生活保護に要する費用は7.3億円で、市の当初予算全体の1.4%を占めている。類型別に見ると、近年生業扶助が増加している。この生業扶助は、仕事で必要な場合は、資格取得にかかった費用も対象となるもので、働き口がない状態では、資格を取得することを目指す人も多い。若者の中には、就職のための技術を身につけようとする意欲のある者もあり、特に、若年層を中心に生業扶助の受給が増えている。

生活保護の状況（大牟田市、福岡県、全国）

年度	大牟田市			福岡県			全国
	世帯	人員	保護率	世帯	人員	保護率	保護率
20年度	2,834	3,976	31.1‰	33,843	51,075	21.9‰	12.5‰
21年度	2,924	4,101	32.5‰	35,783	53,923	23.1‰	13.5‰
22年6月	3,048	4,298	34.4‰	H21.10現在			H21.7現在

被保護世帯・人員（年度平均）、保護率の単位は‰（パーミル）

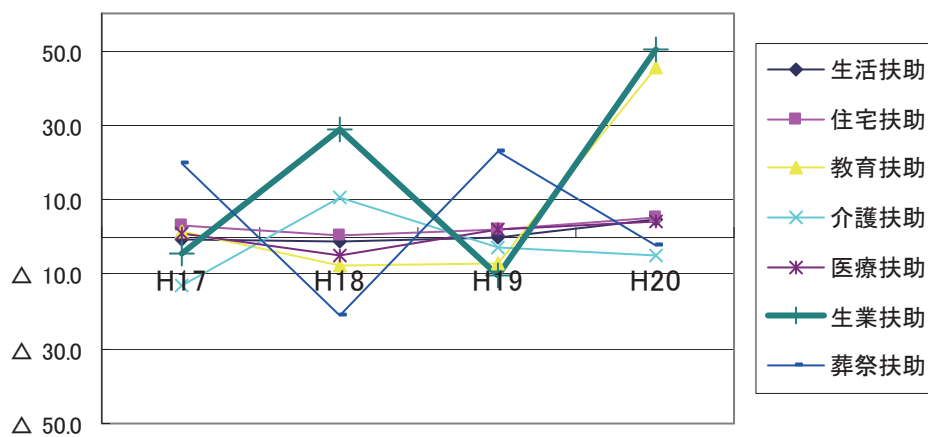
出典：大牟田市資料

全国の生活保護の状況

保護率の高い県		保護率の低い県	
①大阪府	26.5‰	①富山県	2.4‰
②北海道	25.5‰	②福井県	3.0‰
③高知県	22.7‰	③岐阜県	3.4‰
④京都府	19.7‰	④長野県	3.5‰
⑤福岡県	19.6‰	⑤山梨県	4.3‰
*平成20年度 全国12.5‰			

出典：大牟田市資料

生活保護費の伸び率（類型別）



出典：大牟田市資料

地域の経済が低迷する中、九州新幹線鹿児島ルート全線開通に寄せる地元の期待は大きく、新駅開業の効果を前向きにとらえ、経済面、観光面でなんとか活性化に結び付け、雇用の創出につなげたいと地元の熱意は高まっている。しかしながら、新幹線のルートの関係上、新駅と在来線の駅が離れて建設されるという問題がある。こうした場合、在来線の駅を中心に発達したかつての商店街を捫入れするのか、または新駅の周辺に新たに産業立地を図り、街の中心地を移すことにより、新たな活性化につなげるのかなど、将来的な経済効果にも配慮しながらの検討が必要となる。

今後は、在来線の駅と新幹線の駅の間に位置する地域のまちづくりに力を入れるなど、新幹線開通後の、人口集積の状況を見ながら、バランスのとれた開発と地域経済の再生をいかに進めていくのかが大きな課題である。

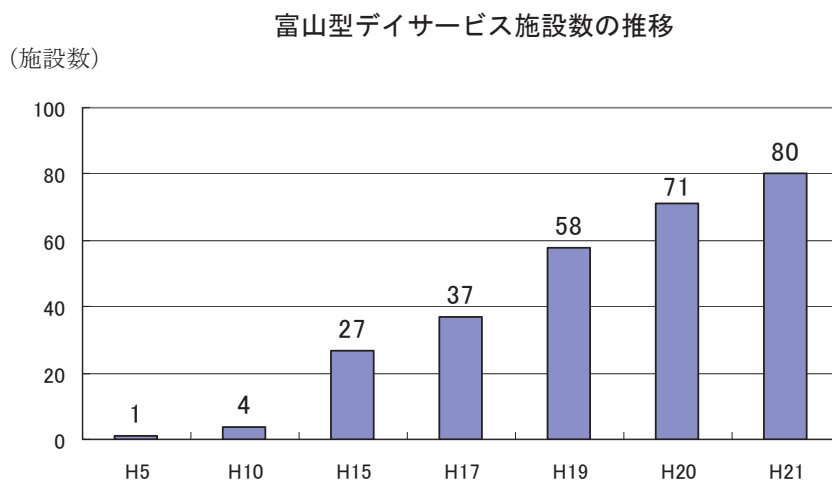
地方税制についての地元の反応であるが、大半は現在のように雇用が無い状況の中では、税収を上げるというのは難しいという認識である。消費税についての検討は行うべきだが、いきなり高い税率を出されたら、市民は当惑する。まず、雇用が良くなれば、収入が増えて、税負担もできるのではないかという意見が多いのが実態である。

また、法人税については、世界的な視野で考えていく必要があり、日本の法人税の高さは国力が衰退していく要因の一つではないかとの意見がある。仮に引き下げたとしても、元々赤字の企業には課せられるものではないので、即効性のある企業競争力の強化という意味では、その効果に疑問がある。さらに、工業立地のインセンティブは、税制のみならず、人件費や材料調達コスト、輸送コストなどが複合的に影響するので、これらの面でアジアの諸都市と戦えるだけの力を付ける必要がある。

（２）富山県富山市、高岡市の状況

富山県の生活保護率は、全国で最も低い状況を示している。このことは、世帯規模の大きさとも関係しているようだが、豊かな県民生活を支えるサービスの仕組みについて、見てみることにする。

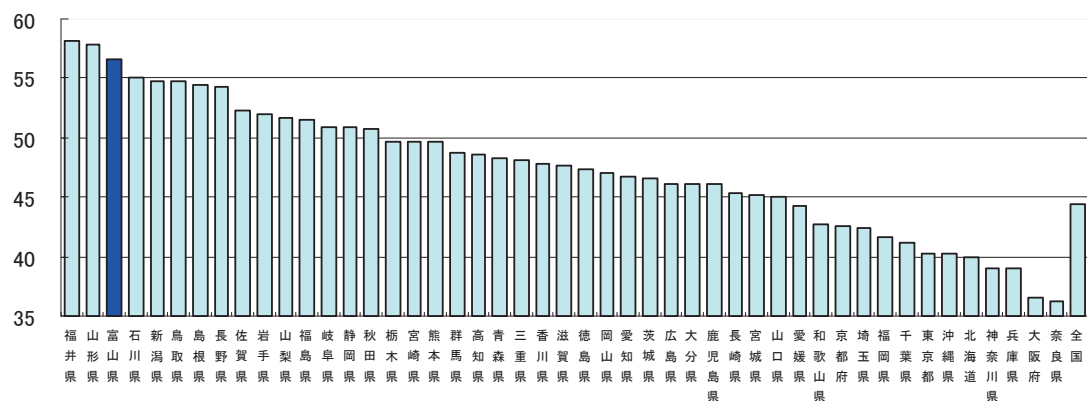
少子高齢化の進行や価値観の多様化などにより、富山県においても世帯の小規模化が進行し、これまで家族で担われてきた介護や子育ての役割が弱まるとともに、人々とのつながりが希薄化し、地域における支え合いの機能の低下が懸念されている。富山型デイサービスは、赤ちゃんからお年寄りまで、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に身近な地域でデイサービスが受けられる新しい形の福祉サービスであり、平成５年に富山でスタートしたことから「富山型」といわれている。知的障害者と障害児の受入れについては、これまで特区（構造改革特別区域）の認定を受けた地域においてのみ、自立支援給付費の支給が認められていたが、平成１８年１０月からは、富山型デイサービスが全国において実施できるように規制緩和され、特区の認定がなくても自立支援給付費を受けられるようになっている。これらの取組は、ＮＰＯのいわば属人的な努力により、資金面、施設面の課題を克服しながら、旧来の行政の縦割りの壁を越え、地域の協力も得つつ行政を動かしていった事例であり、今では、年齢や障害の有無に関わらず、互いに支えあう関係が、全国的な広がりを見せている。



出典：富山県資料

また、富山県は、共働き世帯が多いことでも知られるが、子どもを預かる保育園などでは、病児・病後児保育や放課後の学童保育に取り組むなど、女性が社会に出て働きやすい環境づくりに力を入れている。特に、病児・病後児保育においては、看護師が園内に常駐し急な症状の変化に対応したり、医師の診断があれば新型インフルエンザを発症した児童であっても受け入れるなど、できるだけ日常の保育状態に近い形で子どもをケアすることで、親や子どもたちにとって、普段と変わらない生活環境の実現を目指している。

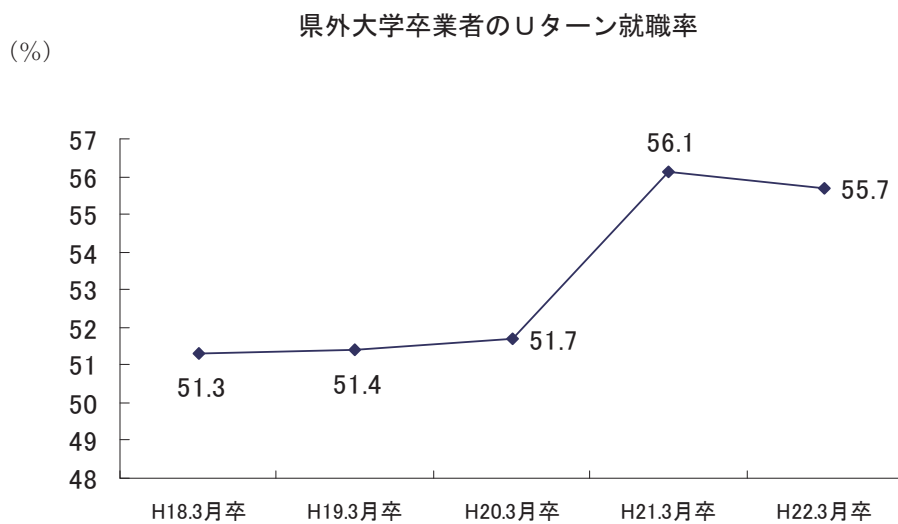
共働き世帯の状況



出典：国勢調査より作成

地域の経済の状況であるが、富山市とともに県内の経済活動を支えてきた高岡市について見てみる。ここには、かつて全国チェーンの大型店舗が、街の中心地にいくつも出店した経緯があるが、客の奪い合いなどにより結果として経営難に陥り、撤退を余儀なくされてきた。大型チェーン店撤退の後は、そのまま空きビルとなったり、パチンコ店に衣替えしたりと、持続的な商業集積による活性化の道筋への具体的な策を見いだせていない。現在では、町の中心部が毎年少しずつ郊外へと移動している状態であり、市民生活の変化も見受けられる。

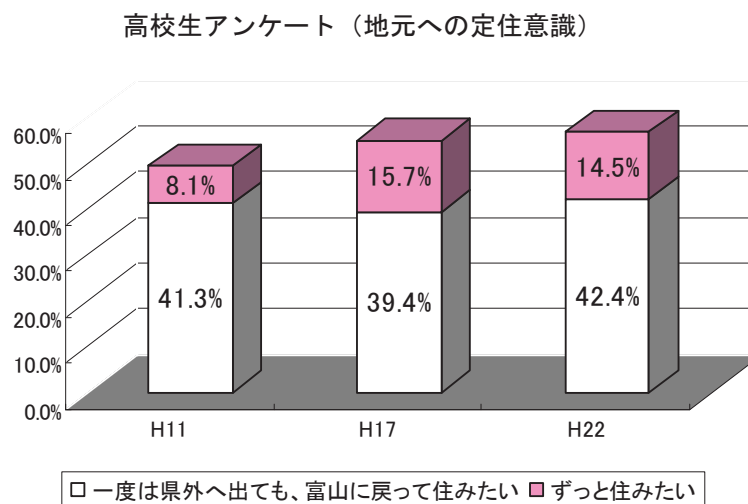
また、大型店舗の進出計画あおりを受け、その都度地域の商店街は大きな影響を受けてきた。東京の大学に出て行った後継者がそのまま戻って来なかったり、地元の商店の経営がうまく行かないことから、結果として東京でのサラリーマン生活を続けることを決めた後継者もいるという状況である。また、同じ業種による商店の営業継続をあきらめ、店先に生活用品を並べるなどの工夫をこらして、細々と経営を続ける店も出てきており、次世代の商店街の在り方についての模索も続いている。



出典：富山県資料

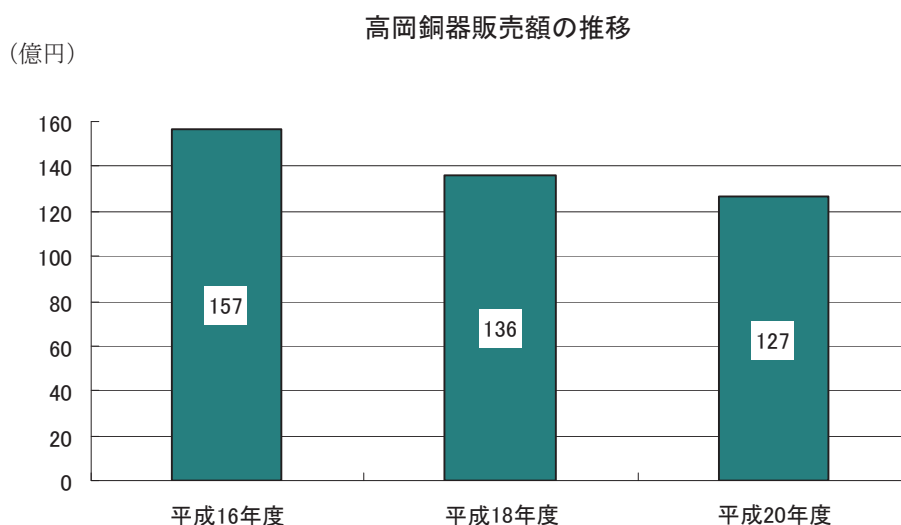
こうした中、若者に対する就労支援も苦戦している。若者の就職の問題は、雇用政策であると同時に産業政策であり、かつ教育政策でもあるため、なかなか横断的に取り組むことの難しさに直面している。中には、国の事業として地元のNPOに直接補助金が交付され、ここに市が普及支援の面において携わっているという現状がある。今後は、地域の問題は、最終的に地域の住民が意思決定して決めるという観点から事業を総点検することも必要となる。

一方、市には、現場の最前線として市民の声を直接受け止め、NPOとともに行政分野の壁を超えた総合力を発揮するという役割も求められている。地元に残りたいと考える若者の意識は少しずつではあるが増えつつあり、いかにして実際の雇用に結び付けていくのかが今後の課題となる。



出典：富山県資料

高岡市は、昔から鋳物発祥の地として有名である。かつては戦後の好景気に支えられ、高岡銅器は順調な販売をみせていたが、現在では景気の低迷と需要の落ち込みが相まって伸び悩んでいる。近年では、工場と住居とが一体化された昔ながらの家屋を公開するなど、観光施策にも力を入れているが、地域活性化としての決定打とまでには至っていない。また、最近では、地元の芸大出身の若手の作家たちが集まり、地域の空店舗を活用した創作活動を続けている。現在は、他に仕事を抱えながら15名ほどが活動しているが、将来は、個々の作家たちが活動の場を広げ、地域に根差した作品づくりを行うことを目指している。今後は、地場産業に若手の作家たちが新しい風を吹き込み、町全体がかつての賑わいを取り戻すことが期待されている。



出典：高岡市資料

税制度については、福祉サービスを提供する側の意見として、もっと税金を高くして、もっとサービスを安心して受けられるようにしたもらったほうがいいという意見がある。また、日本人は税金を「取られる」という意識だが、そうではなくて、税金が私たちに「どう活かされるか」を感じられたらいいととらえているヨーロッパの人達は、税金に対して大人だと指摘する声もある。さらに、税金を増やした場合は市民の不満が大きくなると一般的に思われているが、必ずしもそうではなく、たとえ税負担が増えてもそれに伴った十分なサービスとして還元されるという安心感が持てるようきちんと説明しなければならない。むしろ税に基づく社会基盤の整備によって、経済環境が整うのであればサービス事業者自らも、もっと経済環境を整備すべき（そのためには税金を上げるべき）という考え方が広がることさえ、あり得るのではないだろうか。いずれにしても、今後、税のあり方にかかる議論、意見を一部のものとしてとどめることなく、広く国民一般の中での理解を拡げていくことが、我が国経済、地域社会の再生に向けて不可欠である。

6 まとめ～地域行政サービスが今後の我が国経済の継続発展に果たす役割

(1) 今後の我が国の経済発展への原動力育成

これまで、統計資料や現地視察によって検証してきた事柄を概観したところ、想像以上に我が国の地域経済の疲弊が進んでおり、そのことが地域の雇用不安、住民の不安を引き起こしているだけではなく、我が国経済全体の今後の発展にとって大きな影を落としている。

経済の発展を支えるには、資源、人材、研究開発力、組織力等とそれら効果的な結合が必要となると考えられるが、これらのうち地方行政サービスによって支えられるものが大きな割合を占めることは言うまでもない。特に、資源の有効活用、研究開発力の基盤確立、規律ある組織体制の維持、そして雇用を支える企業、特に中小企業の活力を強化するとともに、今後我が国の質の高い労働力を育成していくためには、まずは地方における医療・福祉・教育体制の再構築によって地域社会の活力を取り戻すことが喫緊の課題であり、国、都道府県及び市町村など行政だけでなく、地域経済団体はじめ地域住民が一体となってこれに取り組む必要がある。

そして、人的資源や物的資源の再生産に係る硬直化した現状を廃し、これらの社会的流動化を図っていくことで、新たなイノベーションを創出していくことが求められる。

(2) 信頼される税制の再構築により地域資源を活かす投資の実現を

活力ある社会や経済を再構築していくためには、地域の特性を活かした効果的な投資と地域資金の循環システムの確立が不可欠である。そして、まずは地域住民が支払う税負担が直接目に見える形で、医療・福祉・教育など住民の生活に還元されなければ税制への不満などが蔓延、納税意欲は減退し、その結果、必要な社会投資が行われなくなる。

現在の税制を早期に抜本的に見直すことで、期待されている本来の機能を発揮するものとして再構築し、不公平感を払拭することで国民に信頼される安定的な税制を確立することが求められる。

その際には、地域の資源や経済活動によって産み出された果実が、地域の住民生活、地域経済に活かされるような税の仕組みを確立することこそ、経済発展のための国民のインセンティブに繋がり、今後の我が国の経済発展の鍵となるものと考えられる。

～ 研究会における主な意見等 ～

プレゼンの内容を踏まえ、研究会では以下のような点について議論、検討を行った。

○ 行革努力について

- ・ 国と都道府県の職員数の推移を見ると、都道府県は一生懸命に削減しているが、国のほうはあまり減らしていない。消費税の議論をしていく上で、与党が国家公務員の総人件費を2割削減すると公約に掲げているが、国も率先して行革を行い職員数・人件費を削る努力をすることが必要なのではないか。
- ・ 国および地方の行政改革の進捗状況や効果について、国民に分かりやすく示していく必要があるのではないか。

○ 複数税率について

- ・ 複数税率にすることが消費税の改革にプラスになるのかどうかというのは、いろいろ議論があると思う。複数税率の話もさることながら、納税義務者にとって納税しやすい、あるいは理解が得られるような税の中身にしていくことが必要である。
- ・ 税率の議論だけではなく、転嫁が十分可能かどうか、内税方式、外税方式、簡易課税、免税点の話、インボイスを導入するのかといったところなど納税負担についても考慮すべきである。納税義務者が理解しやすいような方向で検討していく必要があるのではないか。
- ・ 逆進性緩和ということだけではなく、納税しやすさというところも非常に重要な論点で、特に税率が上がれば上がるほどそれが非常に必要になってくるのではないかな。
- ・ 事務負担や社会保障給付の水準等の観点から、軽減税率は逆進性対策として安易に導入すべきではない。
- ・ 複数税率の導入については、流通業界、小規模事業者などにおいて抵抗感が強いようだ。事務負担が増加する、制度が複雑化することから、導入すべきではない。逆進性対策としては、給付付税額控除の方を検討すべきではないか。消費税の水準にもよるが、社会保障給付で対応することも考えるべきとの意見もある。
- ・ 日本のように売上税の歴史がない国と、ヨーロッパの国のように、第1次世界大戦中に売上税という取引高税があった国との違いもある。それらの国では、奢侈品税と一般の売上税が分かれていたという経緯もあり、そのようなことから税金が複数税率になっていたという歴史的背景がある。
- ・ 複数税率にするとしたらインボイスを導入しなくてはならない。また、還付付き税額控除を行うとすれば、番号制を入れて所得をちゃんと捕まえないといけない。また、還付付き税額控除をやるとすれば、極端に言えば国民全体に確定申告納税させないといけないことになるのではないか。これは、大変である。

○ 地域の活性化について

- ・ まず経済を回復させ、企業の活力を再生させることによって雇用、所得を生み出

し、それによって地方財政も潤うという観点が必要ではないか。医療・福祉・教育体制の再構築だけで地域社会の活力が取り戻せるかどうかというのは、いろいろ論点のあるところだと思う。

- ・ 地域社会の活力を取り戻すことは極めて重要だ。企業も苦しいながらも雇用を支えて一生懸命頑張っており、今後も頑張っていこうと思っている。地域社会の活力を取り戻していくという面では「経済」という観点も重要だ。

○ 法人税減税について

- ・ 今回の税制改正では、法人税減税が政府提案の中に入っているが、これは、輸出産業を中心とした大企業のみならず、その下請けを含む中小零細企業の立場に立った場合も、減税のメリットはある。

○ 共同体意識について

- ・ 共同体意識というのは、その社会のメンバーのだれもが不幸にならない、だれもが幸福になってほしいと願っているという確信があるかどうかということ。
- ・ たとえば家族の中では本来だれもが不幸にならないこと、幸福になることを願っている。したがって、家族の中では、自分が不幸にならないこと、幸福になることをメンバーのだれもが願っているという確信がある。そこで議論が仮に対立したとしても、考え方、方針をめぐるいろいろな違いがあるということであって、「誰もが不幸にならない、幸福になるという願い」という前提に確信があるから、友好的、フレンドリーな議論になる。
- ・ 家族そのものの存在が希薄化している日本では、この共同体意識をイメージすることは非常に難しい状況になっているのかもしれない。

○ 「人」を育てることの大切さについて

- ・ 人間への投資が非常に重要な時期に来ているが、日本は人間への投資をやめ始めている。
- ・ 人件費は「コスト」ではなく「人的投資」だと言われているが、現在の日本にはその概念はなくなっている。その上、社会保障、教育を含めて公的サービスが人的投資という部分を見忘れている。
- ・ 知識社会においてこそ、「人を育てていく」ということがなければ本末転倒ではないか。

○ 今後の研究会のあり方について

- ・ 皆がポジティブな気持ちで論議ができるような投げかけこうあるべきという研究の指針、希望を織りまぜていくことが意義ある検討に繋がるのではないか。
- ・ 実際に日頃スーパーで買い物をしている専業主婦など、もう少し生活者の視点からの議論を踏まえた研究が必要と思う。

三 おわりに～地方が提供するサービスと税負担について

（地方行政サービスと信頼される税制が果たす役割）

日本が高度成長をしていた時代、当時の人々は皆、自分自身も「国と共に成長」するという気持ちに溢れ、人々のそのような気持の総和が、わが国の成長としてあらわれていたとも言える。しかしながら、現在の国民の心理からは、一生懸命努力すれば報われるという希望に裏打ちされた向上心は次第に失われ、悲観的、あきらめのようなものばかりが蔓延しつつある。

激動の時代の中にあっては、歴史的な観測から言えばむしろ「希望」と一定の「楽観主義」が必要なかもしれない。未来はこうなると信じて行動すればするほどそうなる可能性が高まるのであり、これからの日本人の心の持ちようが問われているのではないか。

一方、各国の最近の状況を見てみると、将来が約束された国というものは日本も含めておそらく無いのかもしれない。その中で特に最近の我が国について言うならば、政治・行政制度のありようそのものが制度疲労を起こし、政治の動向が極めて不安定となり、とても国民の生活をしっかりと支えているとは言い難い状況にある。

こうしたなか、国の根幹を支える税制の改革自体が、政治の混乱に巻き込まれ、遅々として進んでいない。今こそ国民、地域社会を支える住民自身が中心となって、税制についてもその公平性、信頼性の視点から問題提起を行いながら、国に対してそのあるべき方向性、これからの日本の進むべき道筋について提案していくことが求められる。

そのためには、全国の自治体や地域経済団体、中小企業等、地域のプレーヤーの英知を結集し、横断的検討を行い取り組んでいくことが必要である。こういう混沌とした状況であるからこそ、そのような取り組みがますます重要である。

また、行政サービスに関して見る時、例えば我が国の社会保障制度は、年金など一部の分野を除き、地方自治体を運営主体としている。介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の運営をはじめ、公立病院、保育所及び放課後児童クラブ等の設置・運営、乳幼児医療費助成、妊産婦健診、障害者自立支援給付などの福祉・医療サービスは、国民に最も身近なところで地方自治体が幅広く担っている。政府の目指す「強い社会保障」は、国による年金をはじめとした現金給付だけで実現できるものではなく、地方自治体における様々な福祉・医療サービスすなわち現物給付がいわば車の両輪として提供されてこそ実現することになる。国民生活の安心、セーフティーネットの確保によって、はじめて10年、20年後の未来に向けて、国民が中期的な希望を持てるような日本、互いにアイデアを持ち寄って成長していくシステムを有する明るい希望に満ちた国の実現が可能となる。

（地域経済が果たす役割、混乱の時代を生き抜くために）

地方の財政状況は極めて厳しくなっており、中小企業振興に繋がるような施策にかかる予算は毎年減少の一途をたどっているのが実情である。中小企業対策に果たす地方の役割は大きいにもかかわらず、財源不足や自治体側の産業政策そのものが必ずしも独り立ちできない部分が指摘されている。

国と地方の役割分担が不明確な部分については、時として事業の奪い合いや、逆に押しつけ合いもあり、結果的に国も地方も手をつけない分野が出てきてしまうことは、わが国全体にとって極めて不幸であり、そうならないような仕組み、目的意識をしっかりと見据えた地方分権制度改革の推進と地方財政基盤の確保が求められる。

今後、世界の大きな転換時期、変動の激しい状況においては、私たちの身の回りの家族、地域経済・社会にしっかりと根を張ったゆるぎない経済圏をボトムアップで築いておかなければ、我が国の進むべき方向性を見失うことになってしまう。まずは、生活に身近なところから今後の課題を見出し、その解決方法を模索し、税が行政サービスに果たす役割を国民にきちんと示していく取組みが今まさに必要とされている。

完

(参考資料)

○委員提出資料（井手委員、重松委員）

○視察報告概要（大牟田市・荒尾市、富山市・高岡市）

なぜ地方消費税か？

ー新しい福祉国家財政モデルのためにー

1

慶応大学経済学部 井手英策

消費税の効率性

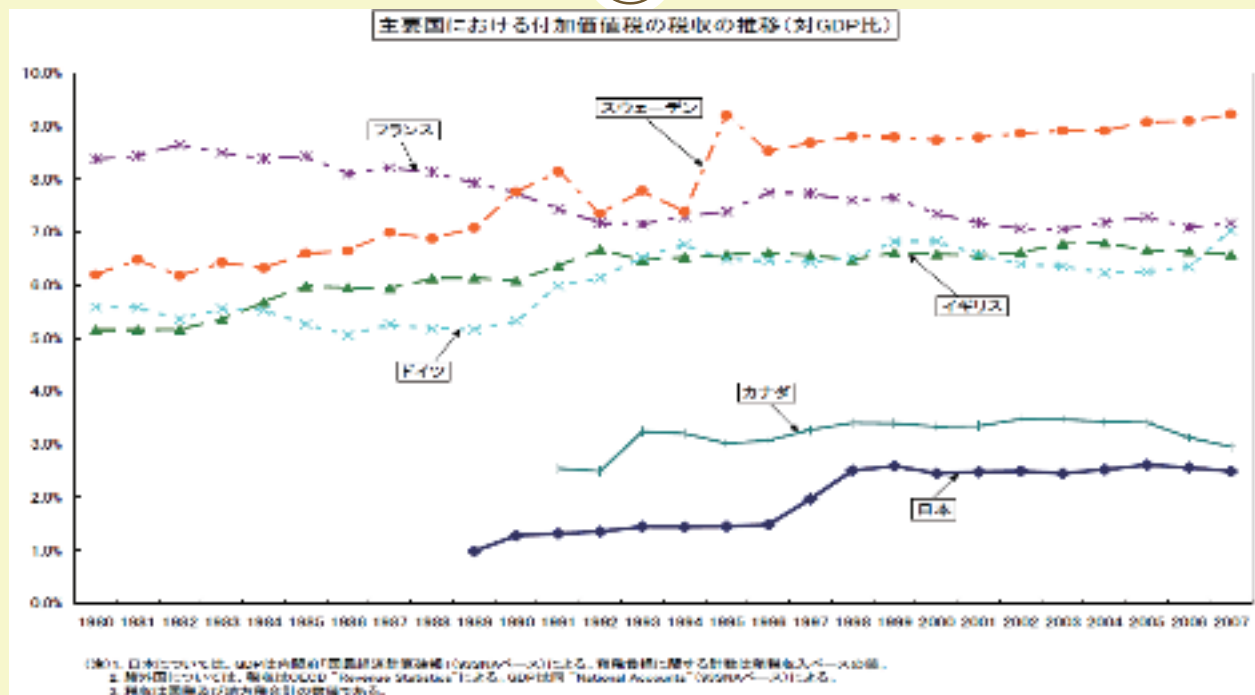
2

なぜお金持ちに重税を課す必要があるのでしょうか？
私の国ではみんなにサービスを出し、みんなに課税します。
人びとを等しく取り扱い、痛みも喜びも分かち合うのです。
そのためには消費税こそがもっとも効率的な税なのです。

スウェーデン前大蔵大臣 ペール・ヌーデル氏

日本では付加価値税がGDPに占める割合は低い ⇒ そもそも税収自体が少ない

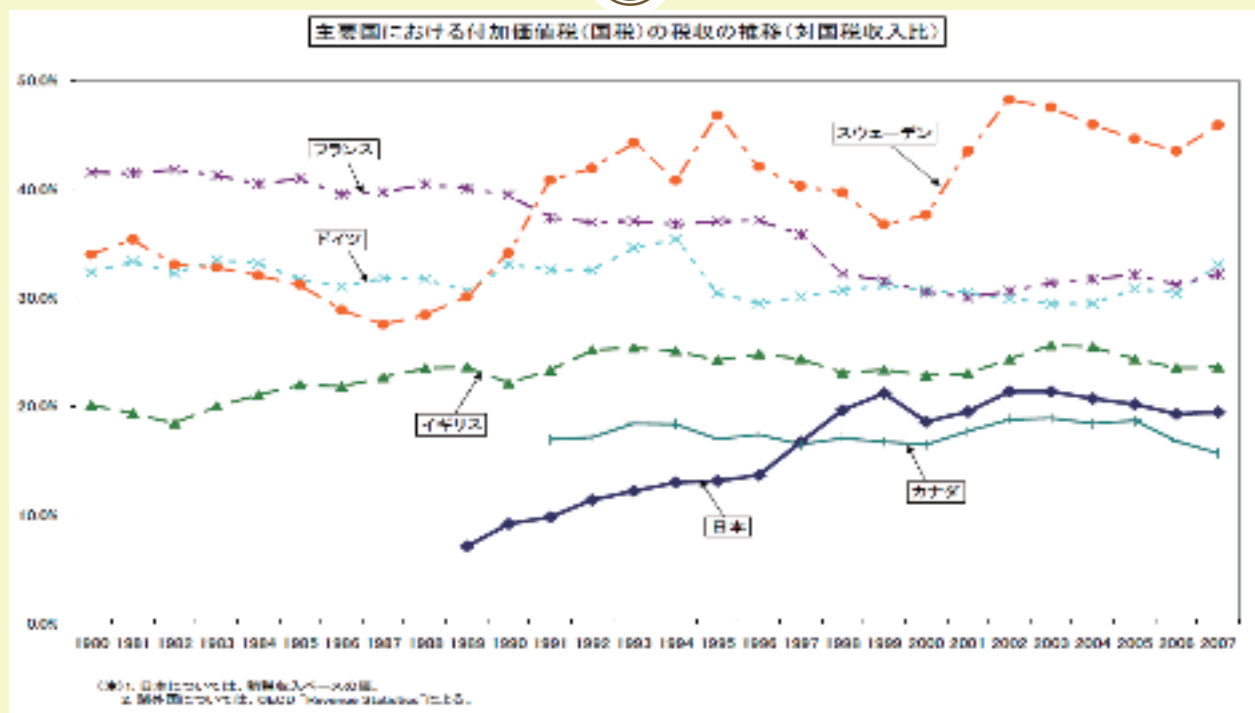
3



政府税調専門家委員会提出資料より。以下同じ。

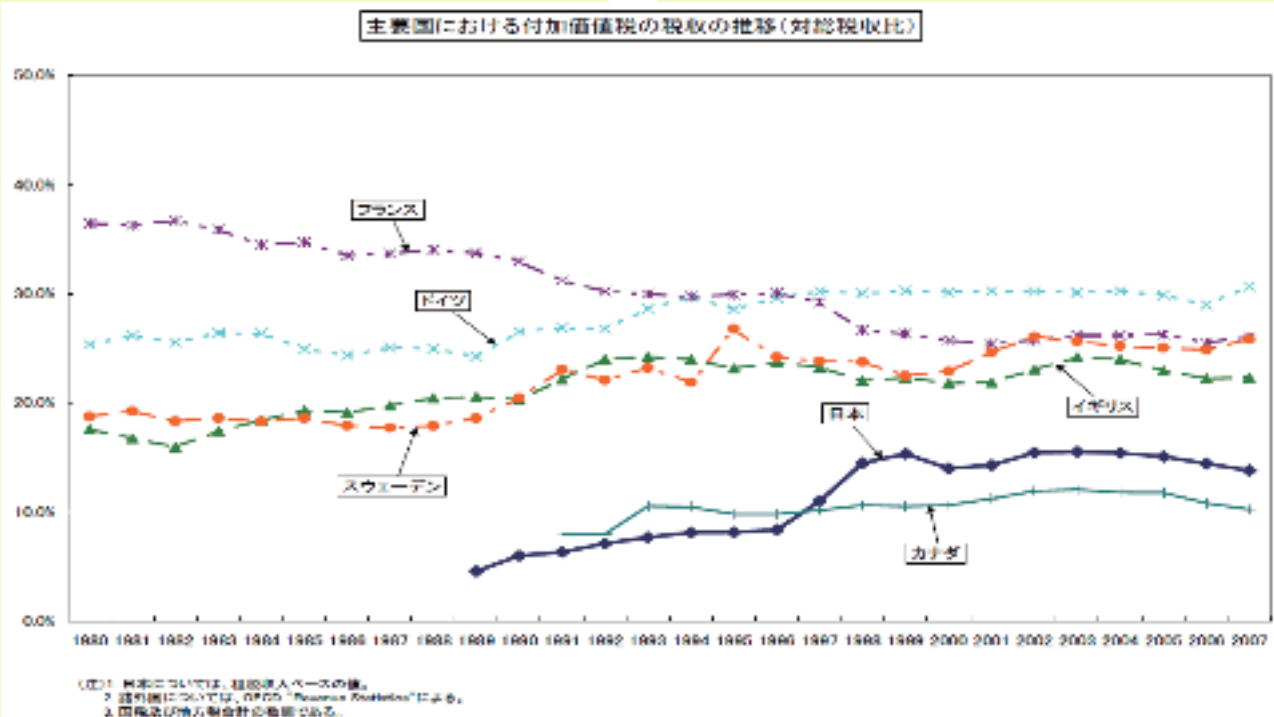
国税収入に占める割合はスウェーデンが突出 ⇒ 日本も一貫して税収を伸ばし欧州並みの水準

4



「対総税収比」は両国とも小さい ⇒ 地方税に占める付加価値税の割合が低い

5



以上から分かること

6

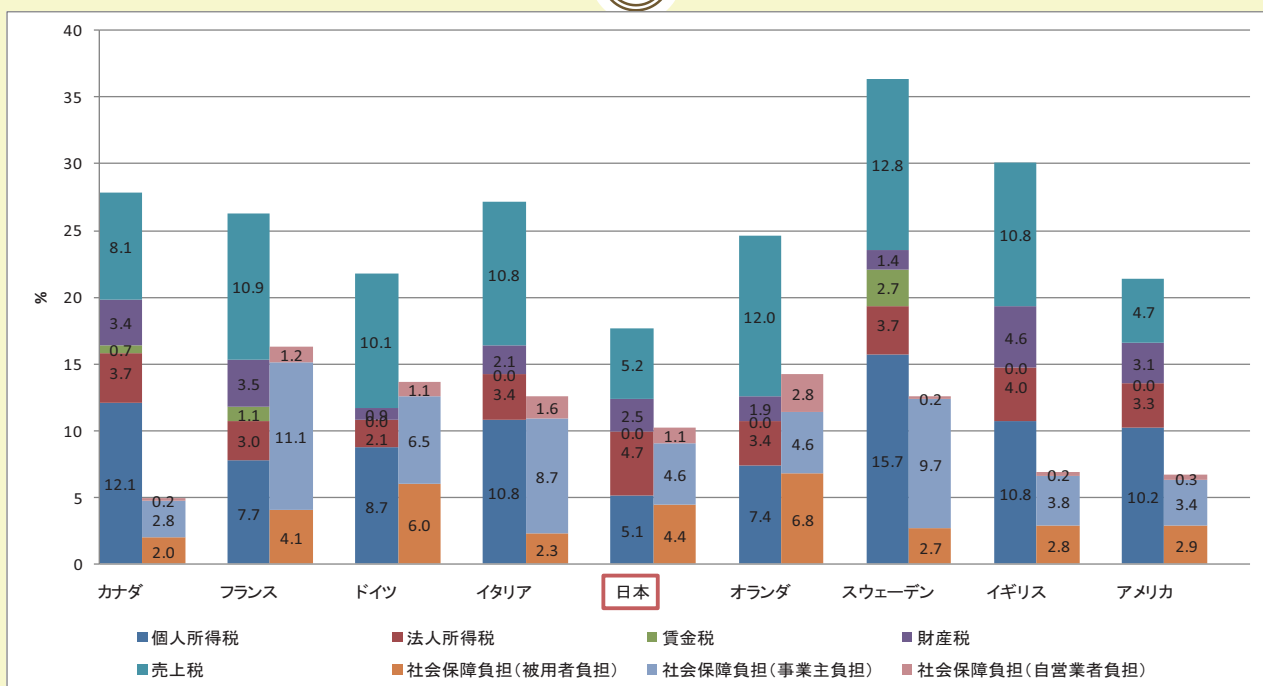
- わが国の国税に占める消費税の割合はすでにヨーロッパレベル
- 日本とスウェーデンは地方税に占める消費税の割合はかなり低い(スウェーデンでは地方税は所得税に特化、消費税は国の主たる財源)

スウェーデンと同様の税源配分が可能か ⇒ そう簡単ではない

1. スウェーデンは課税最低限を低いから税率を抑えられる
2. 対人社会サービスを少しずつ拡充するなかで地方の所得税率を小刻みにあげてきたスウェーデン・・・課税最低限が高く、福祉も不十分な日本では極端な税率の引き上げが必要
3. スウェーデンでは一人あたり地方税収の格差は1.3倍だが、日本は3.0倍、所得税中心では自治体間の税収格差が生じる
では、どのような「税財政」のあり方が望ましいのか？

先進国最低の租税負担であるにもかかわらず・・・

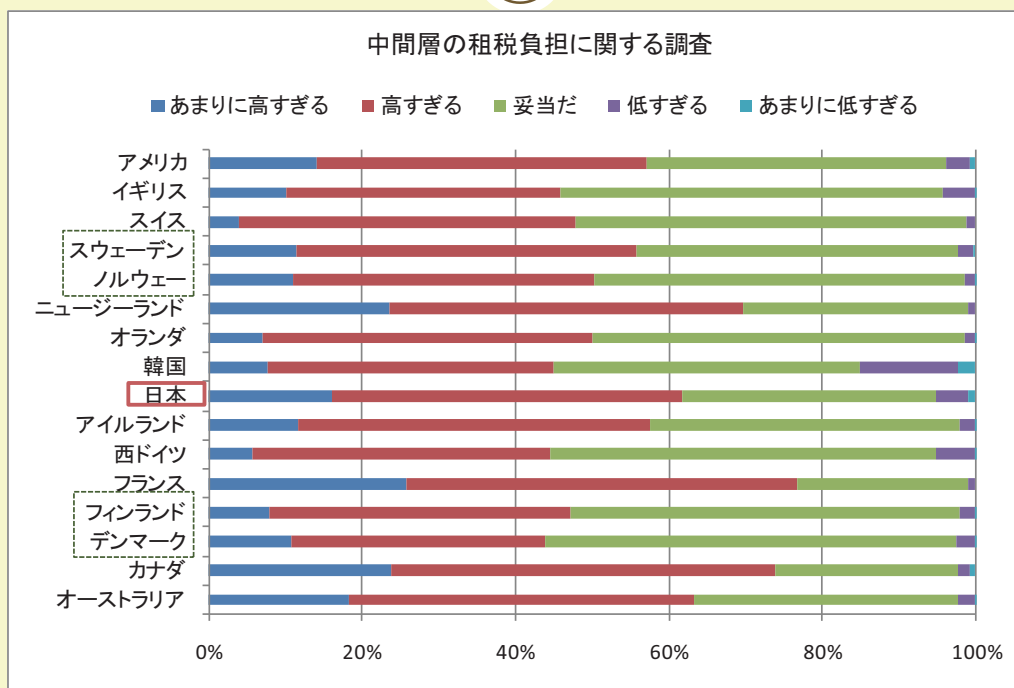
7



OECD Stat より作成。

日本の税制の問題点：中間層の痛税感が強い

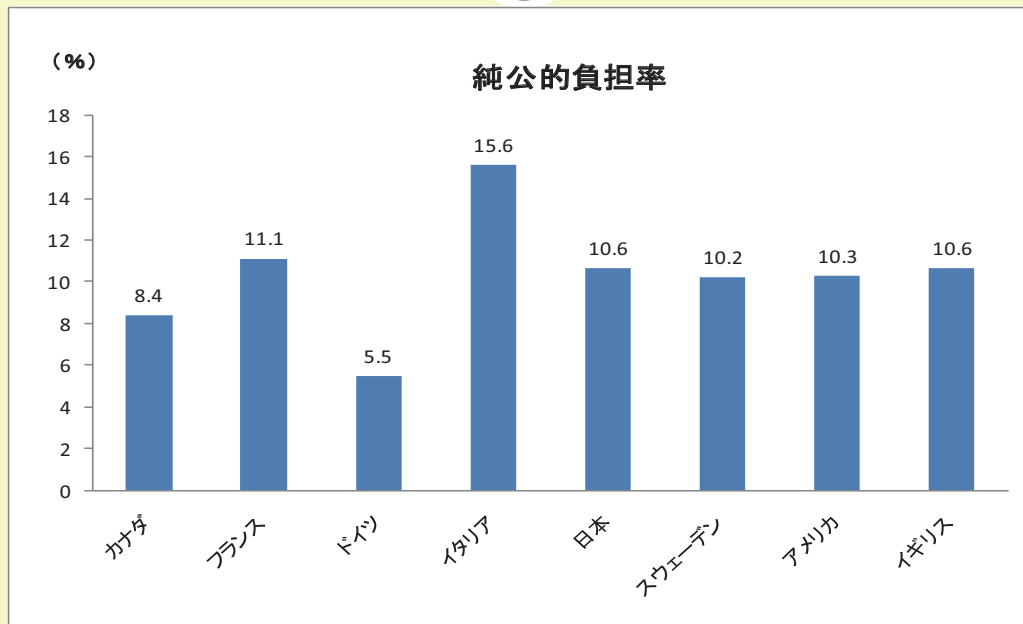
8



ISSP Role of Government 2006 より作成。

その理由は、誰もが必要とするサービスからの受益 つまり「中間層の受益」が乏しいことにある

9



純公的負担率 = (租税・社会保障負担の対GDP比 + フローの赤字の対GDP比) - 医療・教育・社会保障の対GDP比
Revenue Statistics 1965-2007, OECD Stat, Source OECD等により作成。

再分配の「ふたつのかたち」と国と地方の役割分担

10

再分配の「ふたつのかたち」

- 中央政府
 - 国民の「生存」保障と「直接的」再分配 (= ターゲッティズム)
 - 生活保護や交付税、最低保障年金など「所得の多寡」が基準
 - 地方政府
 - 住民の「生活」保障と「事後的」再分配
 - 対人社会サービスを中心に人びとの「必要」が基準
- ⇒ 誰もが「必要」とする教育や医療、社会福祉は、所得や年齢、性別とは無関係に一律に給付する (= ユニバーサリズム)
- ⇒ 中間層の利益を満たし、納得を得ながら、増税可能性を高める
- ⇒ こうしたサービス体系は結果的に格差を是正する

住民を課税面でも給付面でも等しく取り扱い かつ、格差を是正する地方政府

11

	当初所得	消費税20%	課税後所得	一律給付	最終所得
A	200万円	40万円	160万円	200万円	360万円
B	2000万円	400万円	1600万円	200万円	1800万円

↓
格差は10倍

↓
消費税の増税

↓
税収の一部は
債務の償還に

↓
最終格差は5倍

1. ユニバーサルな財政体系へのシフトを進めることがカギ
2. 対人社会サービスをある程度拡充するのなら、地方消費税の方が低い税率の上げ幅でこれを実現可能
3. あらゆる人びとを所得とは無関係に取り扱うという冒頭のヌーデル氏の言葉は、日本では地方に当てはめるべき(というか、じつは国税を消費税体系にすることはヌーデル氏の言葉と矛盾する)
⇒ 新しい日本モデルの可能性

政府の役割から考える税制のあり方

12

1. 中央政府が逆進的な税制で再分配をやる必然性は？
 - 軽減税率や還付に言及せざるを得ないことの矛盾
 - これらは行政コストを高め、多収性も損なう(この点でスウェーデンはうまくいっていない:C効率性47.3⇔日本65.3)
2. 再分配を役割とする政府は累進的所得税を中心とすべき
 - 福祉国家の理念＝最高税率の引き上げは政府のメッセージ
 - 労働意欲を阻害し、税率も国際的に高いという批判は不適切
3. 税収の多収性と増税幅の抑制
 - じつは最低税率を5%あげると税収は3兆円の増大
 - 累進性を強化し、相対的に低所得層は低負担というのが理想
 - 資本所得課税、控除の整理により低所得層の増税幅を抑制

政府の役割から考える税制のあり方(2)

13

1. 「全員に課税し、全員に給付する」が地方消費税の理念
 - 個別事情を考慮しにくいかわり、水平的な公平性が高く、応益関係が明確なのが消費税の特徴＝負担分任原則と整合的
 - 対人社会サービスが拡充されると、地方税の税収格差が大きい日本の状況はますます問題となる・・・税収の偏在性の引き、安定性の高さからも地方税に適合的
 - 低い増税幅で対人社会サービスの拡充をめざすことが可能に
2. 住民税とのタックスミックス
 - 国際的に見てけして低くない課税最低限・・・地方消費税とくみあわせることで、負担分任原則を補完
 - 地方消費税で税収の底上げをし、交付税で所得保障をしたのちには、住民税の税率操作で追加的なサービス供給も可能

ユニバーサリズムと民主主義

14

- 求められる「財政の再建から公共性の再建への転換」
 - 政府の強制力(租税高権)はなぜ肯定されるのか
 - 「最大の利得」ではなく「満足」が公共性の拠りどころ
 - 満足の前提をなす「相互承認」の原理(Cf. 齋藤純一)
 - 民主主義の政治的非対称性: 民主主義は敗者を生む仕組み
 - 要求を蹴られた人びとへの応答があるか／ないか、何を得られたかではなく、等しく扱われたか／扱われなかったか
 - ユニバーサリズムの核心は生活領域での「排除の最小化」
 - 排除最小化社会における地方の財源
 - 排除の最小化は人びとの満足を生み、負担分任原則、さらには租税高権そのものを受け入れてもよいという認識を醸成
- ⇒ だから分権が民主主義の原動力なのである

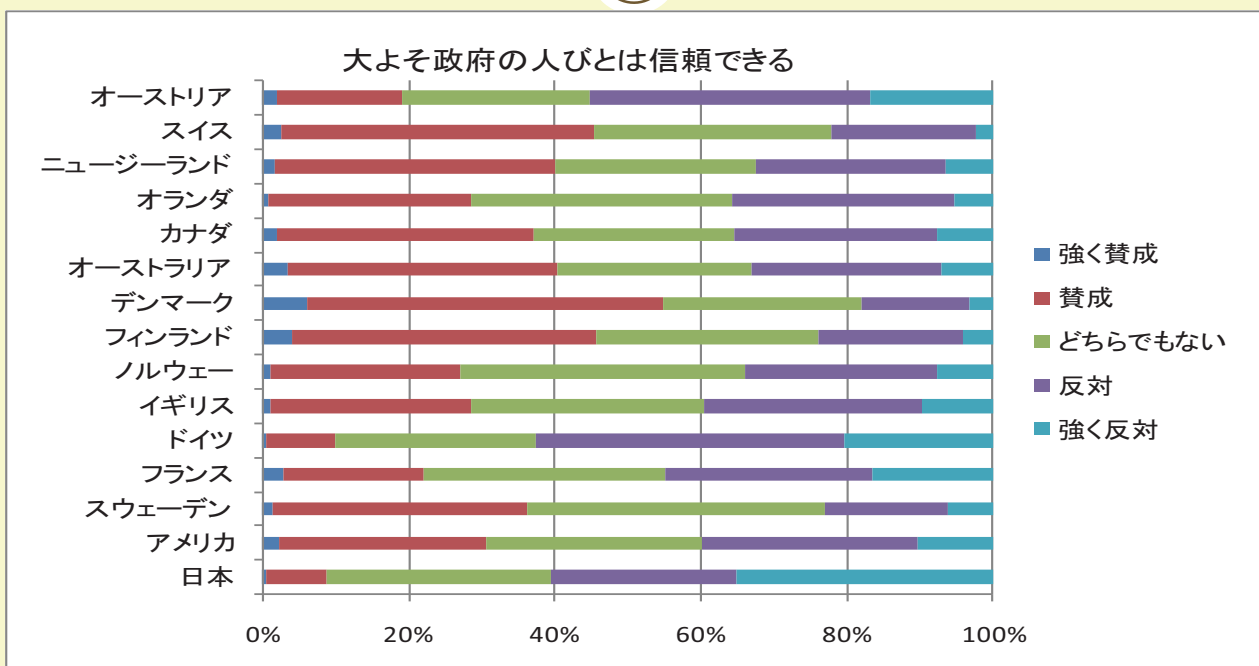
ユニバーサリズムとは統治のかたちを変えること

15

- 従来の日本: 個別に利益を分配することによる社会統合
 - 省庁別予算、予算ぶんどり、負担の転嫁
 - 個別利害による利益集団の組織化
 - ⇒ 高度経済成長と整合的・・・その後はシーリング予算へ
 - ⇒ 既得権益の温存・・・新たな社会ニーズへの対応困難
- 分権型社会: 誰もが必要な給付を保障することによる社会統合
 - 原則として、地方政府は全員に給付、全員に比例的に課税
 - 汚職や賄賂を生みだしにくい構造
 - 社会的リスクの変化に応じて、全員で負担を一律に上げたり、あるいは不要となったサービスを一律で削減することが可能
 - ⇒ 社会的信頼が高くなるという研究の蓄積(後述)

なぜこうした税財政改革が必要なのか？ －不信先進国という現実－

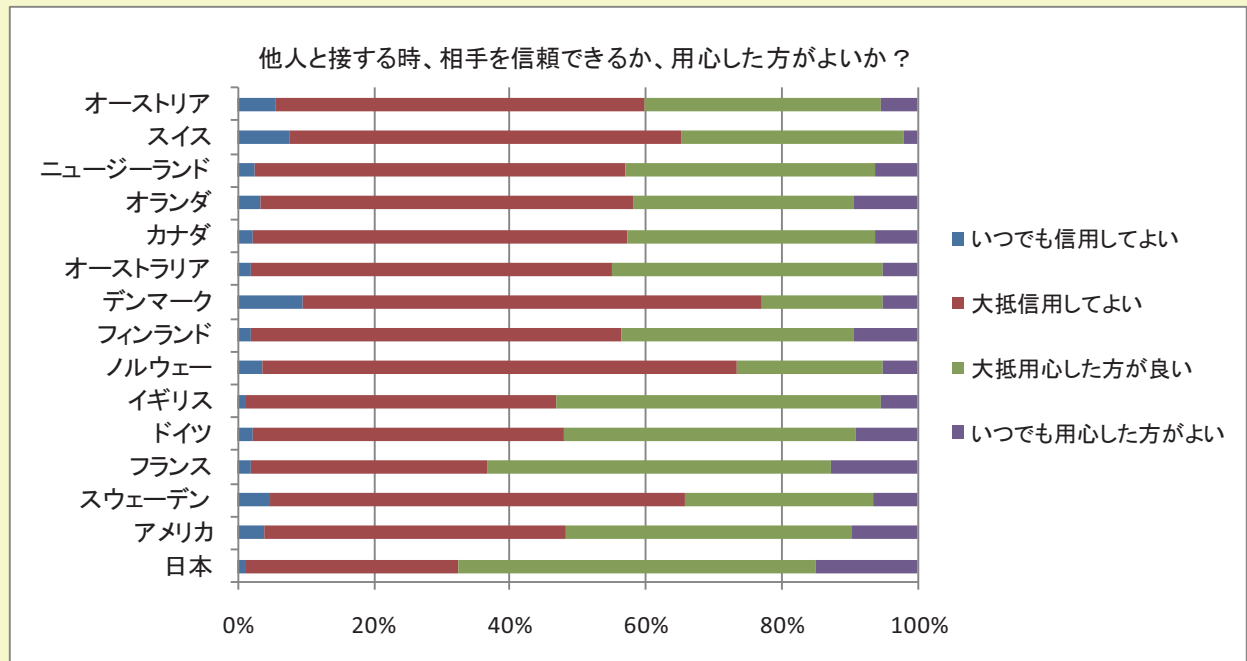
16



ISSP Citizenship 2004 より作成。

「租税国家の危機」は「社会の危機」である

17



ISSP Citizenship 2004 より作成。

不信社会を救えるかどうかは地方にかかっている

18

低信頼メカニズム＝自治体によるターゲッティズム

自治体職員が所得審査をやって、貧しい人に限定した福祉供給をおこなうと、貧しい人に疎外感を与えてしまう。

自治体職員が疑いのまなざしを向け、救済に値する住民とそうでない住民を選別することは、人びとの政府への信頼を傷つける。

貧しい人にだけ利益を与えると中間層は反発（＝租税抵抗・モラルハザード論）。

高信頼メカニズム＝ユニバーサリズムの拡張

ユニバーサリズムでは、政府サービスの奪い合いにならないので所得階層間の対立が生じない。中間層が受益者となるので増税への合意もしやすい。

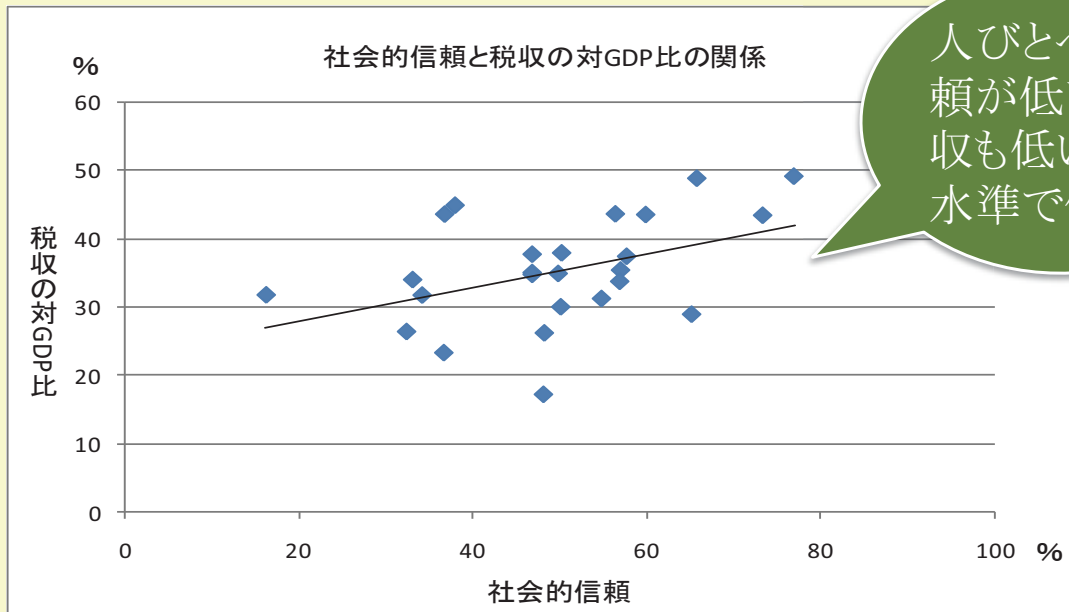
一律で全員に配るので自治体行政が効率化し、自治体職員の裁量が低下する。汚職が難しくなり、行政への信頼感が増す。

何を得られたかという点で不満を持っても、どう取り扱われたかということで満足を得る。

⇒ コストはかかるが、雇用は膨らむし、地方消費税によって低い税率で税収を確保できる。

公共性を再建すれば財政も再建可能

19



物価変動等の状況

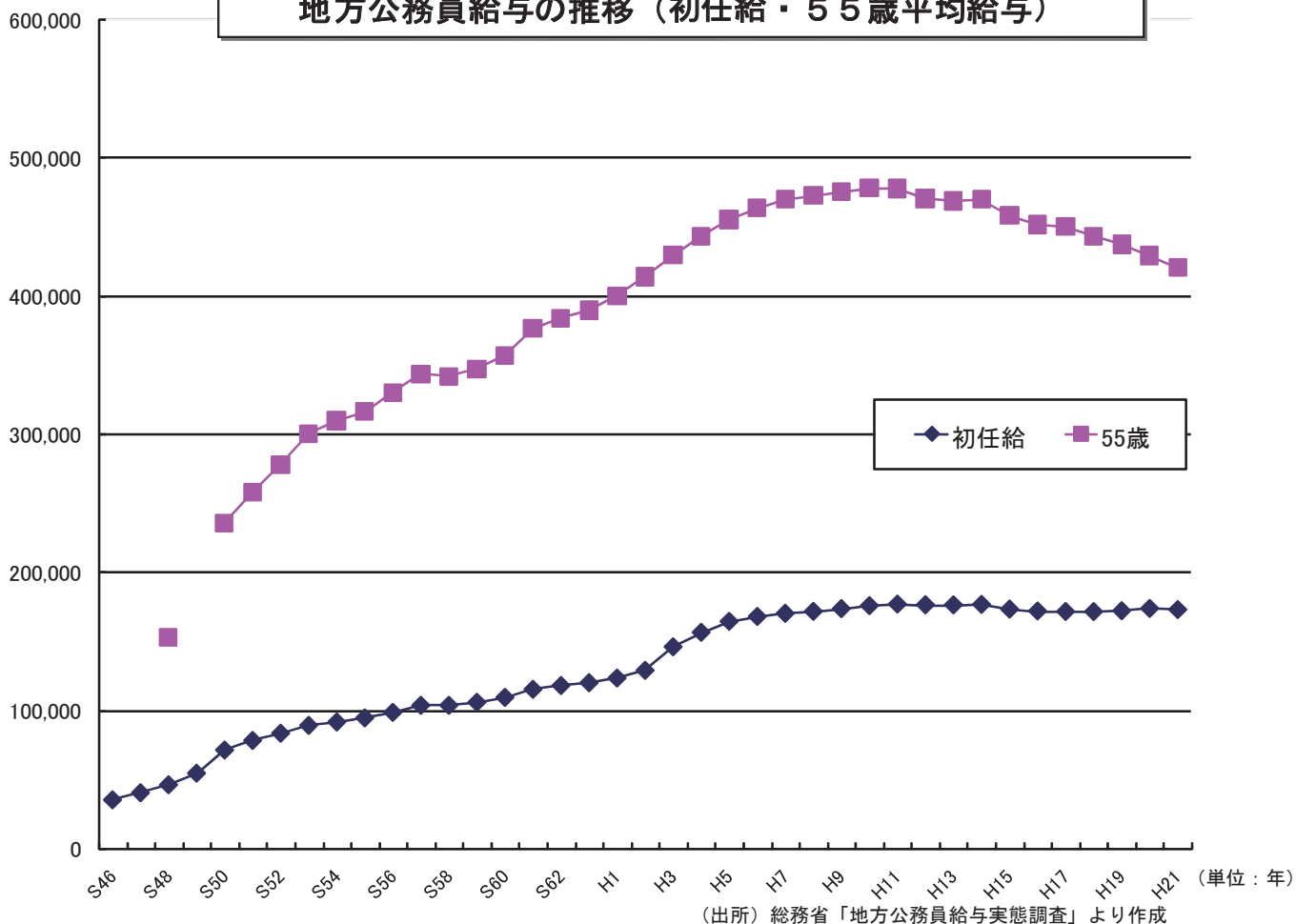
～地方が提供するサービスと税負担に関する研究会資料～

重松委員

2010 年 7 月 28 日

(単位：円)

地方公務員給与の推移（初任給・55歳平均給与）

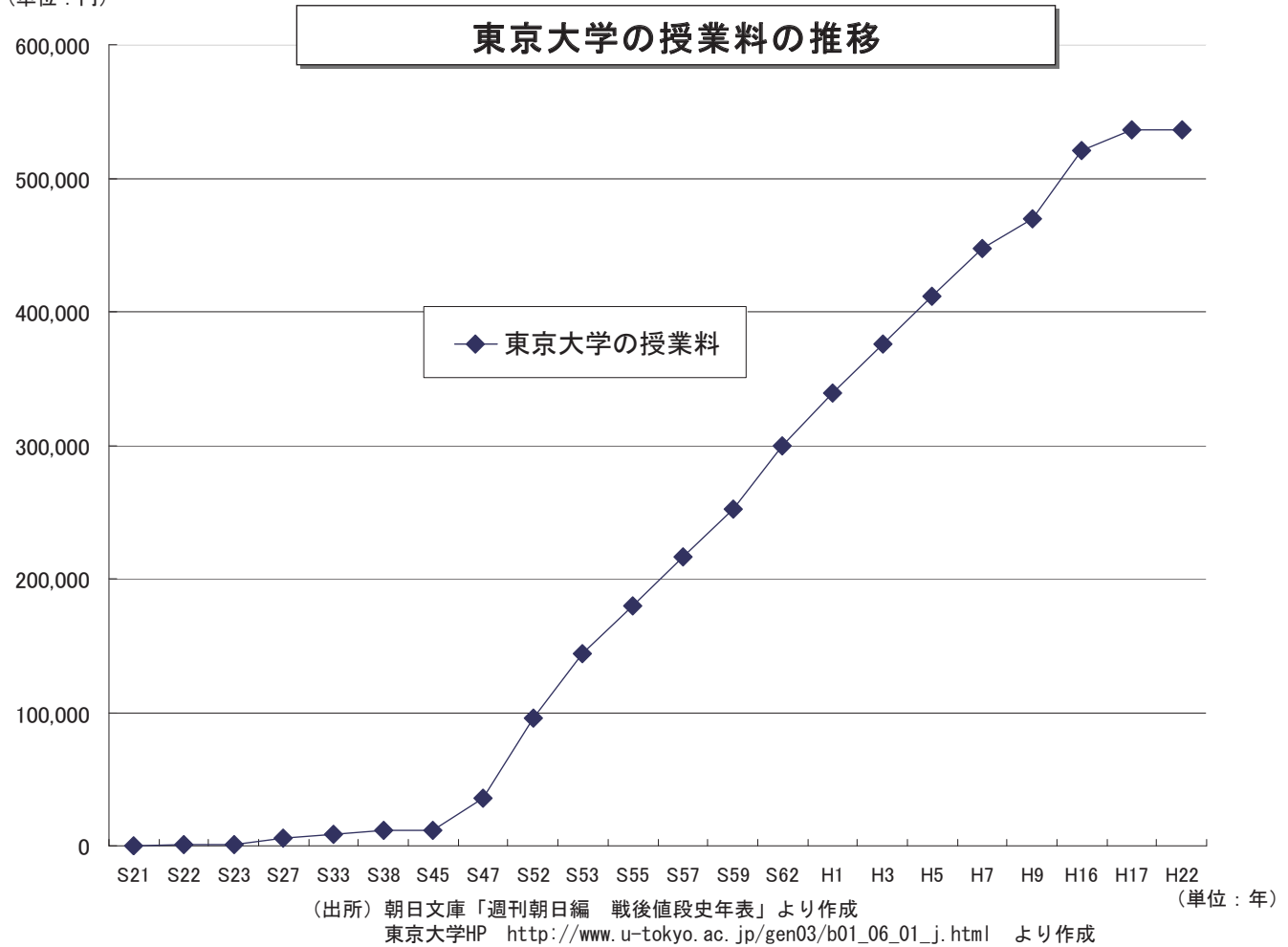


(単位：円)

	初任給	指数	55歳平均	指数
1971年 (S46)	35,170			
1972年 (S47)	40,291			
1973年 (S48)	46,115	100.0	153,231	100.0
1974年 (S49)	54,489	118.2		
1975年 (S50)	71,304	154.6	235,726	153.8
1976年 (S51)	78,181	169.5	258,128	168.5
1977年 (S52)	83,440	180.9	278,202	181.6
1978年 (S53)	89,119	193.3	300,549	196.1
1979年 (S54)	91,591	198.6	309,945	202.3
1980年 (S55)	94,543	205.0	316,387	206.5
1981年 (S56)	98,513	213.6	330,389	215.6
1982年 (S57)	103,664	224.8	343,474	224.2
1983年 (S58)	103,664	224.8	341,733	223.0
1984年 (S59)	105,855	229.5	347,262	226.6
1985年 (S60)	109,415	237.3	357,148	233.1
1986年 (S61)	115,268	250.0	376,744	245.9
1987年 (S62)	118,009	255.9	384,079	250.7
1988年 (S63)	120,006	260.2	390,011	254.5
1989年 (H元)	123,385	267.6	400,481	261.4
1990年 (H2)	129,034	279.8	414,269	270.4

	初任給	指数	55歳平均	指数
1991年 (H3)	146,040	316.7	429,687	280.4
1992年 (H4)	156,572	339.5	443,609	289.5
1993年 (H5)	164,460	356.6	455,429	297.2
1994年 (H6)	168,049	364.4	463,844	302.7
1995年 (H7)	170,268	369.2	470,048	306.8
1996年 (H8)	171,736	372.4	473,138	308.8
1997年 (H9)	173,723	376.7	475,894	310.6
1998年 (H10)	175,894	381.4	478,244	312.1
1999年 (H11)	176,992	383.8	478,083	312.0
2000年 (H12)	176,505	382.7	470,613	307.1
2001年 (H13)	176,490	382.7	468,858	306.0
2002年 (H14)	176,770	383.3	470,445	307.0
2003年 (H15)	173,375	376.0	458,633	299.3
2004年 (H16)	171,988	373.0	452,026	295.0
2005年 (H17)	171,643	372.2	450,695	294.1
2006年 (H18)	171,564	372.0	443,591	289.5
2007年 (H19)	172,186	373.4	437,443	285.5
2008年 (H20)	173,831	377.0	429,283	280.2
2009年 (H21)	173,020	375.2	420,835	274.6

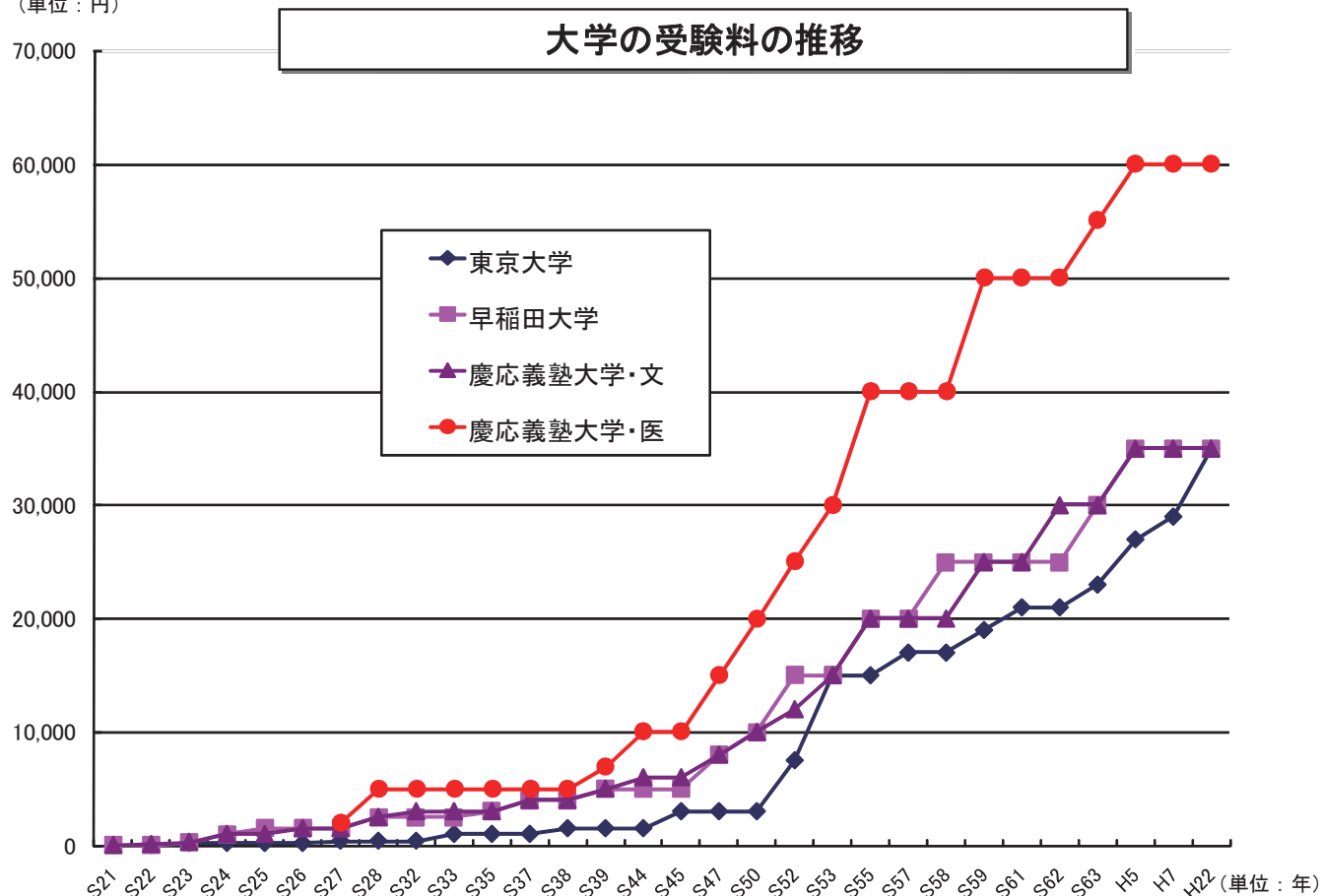
(単位：円)



(単位：円)

	東大授業料	指数		東大授業料	指数
1946年 (S21)	360		1982年 (S57)	216,000	600.0
1947年 (S22)	600		1984年 (S59)	252,000	700.0
1948年 (S23)	1,200		1987年 (S62)	300,000	833.3
1952年 (S27)	6,000		1989年 (H元)	339,600	943.3
1958年 (S33)	9,000		1991年 (H3)	375,600	1,043.3
1963年 (S38)	12,000		1993年 (H5)	411,600	1,143.3
1970年 (S45)	12,000		1995年 (H7)	447,600	1,243.3
1972年 (S47)	36,000	100.0	1997年 (H9)	469,200	1,303.3
1977年 (S52)	96,000	266.7	1999年 (H16)	520,800	1,446.7
1978年 (S53)	144,000	400.0	2005年 (H17)	535,800	1,488.3
1980年 (S55)	180,000	500.0	2010年 (H22)	535,800	1,488.3

(単位：円)

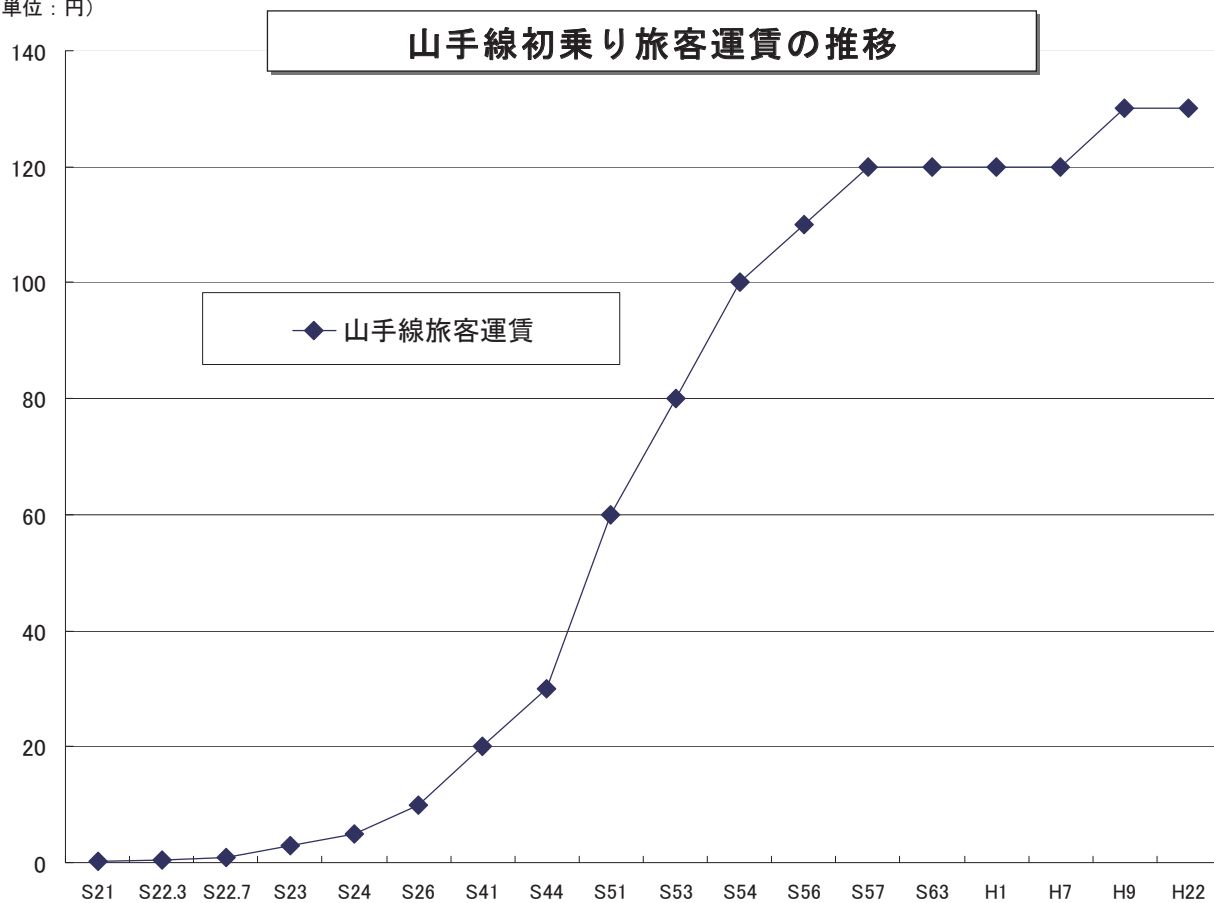


(出所) 朝日文庫「週刊朝日編 戦後値段史年表」、早稲田大学HP (<http://www.waseda.jp/top/index-j.html>)
東京大学HP (http://www.u-tokyo.ac.jp/index_j.html) より作成

(単位：円)

	東大	指数	早稲田	指数	慶應文	指数	慶應医	指数
1946年 (S21)	20		20		20			
1947年 (S22)	20		50		100			
1948年 (S23)	200		300		300			
1949年 (S24)	200		1,000		1,000			
1950年 (S25)	200		1,500		1,000			
1951年 (S26)	200		1,500		1,500			
1952年 (S27)	400		1,500		1,500		2,000	
1953年 (S28)	400		2,500		2,500		5,000	
1957年 (S32)	400		2,500		3,000		5,000	
1958年 (S33)	1,000		2,500		3,000		5,000	
1960年 (S35)	1,000		3,000		3,000		5,000	
1962年 (S37)	1,000		4,000		4,000		5,000	
1963年 (S38)	1,500		4,000		4,000		5,000	
1964年 (S39)	1,500		5,000		5,000		7,000	
1969年 (S44)	1,500		5,000		6,000		10,000	
1970年 (S45)	3,000		5,000		6,000		10,000	
1972年 (S47)	3,000	100.0	8,000	100.0	8,000	100.0	15,000	100.0
1975年 (S50)	3,000	100.0	10,000	125.0	10,000	125.0	20,000	133.3
1977年 (S52)	7,500	250.0	15,000	187.5	12,000	150.0	25,000	166.7
1978年 (S53)	15,000	500.0	15,000	187.5	15,000	187.5	30,000	200.0
1980年 (S55)	15,000	500.0	20,000	250.0	20,000	250.0	40,000	266.7
1982年 (S57)	17,000	566.7	20,000	250.0	20,000	250.0	40,000	266.7
1983年 (S58)	17,000	566.7	25,000	312.5	20,000	250.0	40,000	266.7
1984年 (S59)	19,000	633.3	25,000	312.5	25,000	312.5	50,000	333.3
1986年 (S61)	21,000	700.0	25,000	312.5	25,000	312.5	50,000	333.3
1987年 (S62)	21,000	700.0	25,000	312.5	30,000	375.0	50,000	333.3
1988年 (S63)	23,000	766.7	30,000	375.0	30,000	375.0	55,000	366.7
1993年 (H5)	27,000	900.0	35,000	437.5	35,000	437.5	60,000	400.0
1995年 (H7)	29,000	966.7	35,000	437.5	35,000	437.5	60,000	400.0
2010年 (H22)	35,000	1,166.7	35,000	437.5	35,000	437.5	60,000	400.0

(単位：円)



(出所) 朝日文庫「週刊朝日編 戦後値段史年表」

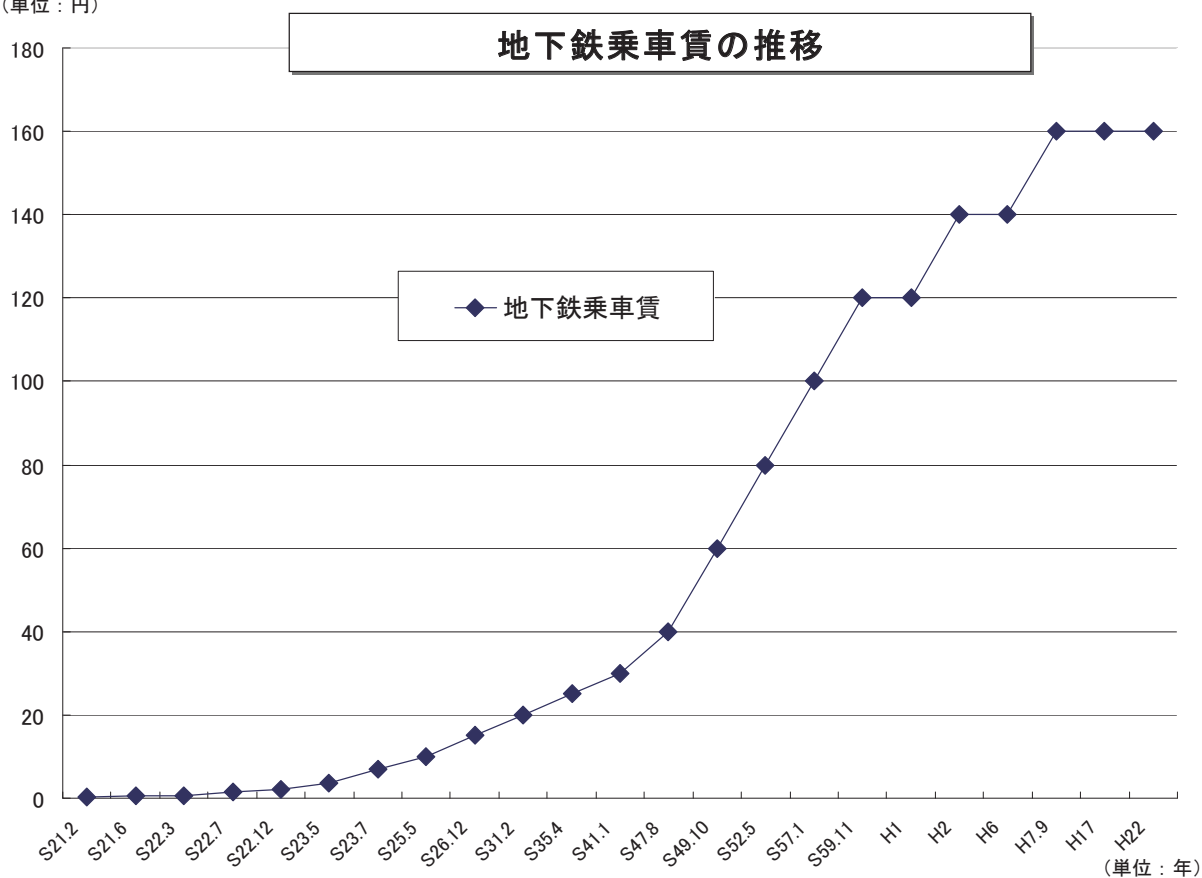
(単位：年)

JR東日本HP (<http://www.jreast.co.jp/>) より作成

(単位：円)

	山手線	指数		山手線	指数
1946年 (S21)	0.2		1978年 (S53)	80	266.7
1947年 (S22.3)	0.5		1979年 (S54)	100	333.3
(S22.7)	1		1981年 (S56)	110	366.7
1948年 (S23)	3		1982年 (S57)	120	400.0
1949年 (S24)	5		1988年 (S63)	120	400.0
1951年 (S26)	10		1989年 (H元)	120	400.0
1966年 (S41)	20		1995年 (H7)	120	400.0
1969年 (S44)	30	100.0	1997年 (H9)	130	433.3
1976年 (S51)	60	200.0	2010年 (H22)	130	433.3

(単位：円)

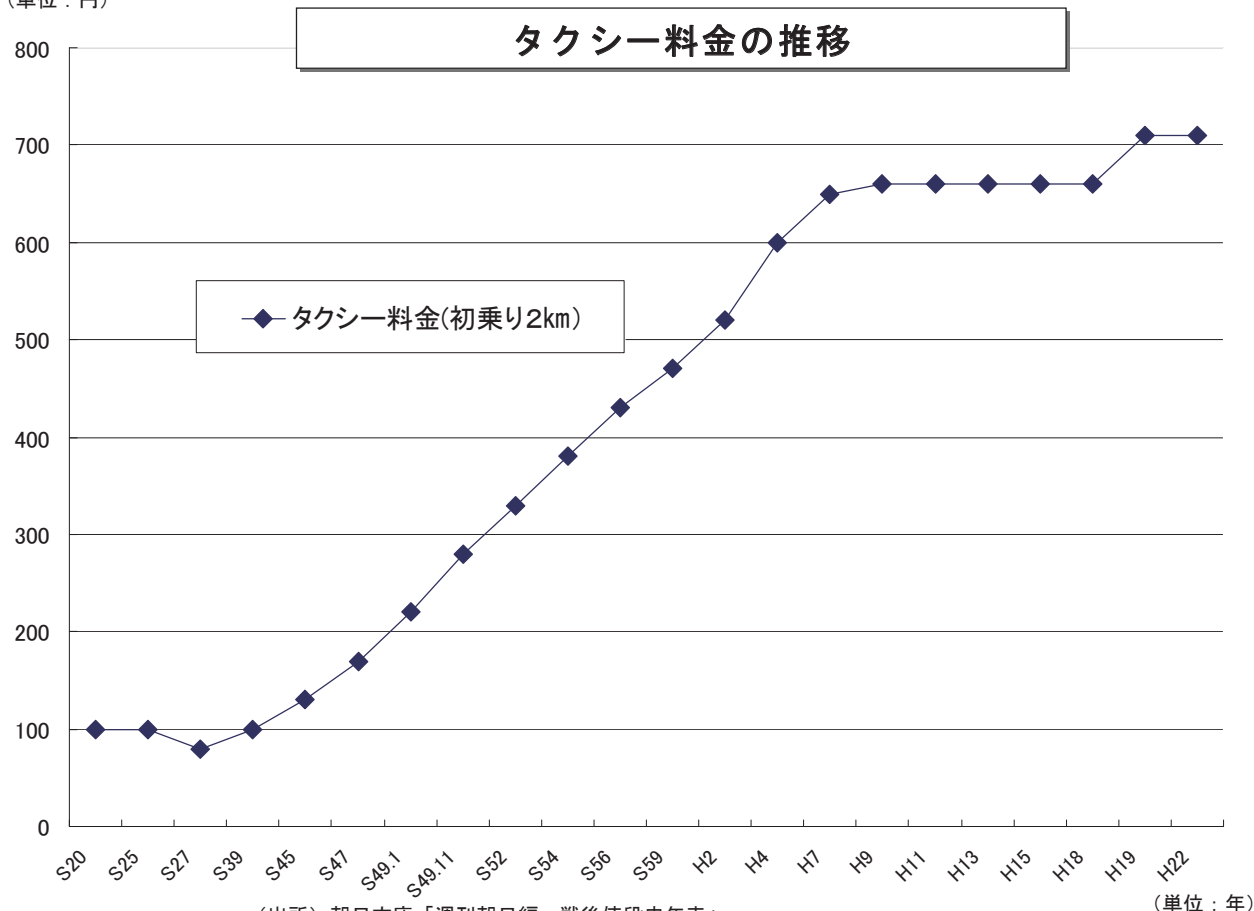


(出所) 朝日文庫「週刊朝日編 戦後値段史年表」、展望社「物価の文化史事典」より作成

(単位：円)

	地下鉄	指数		地下鉄	指数
1946年 (S21.2)	0.3		1966年 (S41.1)	30	
(S21.6)	0.5		1972年 (S47.8)	40	100.0
1947年 (S22.3)	0.6		1974年 (S49.10)	60	150.0
(S22.7)	1.5		1977年 (S52.5)	80	200.0
(S22.12)	2		1982年 (S57.1)	100	250.0
1948年 (S23.5)	3.5		1984年 (S59.11)	120	300.0
(S23.7)	7		1989年 (H1)	120	300.0
1950年 (S25.5)	10		1990年 (H2)	140	350.0
1951年 (S26.12)	15		1994年 (H6)	140	350.0
1956年 (S31.2)	20		1995年 (H7.9)	160	400.0
1960年 (S35.4)	25		2007年 (H17)	160	400.0
			2010年 (H22)	160	400.0

(単位：円)



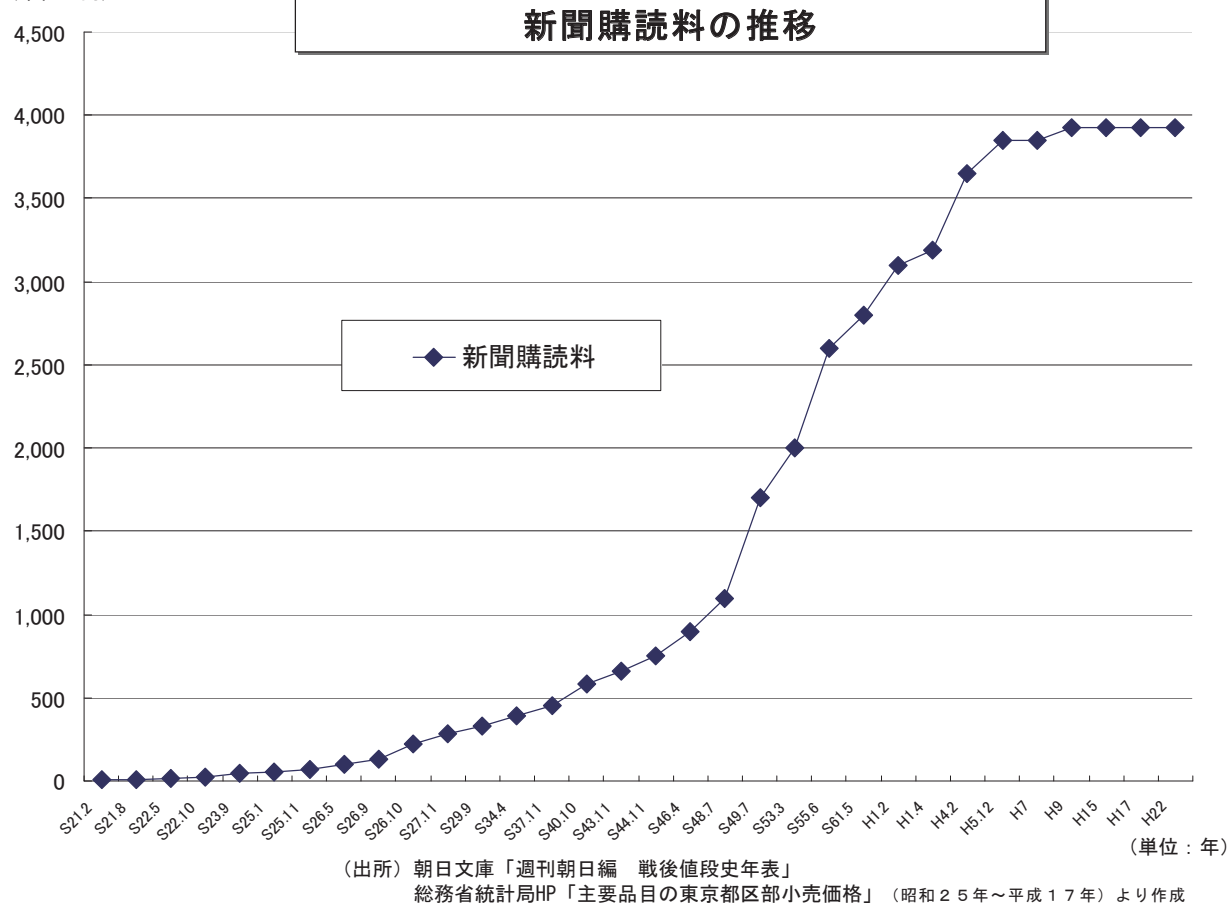
(出所) 朝日文庫「週刊朝日編 戦後値段史年表」

総務省統計局HP「主要品目の東京都都区部小売価格（昭和25年～平成17年）より作成

(単位：円)

	タクシー料金	指数		タクシー料金	指数
1945年 (S20)	100		1984年 (S59)	470	276.5
1950年 (S25)	100		1990年 (H2)	520	305.9
1952年 (S27)	80		1992年 (H4)	600	352.9
1964年 (S39)	100		1995年 (H7)	650	382.4
1970年 (S45)	130		1997年 (H9)	660	388.2
1974年 (S47)	170	100.0	1999年 (H11)	660	388.2
1974年 (S49.1)	220	129.4	2001年 (H13)	660	388.2
(S49.11)	280	164.7	2003年 (H15)	660	388.2
1977年 (S52)	330	194.1	2006年 (H18)	660	388.2
1979年 (S54)	380	223.5	2007年 (H19)	710	417.6
1981年 (S56)	430	252.9	2010年 (H22)	710	417.6

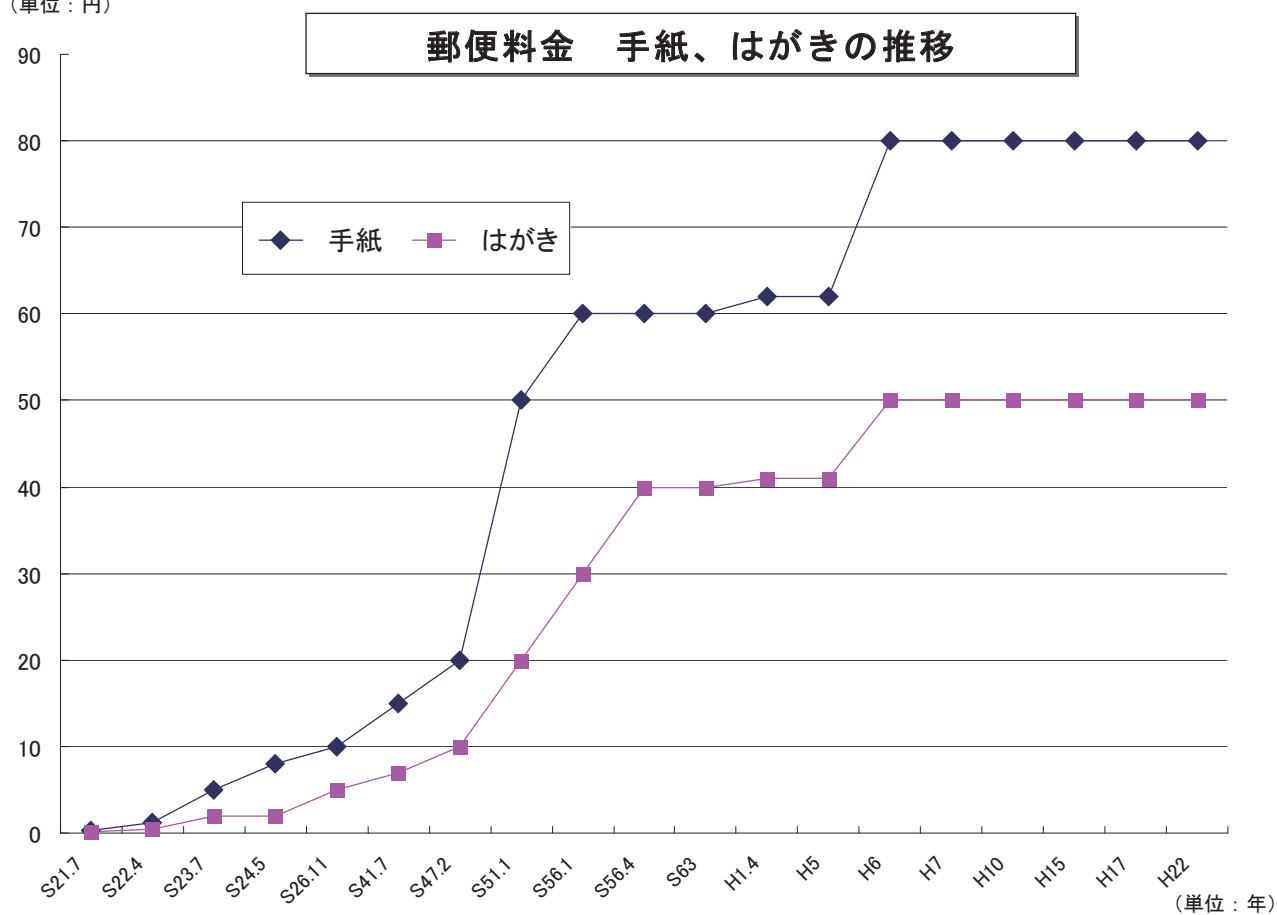
(単位：円)



(単位：円)

	新聞購読料	指数		新聞購読料	指数
1946年 (S21.2)	5		1969年 (S44.11)	750	
(S21.8)	8		1971年 (S46.4)	900	
1947年 (S22.5)	12.5		1973年 (S48.7)	1,100	100.0
(S22.10)	20		1974年 (S49.7)	1,700	154.5
1948年 (S23.9)	44.8		1969年 (S53.3)	2,000	181.8
1950年 (S25.1)	53		1981年 (S55.6)	2,600	236.4
(S25.11)	70		1986年 (S61.5)	2,800	254.5
1951年 (S26.5)	100		1989年 (H元.1)	3,100	281.8
(S26.9)	130		(H元.4)	3,190	290.0
(S26.10)	220		1992年 (H4.2)	3,650	331.8
1952年 (S27.11)	280		1993年 (H5.12)	3,850	350.0
1954年 (S29.9)	330		1995年 (H7)	3,850	350.0
1959年 (S34.4)	390		1997年 (H9)	3,925	356.8
1962年 (S37.11)	450		2003年 (H15)	3,925	356.8
1965年 (S40.10)	580		2005年 (H17)	3,925	356.8
1968年 (S43.11)	660		2010年 (H22)	3,925	356.8

(単位：円)



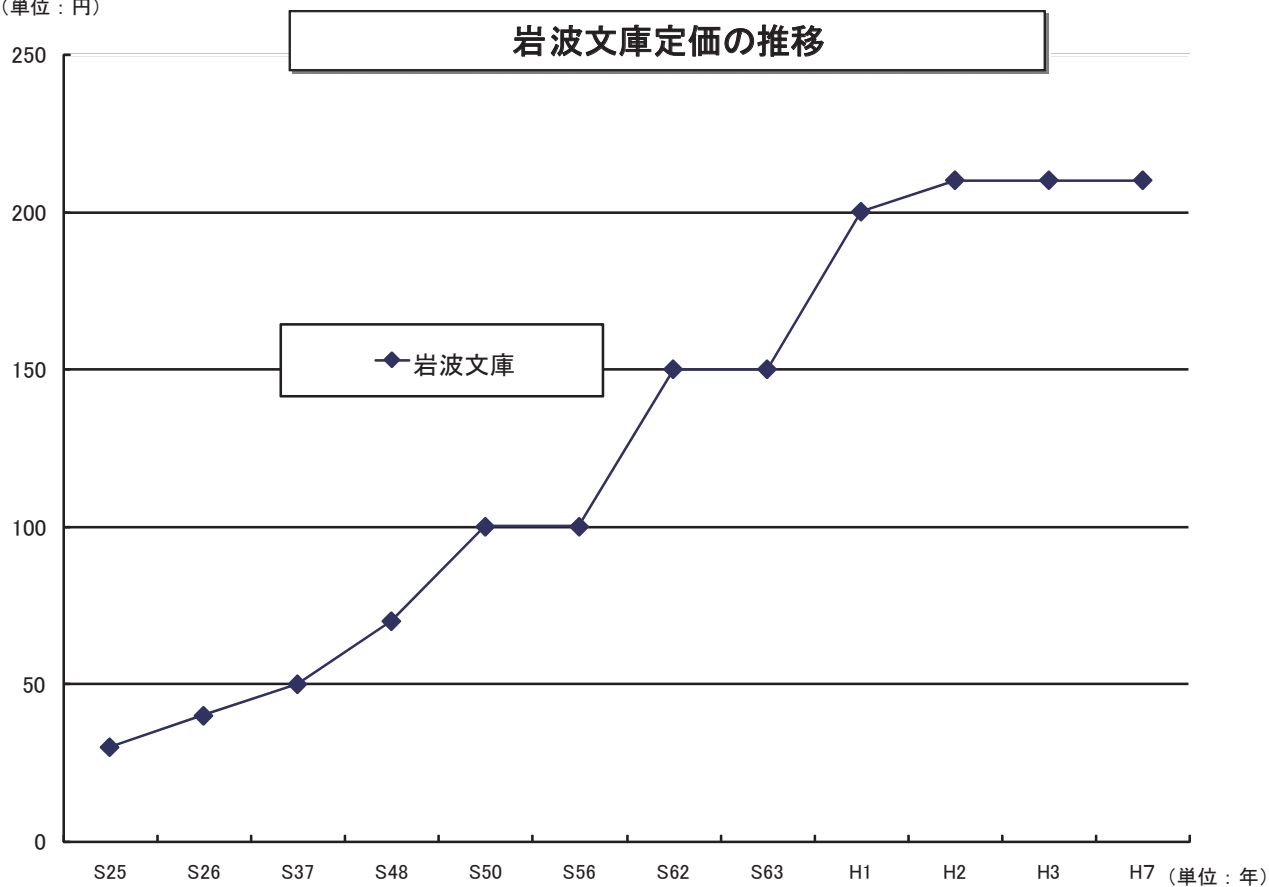
(出所) 朝日文庫「週刊朝日編 戦後値段史年表」

総務省統計局HP「主要品目の東京都都区部小売価格（昭和25年～平成17年）より作成

(単位：円)

	手紙	指数	はがき	指数		手紙	指数	はがき	指数
1946年 (S21.7)	0.3		0.15		1988年 (S63)	60	300.0	40	400.0
1947年 (S22.4)	1.2		0.5		1989年 (H元.4)	62	310.0	41	410.0
1948年 (S23.7)	5		2		1993年 (H5)	62	310.0	41	410.0
1949年 (S24.5)	8		2		1994年 (H6)	80	400.0	50	500.0
1951年 (S26.11)	10		5		1995年 (H7)	80	400.0	50	500.0
1966年 (S41.7)	15		7		1998年 (H10)	80	400.0	50	500.0
1972年 (S47.2)	20	100.0	10	100.0	2003年 (H15)	80	400.0	50	500.0
1976年 (S51.1)	50	250.0	20	200.0	2005年 (H17)	80	400.0	50	500.0
1981年 (S56.1)	60	300.0	30	300.0	2010年 (H22)	80	400.0	50	500.0
(S56.4)	60	300.0	40	400.0					

(単位：円)

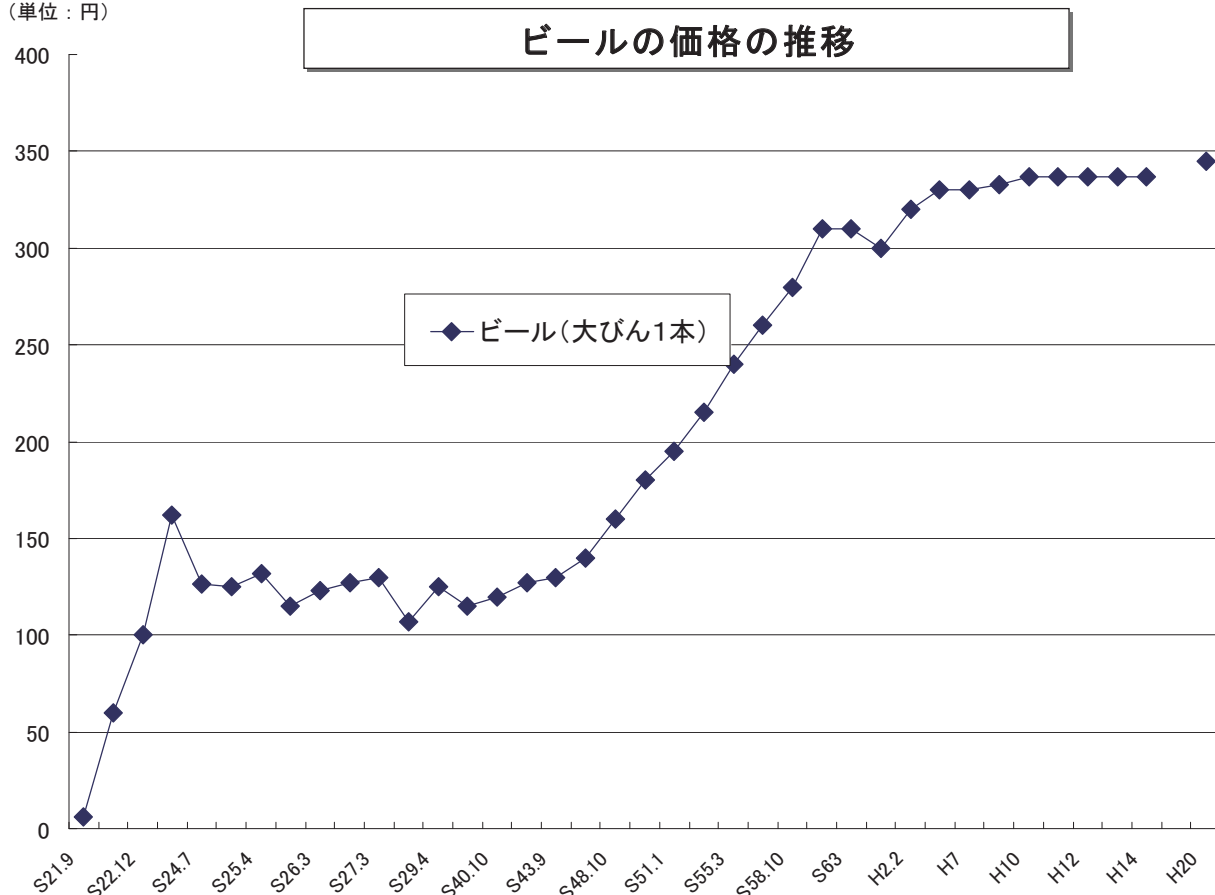


(出所) 朝日文庫「週刊朝日編 戦後値段史年表」より作成
(岩波文庫星1つの定価)

(単位：円)

	岩波文庫	指数		岩波文庫	指数
1950年 (S25)	30		1987年 (S62)	150	214.3
1951年 (S26)	40		1988年 (S63)	150	214.3
1962年 (S37)	50		1989年 (H元)	200	285.7
1973年 (S48)	70	100.0	1990年 (H2)	210	300.0
1975年 (S50)	100	142.9	1991年 (H3)	210	300.0
1981年 (S56)	100	142.9	1995年 (H7)	210	300.0

(単位：円)



(出所) 朝日文庫「週刊朝日編 戦後値段年表」

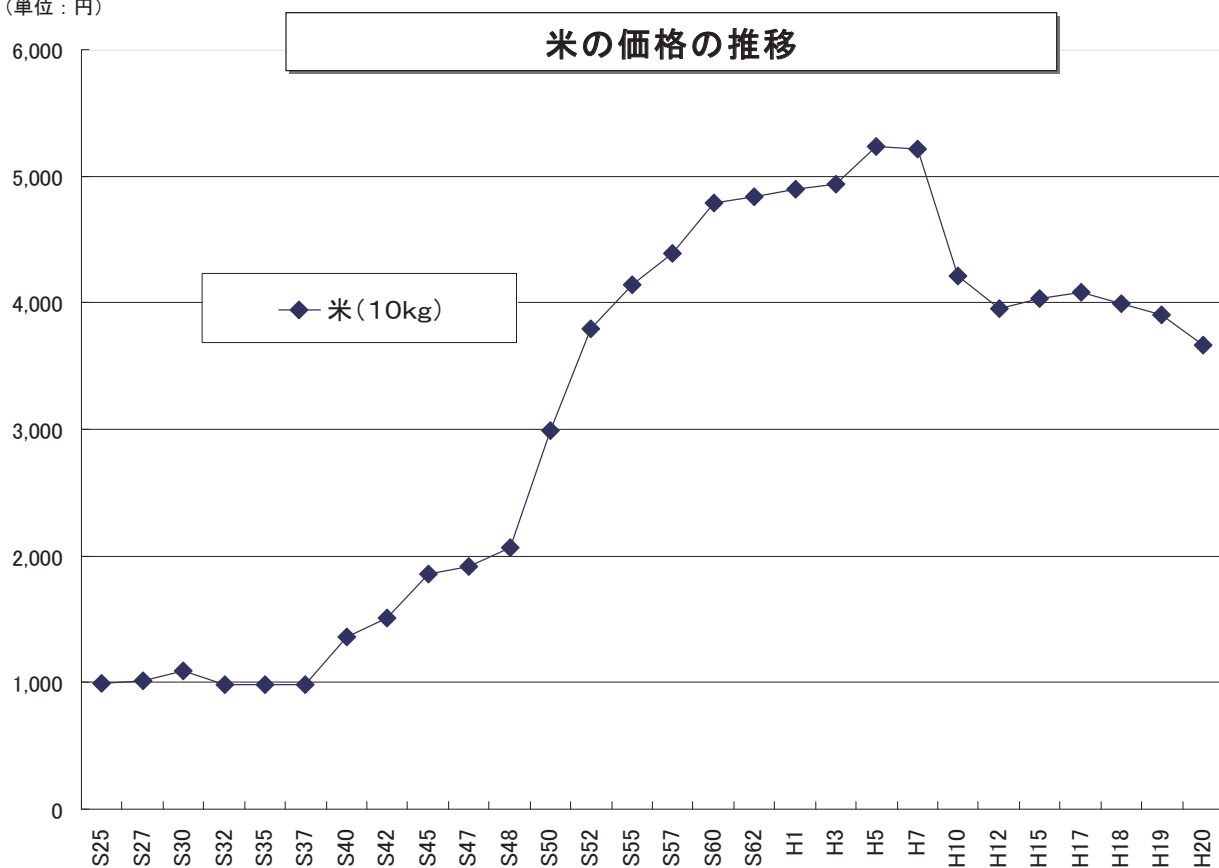
ビール酒造組合HP (<http://www.brewers.or.jp/activity/youbou/index.html>) より作成

(単位：年)

(単位：円)

	大びん1本	指数		大びん1本	指数
1946年 (S21.9)	6		1975年 (S50.4)	180	112.5
1947年 (S22.4)	59.61		1976年 (S51.1)	195	121.9
(S22.12)	100		1978年 (S53.5)	215	134.4
1948年 (S23.9)	162.2		1980年 (S55.3)	240	150.0
1949年 (S24.7)	126.5		1981年 (S56.5)	260	162.5
1950年 (S25.1)	125		1983年 (S58.10)	280	175.0
(S25.4)	132		1984年 (S59.5)	310	193.8
(S25.12)	115		1988年 (S63)	310	193.8
1951年 (S26.3)	123		1989年 (H元.4)	300	187.5
(S26.12)	127		1990年 (H2.2)	320	200.0
1952年 (S27.3)	130		1994年 (H6.5)	330	206.3
1953年 (S28.3)	107		1995年 (H7)	330	206.3
1954年 (S29.4)	125		1997年 (H9)	333	208.1
1962年 (S37.4)	115		1998年 (H10)	337	210.6
1965年 (S40.10)	120		1999年 (H11)	337	210.6
1968年 (S43.5)	127		2000年 (H12)	337	210.6
(S43.9)	130		2001年 (H13)	337	210.6
1970年 (S45.10)	140		2001年 (H14)	337	210.6
1973年 (S48.10)	160	100.0	2008年 (H20)	345	215.6

(単位：円)



(出所) 総務省統計局HP「主要品目の東京都都区部小売価格(昭和25年～平成17年)」
「調査品目の東京都都区部小売価格(平成11年～20年)」より事務局作成

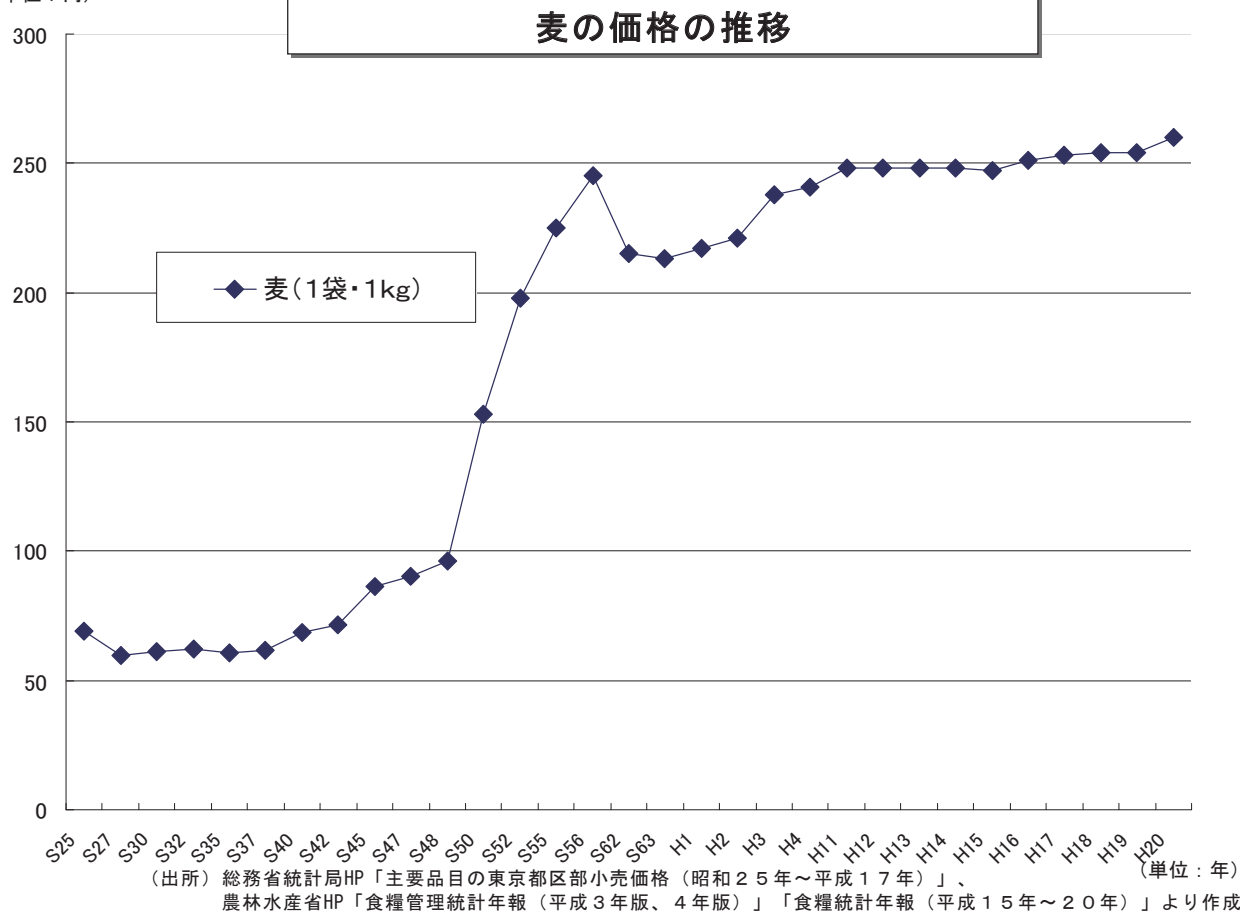
(単位：年)

(単位：円)

	米(10kg)	指数
1950年 (S25)	990	
1952年 (S27)	1,010	
1955年 (S30)	1,090	
1957年 (S32)	985	
1960年 (S35)	987	
1962年 (S37)	980	
1965年 (S40)	1,360	
1967年 (S42)	1,510	
1970年 (S45)	1,860	
1972年 (S47)	1,920	
1973年 (S48)	2,070	100.0
1975年 (S50)	2,990	144.4
1977年 (S52)	3,790	183.1
1980年 (S55)	4,142	200.1

	米(10kg)	指数
1982年 (S57)	4,395	212.3
1985年 (S60)	4,788	231.3
1987年 (S62)	4,834	233.5
1989年 (H1)	4,898	236.6
1991年 (H3)	4,941	238.7
1993年 (H5)	5,239	253.1
1995年 (H7)	5,217	252.0
1998年 (H10)	4,208	203.3
2000年 (H12)	3,955	191.1
2003年 (H15)	4,030	194.7
2005年 (H17)	4,080	197.1
2006年 (H18)	3,992	192.9
2007年 (H19)	3,900	188.4
2008年 (H20)	3,664	177.0

(単位：円)

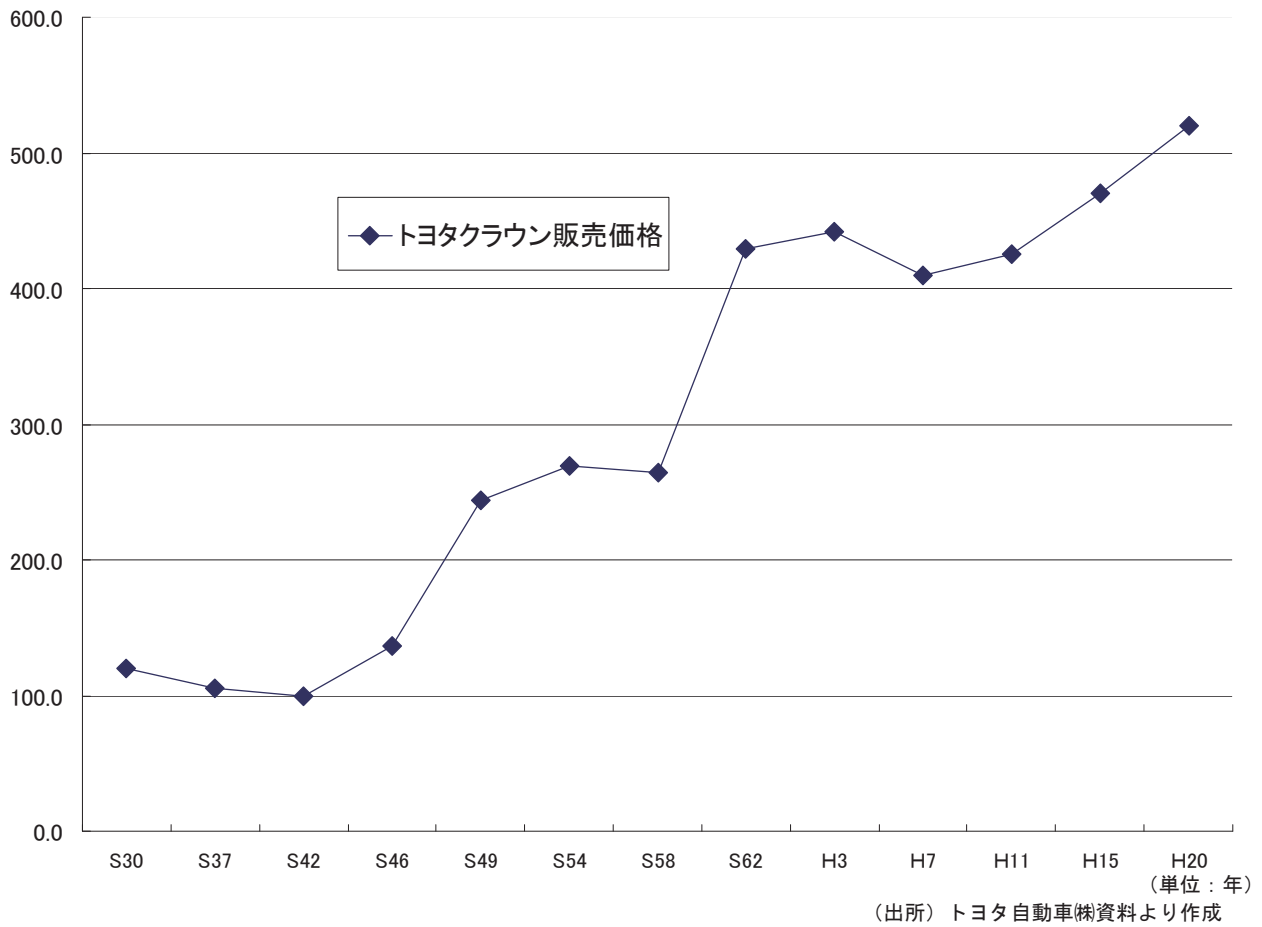


(単位：円)

	麦(1袋・1kg)	指数		麦(1袋・1kg)	指数
1950年(S25)	69.1		1988年(S63)	213	221.9
1952年(S27)	59.9		1989年(H1)	217	141.8
1955年(S30)	61		1990年(H2)	221	144.4
1957年(S32)	62		1991年(H3)	238	155.6
1960年(S35)	60.8		1992年(H4)	241	157.5
1962年(S37)	61.5		1999年(H11)	248	162.1
1965年(S40)	68.4		2000年(H12)	248	162.1
1967年(S42)	71.6		2001年(H13)	248	162.1
1970年(S45)	86.3		2002年(H14)	248	162.1
1972年(S47)	90.4		2003年(H15)	247	161.4
1973年(S48)	96	100.0	2004年(H16)	251	164.1
1975年(S50)	153	159.4	2005年(H17)	253	165.4
1977年(S52)	198	206.3	2006年(H18)	254	166.0
1980年(S55)	225	234.4	2007年(H19)	254	166.0
1981年(S56)	245	255.2	2008年(H20)	260	169.9
1987年(S62)	215	224.0			

(単位：万円)

トヨタクラウン販売価格の推移

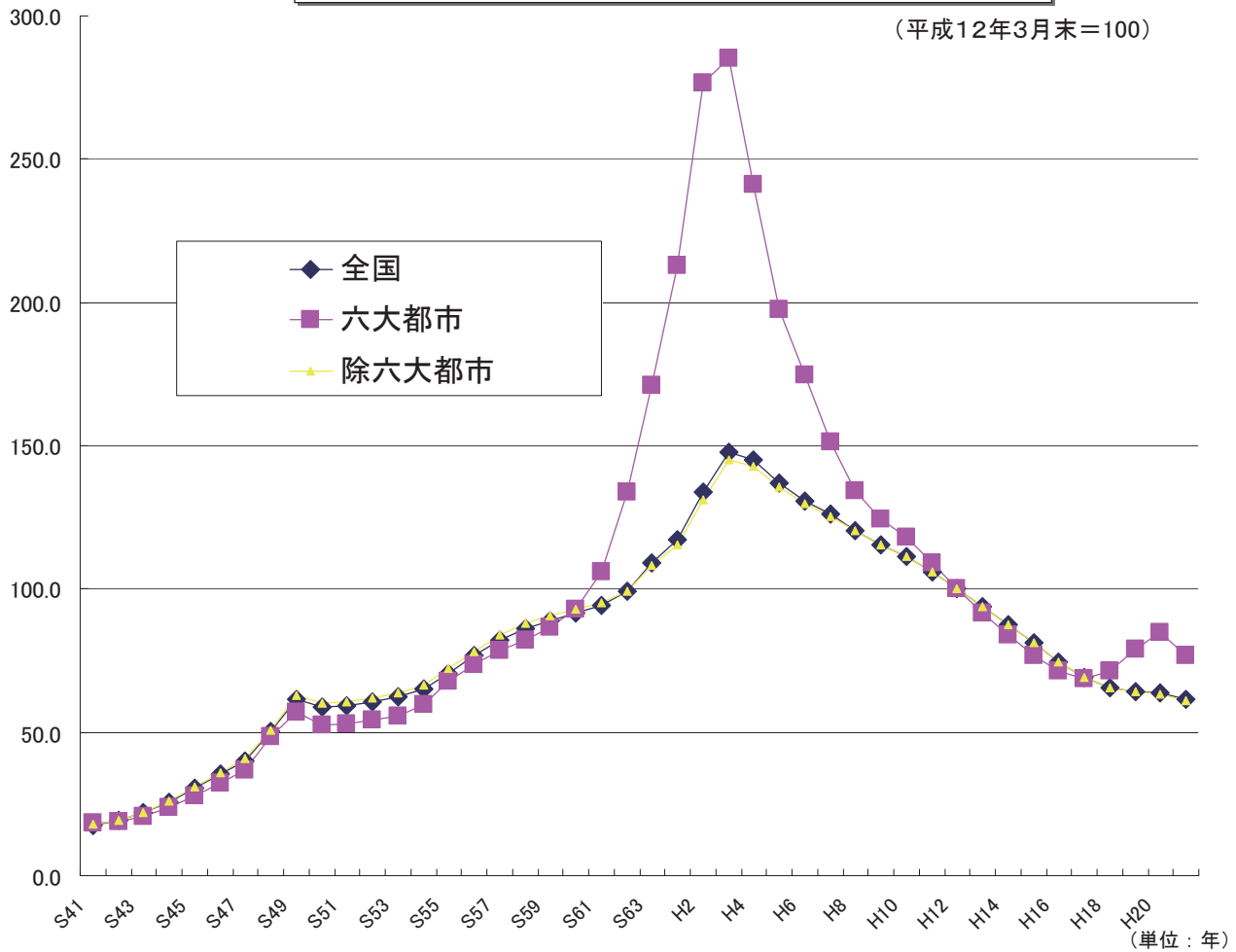


(単位：万円)

	トヨタクラウン	指数		トヨタクラウン	指数
1955年 (S30)	120	120.0	1983年 (S62)	429.7	429.7
1962年 (S37)	105	105.0	1991年 (H3)	442	442.0
1967年 (S42)	100	100.0	1995年 (H7)	410	410.0
1971年 (S46)	136.3	136.3	1999年 (H11)	425	425.0
1974年 (S49)	244.3	244.3	2003年 (H15)	470	470.0
1979年 (S54)	269.2	269.2	2008年 (H20)	520	520.0
1983年 (S58)	264.2	264.2			

市街地価格指数（全用途平均）

（平成12年3月末＝100）

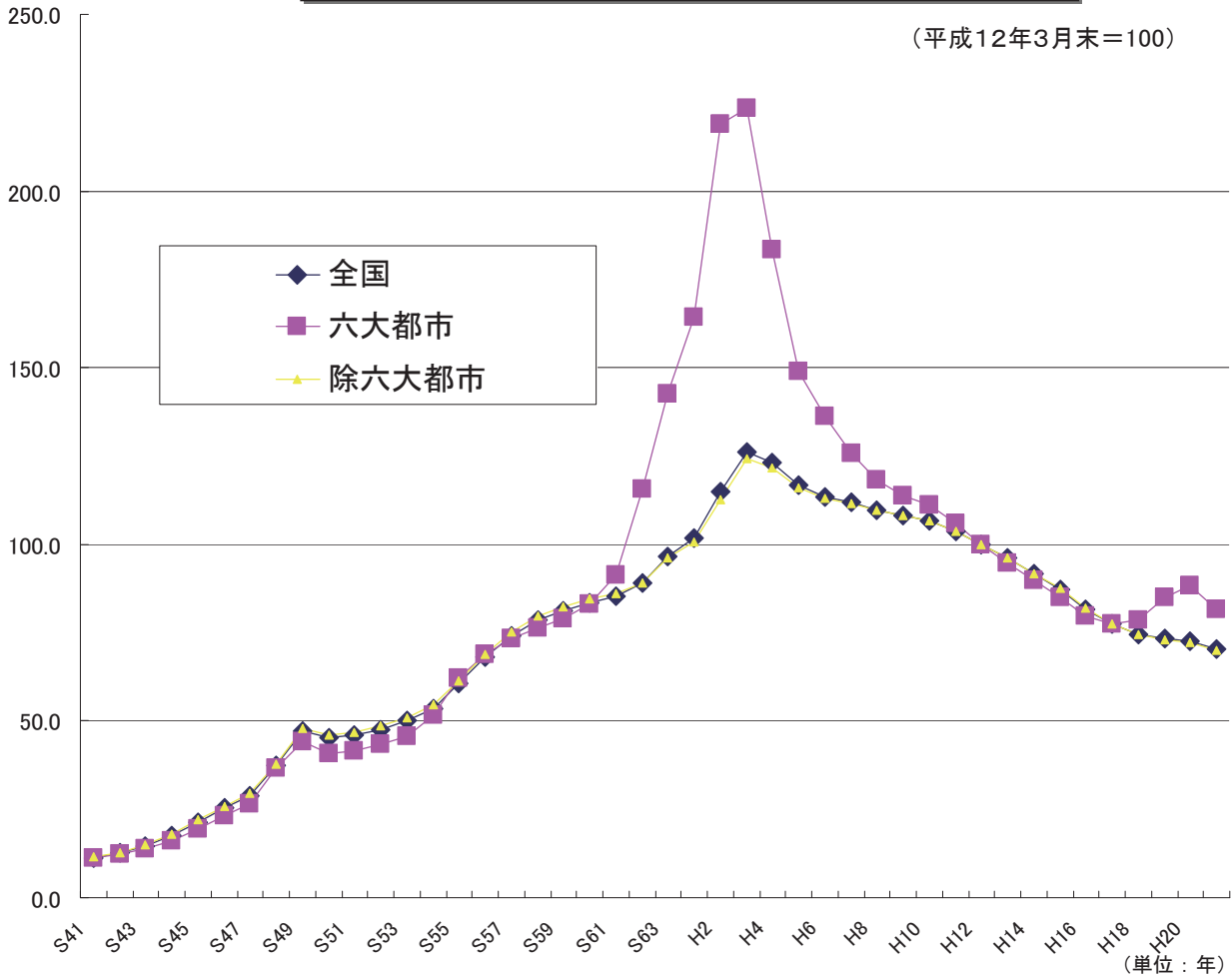


（出所）財団法人日本不動産研究所研究部「市街地価格指数」より作成

	全国	指数	六大都市	指数	除六大都市	指数
1966年 (S41)	17.7		18.2		17.9	
1967年 (S42)	19.2		19.0		19.5	
1968年 (S43)	21.8		20.7		22.1	
1969年 (S44)	25.5		23.8		26.0	
1970年 (S45)	30.5		28.0		31.2	
1971年 (S46)	35.3		32.5		36.0	
1972年 (S47)	40.0		36.7		40.8	
1973年 (S48)	50.1	100.0	48.3	100.0	50.9	100.0
1974年 (S49)	61.6	123.0	57.0	118.0	62.8	123.4
1975年 (S50)	58.9	117.6	52.4	108.5	60.2	118.3
1976年 (S51)	59.4	118.6	52.9	109.5	60.7	119.3
1977年 (S52)	60.7	121.2	54.2	112.2	62.0	121.8
1978年 (S53)	62.3	124.4	55.8	115.5	63.7	125.1
1979年 (S54)	65.2	130.1	59.9	124.0	66.5	130.6
1980年 (S55)	70.7	141.1	67.8	140.4	72.1	141.7
1981年 (S56)	76.9	153.5	73.5	152.2	78.3	153.8
1982年 (S57)	82.3	164.3	78.5	162.5	83.9	164.8
1983年 (S58)	86.2	172.1	82.2	170.2	87.8	172.5
1984年 (S59)	89.0	177.6	86.5	179.1	90.6	178.0
1985年 (S60)	91.5	182.6	92.9	192.3	92.8	182.3
1986年 (S61)	94.1	187.8	106.2	219.9	95.0	186.6
1987年 (S62)	99.2	198.0	133.7	276.8	99.2	194.9
1988年 (S63)	109.1	217.8	171.0	354.0	108.3	212.8
1989年 (H元)	117.4	234.3	212.8	440.6	115.6	227.1
1990年 (H2)	133.9	267.3	276.8	573.1	131.0	257.4
1991年 (H3)	147.8	295.0	285.3	590.7	144.9	284.7
1992年 (H4)	145.2	289.8	241.0	499.0	142.9	280.7
1993年 (H5)	137.2	273.9	197.7	409.3	135.7	266.6
1994年 (H6)	130.9	261.3	174.9	362.1	129.8	255.0
1995年 (H7)	126.1	251.7	151.4	313.5	125.5	246.6
1996年 (H8)	120.5	240.5	134.5	278.5	120.2	236.1
1997年 (H9)	115.6	230.7	124.4	257.6	115.4	226.7
1998年 (H10)	111.5	222.6	117.9	244.1	111.4	218.9
1999年 (H11)	106.1	211.8	109.2	226.1	106.1	208.4
2000年 (H12)	100.0	199.6	100.0	207.0	100.0	196.5
2001年 (H13)	93.7	187.0	91.7	189.9	93.8	184.3
2002年 (H14)	87.4	174.5	84.1	174.1	87.6	172.1
2003年 (H15)	81.2	162.1	77.0	159.4	81.4	159.9
2004年 (H16)	74.4	148.5	71.3	147.6	74.5	146.4
2005年 (H17)	69.1	137.9	68.6	142.0	69.2	136.0
2006年 (H18)	65.7	131.1	71.2	147.4	65.6	128.9
2007年 (H19)	64.4	128.5	79.0	163.6	64.0	125.7
2008年 (H20)	63.9	127.5	84.8	175.6	63.4	124.6
2009年 (H21)	61.4	122.6	76.7	158.8	61.0	119.8

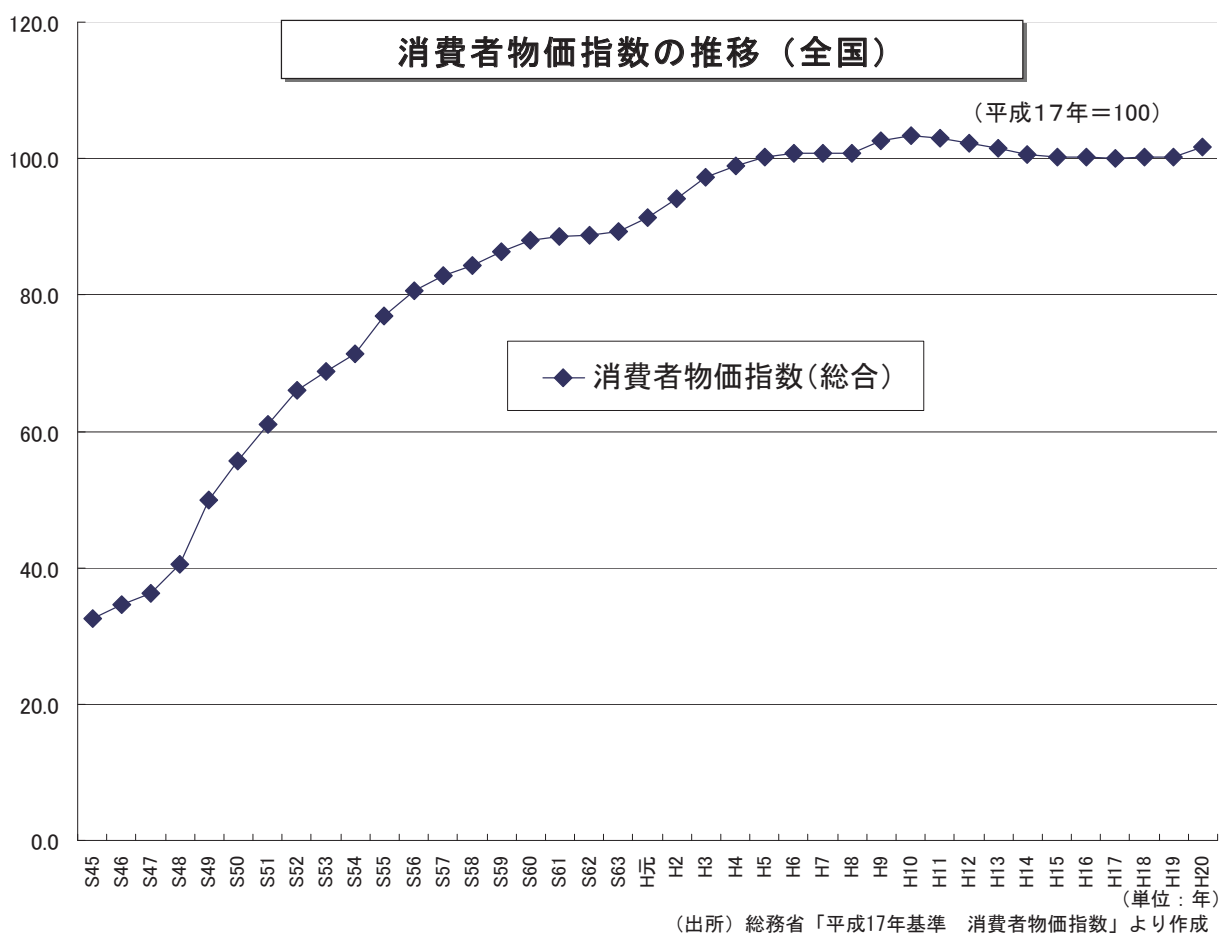
市街地価格指数（住宅地）

（平成12年3月末＝100）



（出所）財団法人日本不動産研究所研究部「市街地価格指数」より作成

	全国	指数	六大都市	指数	除六大都市	指数
1966年 (S41)	11.4		11.4		11.6	
1967年 (S42)	12.6		12.2		12.8	
1968年 (S43)	14.7		13.7		14.9	
1969年 (S44)	17.6		16.2		17.9	
1970年 (S45)	21.5		19.5		21.9	
1971年 (S46)	25.3		23.1		25.8	
1972年 (S47)	29.0		26.6		29.5	
1973年 (S48)	37.4	100.0	36.8	100.0	37.9	100.0
1974年 (S49)	47.1	125.9	44.1	119.8	47.9	126.4
1975年 (S50)	45.2	120.9	40.8	110.9	46.1	121.6
1976年 (S51)	45.9	122.7	41.6	113.0	46.7	123.2
1977年 (S52)	47.7	127.5	43.5	118.2	48.6	128.2
1978年 (S53)	50.0	133.7	45.7	124.2	50.9	134.3
1979年 (S54)	53.7	143.6	51.5	139.9	54.6	144.1
1980年 (S55)	60.6	162.0	62.2	169.0	61.3	161.7
1981年 (S56)	68.0	181.8	68.7	186.7	68.8	181.5
1982年 (S57)	74.2	198.4	73.3	199.2	75.2	198.4
1983年 (S58)	78.5	209.9	76.2	207.1	79.6	210.0
1984年 (S59)	81.3	217.4	78.8	214.1	82.4	217.4
1985年 (S60)	83.5	223.3	83.2	226.1	84.6	223.2
1986年 (S61)	85.3	228.1	91.2	247.8	86.1	227.2
1987年 (S62)	89.1	238.2	115.8	314.7	89.2	235.4
1988年 (S63)	96.6	258.3	142.6	387.5	96.0	253.3
1989年 (H元)	101.9	272.5	164.4	446.7	100.8	266.0
1990年 (H2)	114.9	307.2	218.8	594.6	112.8	297.6
1991年 (H3)	126.1	337.2	223.4	607.1	124.1	327.4
1992年 (H4)	123.0	328.9	183.3	498.1	121.6	320.8
1993年 (H5)	116.9	312.6	149.1	405.2	116.1	306.3
1994年 (H6)	113.5	303.5	136.4	370.7	112.9	297.9
1995年 (H7)	111.8	298.9	125.7	341.6	111.5	294.2
1996年 (H8)	109.7	293.3	118.1	320.9	109.6	289.2
1997年 (H9)	108.0	288.8	113.7	309.0	108.0	285.0
1998年 (H10)	106.5	284.8	111.1	301.9	106.6	281.3
1999年 (H11)	103.7	277.3	106.1	288.3	103.7	273.6
2000年 (H12)	100.0	267.4	100.0	271.7	100.0	263.9
2001年 (H13)	96.0	256.7	94.8	257.6	96.0	253.3
2002年 (H14)	91.7	245.2	89.8	244.0	91.8	242.2
2003年 (H15)	87.3	233.4	84.8	230.4	87.4	230.6
2004年 (H16)	81.7	218.4	79.8	216.8	81.8	215.8
2005年 (H17)	77.3	206.7	77.6	210.9	77.3	204.0
2006年 (H18)	74.3	198.7	78.7	213.9	74.3	196.0
2007年 (H19)	73.2	195.7	84.8	230.4	72.9	192.3
2008年 (H20)	72.7	194.4	88.3	239.9	72.3	190.8
2009年 (H21)	70.2	187.7	81.4	221.2	69.9	184.4



	消費者物価指数	指数
1970年（S45）	32.5	
1971年（S46）	34.6	
1972年（S47）	36.3	
1973年（S48）	40.5	100.0
1974年（S49）	49.9	123.2
1975年（S50）	55.7	137.5
1976年（S51）	61.0	150.6
1977年（S52）	66.0	163.0
1978年（S53）	68.8	169.9
1979年（S54）	71.3	176.0
1980年（S55）	76.9	189.9
1981年（S56）	80.6	199.0
1982年（S57）	82.9	204.7
1983年（S58）	84.4	208.4

	消費者物価指数	指数
1984年（S59）	86.3	213.1
1985年（S60）	88.1	217.5
1986年（S61）	88.6	218.8
1987年（S62）	88.7	219.0
1988年（S63）	89.3	220.5
1989年（H元）	91.3	225.4
1990年（H2）	94.1	232.3
1991年（H3）	97.3	126.5
1992年（H4）	98.9	244.2
1993年（H5）	100.2	247.4
1994年（H6）	100.8	248.9
1995年（H7）	100.7	248.6
1996年（H8）	100.8	248.9
1997年（H9）	102.7	253.6

	消費者物価指数	指数
1998年（H10）	103.3	255.1
1999年（H11）	103.3	255.1
2000年（H12）	102.2	252.3
2001年（H13）	101.5	250.6
2002年（H14）	100.6	248.4
2003年（H15）	100.3	247.7
2004年（H16）	100.3	247.7
2005年（H17）	100.0	246.9
2006年（H18）	100.3	247.7
2007年（H19）	100.3	247.7
2008年（H20）	101.7	251.1
2009年（H21）	100.3	247.7

G D P ／ ジニ係数の状況

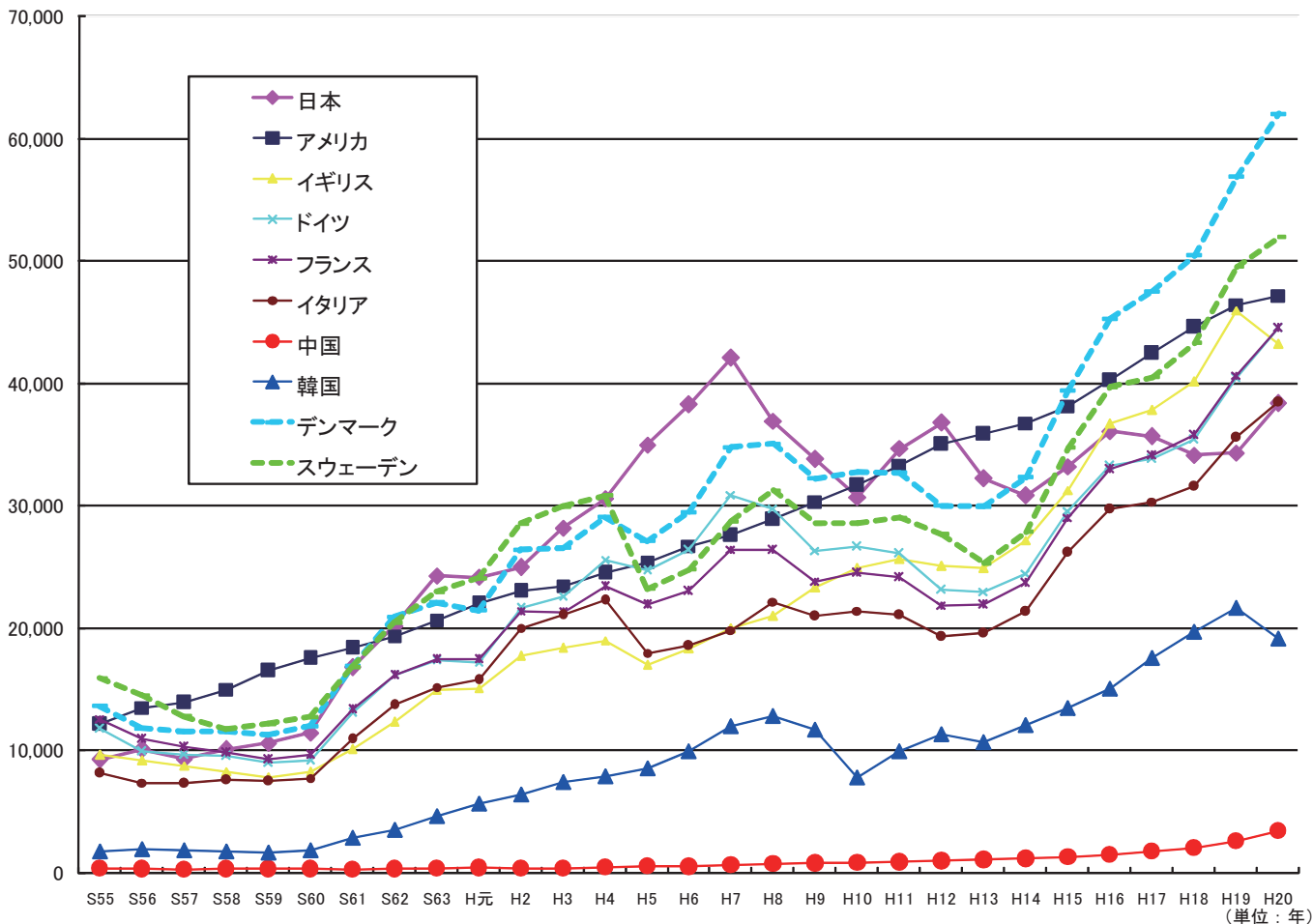
～地方が提供するサービスと税負担に関する研究会資料～

重松委員

2010 年 9 月 17 日

(単位: US \$)

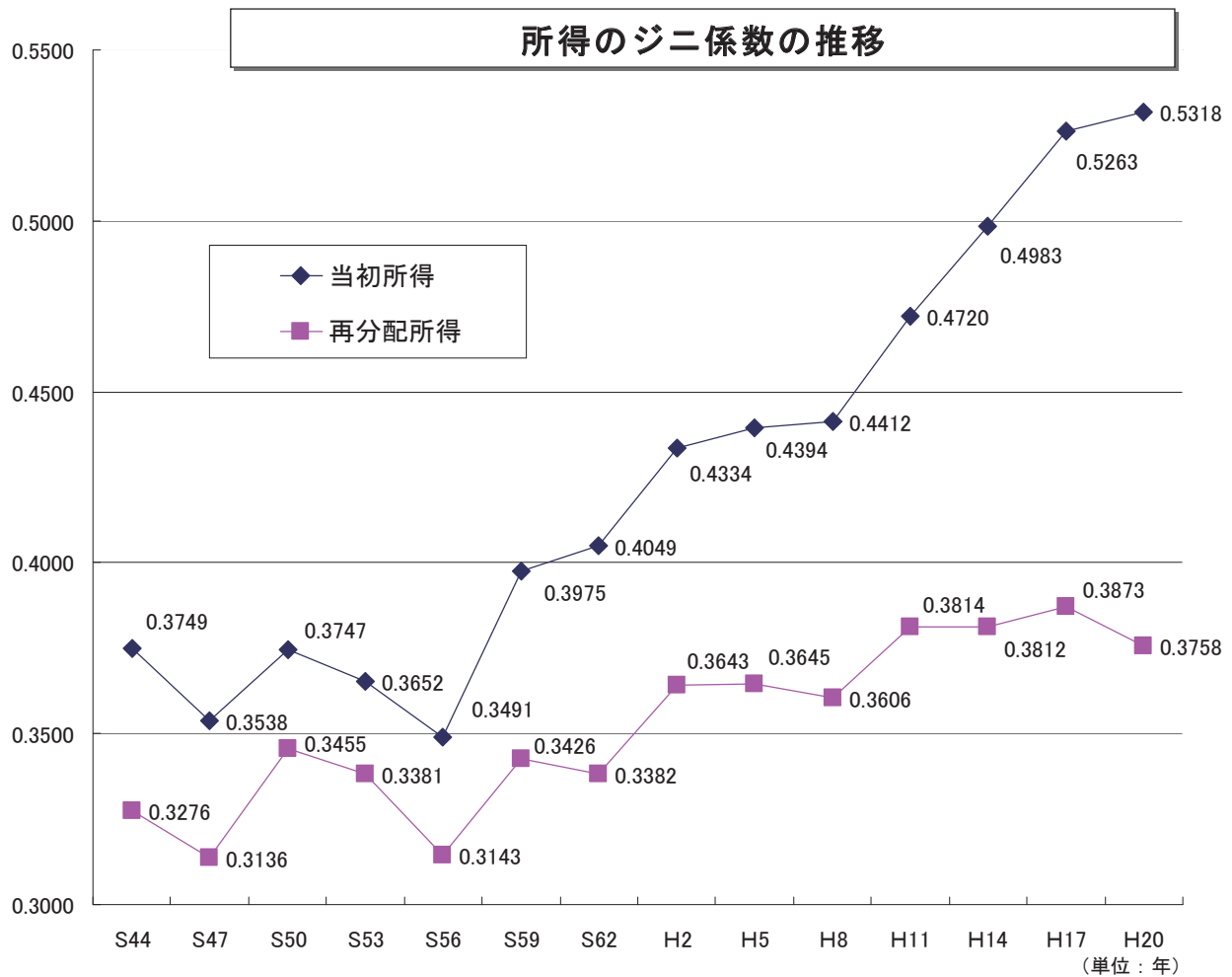
一人当たりGDP（名目）の推移



(出所) 内閣府 経済社会総合研究所資料より作成

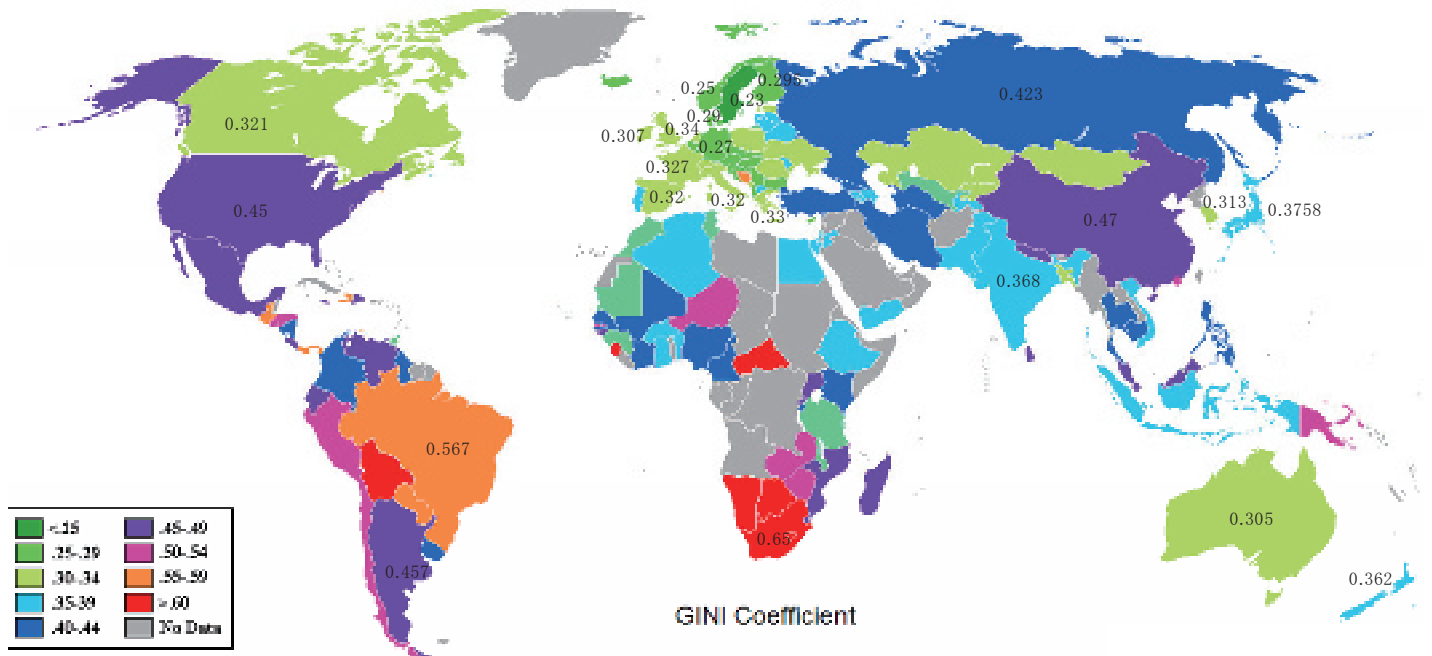
(単位: US \$)														
	日本	順位	アメリカ	順位	イギリス	順位	ドイツ	順位	フランス	順位	イタリア	順位	中国	順位
1980年 (S55)	9,246	17	12,153	10	9,620	16	11,745	11	12,542	9	8,148	18	313	—
1981年 (S56)	10,062	14	13,494	6	9,138	17	9,878	15	10,906	10	7,344	19	292	—
1982年 (S57)	9,282	15	13,899	3	8,721	17	9,593	13	10,284	11	7,280	19	277	—
1983年 (S58)	10,066	11	14,965	21	8,269	17	9,547	14	9,776	13	7,546	18	293	—
1984年 (S59)	10,612	11	16,500	1	7,779	17	9,014	14	9,237	13	7,457	18	298	—
1985年 (S60)	11,448	9	17,546	1	8,209	17	9,127	14	9,595	12	7,699	18	290	—
1986年 (S61)	16,775	7	18,385	3	10,063	18	13,033	12	13,358	11	10,901	17	277	—
1987年 (S62)	20,171	7	19,350	8	12,332	18	16,165	11	16,127	12	13,716	16	296	—
1988年 (S63)	24,270	3	20,651	9	14,955	18	17,358	13	17,444	11	15,169	17	364	—
1989年 (H元)	24,153	3	21,988	8	15,058	18	17,208	14	17,424	12	15,788	17	400	—
1990年 (H2)	24,971	8	23,003	9	17,692	18	21,602	10	21,392	12	19,984	15	341	—
1991年 (H3)	28,203	4	23,442	9	18,382	18	22,612	10	21,280	13	21,052	14	353	—
1992年 (H4)	30,567	4	24,488	10	18,960	17	25,588	8	23,367	11	22,287	13	417	—
1993年 (H5)	34,987	2	25,412	6	17,000	18	24,691	7	21,885	12	17,964	15	517	—
1994年 (H6)	38,278	3	26,686	6	18,329	18	26,360	7	23,042	12	18,542	17	467	—
1995年 (H7)	42,086	3	27,606	10	19,943	17	30,891	6	26,421	12	19,810	18	601	—
1996年 (H8)	36,902	3	28,860	9	20,969	17	29,776	7	26,393	13	22,154	16	699	—
1997年 (H9)	33,809	4	30,330	6	23,304	15	26,332	9	23,807	14	20,959	19	771	—
1998年 (H10)	30,696	6	31,653	5	24,898	14	26,630	9	24,510	15	21,388	17	817	—
1999年 (H11)	34,669	4	33,298	5	25,606	13	26,113	10	24,163	16	21,097	19	861	—
2000年 (H12)	36,790	3	35,051	4	25,091	10	23,120	15	21,869	17	19,271	19	946	—
2001年 (H13)	32,215	5	35,871	3	24,884	11	22,965	15	21,905	17	19,610	18	1,038	—
2002年 (H14)	30,837	8	36,765	4	27,173	10	24,454	14	23,657	16	21,327	19	1,132	—
2003年 (H15)	33,221	9	38,143	6	31,246	12	29,594	15	29,014	16	26,163	19	1,270	—
2004年 (H16)	36,084	12	40,267	7	36,730	10	33,275	15	32,987	16	29,700	19	1,486	—
2005年 (H17)	35,675	15	42,494	7	37,805	10	33,813	18	34,095	17	30,332	19	1,710	—
2006年 (H18)	34,147	18	44,630	7	40,144	10	35,413	17	35,754	16	31,614	19	2,022	—
2007年 (H19)	34,307	19	46,434	10	45,959	11	40,400	17	40,672	16	35,612	18	2,560	—
2008年 (H20)	38,371	19	47,186	12	43,237	17	44,519	16	44,550	15	38,455	18	3,404	—

は国ごとの最高順位



(出所) 厚生労働省「所得再分配調査」(1972年以降3年に1回実施)より作成

各国のジニ係数の状況



(出所) CIA The World Factbook 2009

1	Namibia	0.707	31	Ecuador	0.479	61	Mali	0.401	91	Estonia	0.340	121	Belgium	0.280
2	South Africa	0.650	32	Madagascar	0.475	62	Tunisia	0.400	92	United Kingdom	0.340	122	Hungary	0.280
3	Lesotho	0.632	33	Mozambique	0.473	63	Jordan	0.397	93	Switzerland	0.337	123	Iceland	0.280
4	Botswana	0.630	34	Nepal	0.472	64	Burkina Faso	0.395	94	Bangladesh	0.332	124	Belarus	0.279
5	Sierra Leone	0.629	35	China	0.470	65	Ghana	0.394	95	Moldova	0.332	125	Germany	0.270
6	Central African Republic	0.613	36	Rwanda	0.468	66	Indonesia	0.394	96	Greece	0.330	126	Albania	0.267
7	Bolivia	0.592	37	Malaysia	0.461	67	Israel	0.392	97	Mongolia	0.328	127	Austria	0.260
8	Haiti	0.592	38	Philippines	0.458	68	Macedonia	0.390	98	France	0.327	128	Malta	0.260
9	Colombia	0.585	39	Argentina	0.457	69	Malawi	0.390	99	Tajikistan	0.326	129	Serbia	0.260
10	Brazil	0.567	40	Uganda	0.457	70	Mauritius	0.390	100	Canada	0.321	130	Slovakia	0.260
11	Bosnia and Herzegovina	0.562	41	Jamaica	0.455	71	Mauritania	0.390	101	Italy	0.320	131	Czech Republic	0.260
12	Panama	0.561	42	Uruguay	0.452	72	Portugal	0.385	102	Spain	0.320	132	Luxembourg	0.260
13	Guatemala	0.551	43	United States	0.450	73	Guinea	0.381	103	Romania	0.320	133	Norway	0.250
14	Chile	0.549	44	Cameroon	0.446	74	Timor-Leste	0.380	104	Korea, South	0.313	134	Sweden	0.230
15	Honduras	0.538	45	Cote d'Ivoire	0.446	75	Yemen	0.377	105	Ukraine	0.310			
16	Hong Kong	0.533	46	Iran	0.445	76	Japan	0.376	106	European Union	0.310			
17	Paraguay	0.532	47	Nigeria	0.437	77	Armenia	0.370	107	Netherlands	0.309			
18	El Salvador	0.524	48	Guyana	0.432	78	Vietnam	0.370	108	Ireland	0.307			
19	Peru	0.520	49	Nicaragua	0.431	79	India	0.368	109	Pakistan	0.306			
20	Papua New Guinea	0.509	50	Cambodia	0.430	80	Uzbekistan	0.368	110	Australia	0.305			
21	Zambia	0.508	51	Thailand	0.430	81	Azerbaijan	0.365	111	Kyrgyzstan	0.303			
22	Niger	0.505	52	Kenya	0.425	82	Benin	0.365	112	Ethiopia	0.300			
23	Swaziland	0.504	53	Burundi	0.424	83	New Zealand	0.362	113	Montenegro	0.300			
24	Gambia, The	0.502	54	Russia	0.423	84	Latvia	0.360	114	Bulgaria	0.298			
25	Zimbabwe	0.501	55	Senegal	0.413	85	Lithuania	0.360	115	Finland	0.295			
26	Dominican Republic	0.499	56	Turkey	0.410	86	Algeria	0.353	116	Croatia	0.290			
27	Sri Lanka	0.490	57	Venezuela	0.410	87	Poland	0.349	117	Cyprus	0.290			
28	Mexico	0.482	58	Morocco	0.409	88	Laos	0.346	118	Denmark	0.290			
29	Singapore	0.481	59	Georgia	0.408	89	Tanzania	0.346	119	Kazakhstan	0.288			
30	Costa Rica	0.480	60	Turkmenistan	0.408	90	Egypt	0.344	120	Slovenia	0.284			

地方が提供するサービスと税負担に関する研究会 視察概要

当研究会では、以下のとおり視察を行いましたので、その概要を報告いたします。

1 福岡県大牟田市、熊本県荒尾市

- 視察日 平成22年8月11日
- 参加者 井手委員、寺田委員、重松委員、知事会事務局 池上、田中
- 視察先 大牟田市役所、荒尾市役所、荒尾商工会議所、大牟田商工会議所

(1) 大牟田市役所（広域行政、生活保護）

- ① 大牟田市企画総務部総合政策課（定住自立圏構想担当）中村参事より、定住自立圏構想等について説明、意見交換

（状況）

- ・ 隣接する荒尾市との歴史的・地理的な結びつきが非常に強く、現在でも県域を越えた地域間の連携が行われている。
- ・ 水源の問題、飛び地の問題、道路・河川の管理、近代化遺産の管理や水道の一元化の取り組みを協力して行っている。来年には共同の浄水場も完成する。



- ② 大牟田市保健福祉部保護課古川課長より、生活保護行政等について説明、意見交換

（状況）

- ・ 近年、少子高齢化の進展にともない、生活保護の割合も増えている。525億円の当初予算の中で、73億円が生活保護に要する費用である。全予算の14%である。
- ・ 就職も厳しく、高校を卒業したら、地元には仕事がないので、多くの人が出ていく。福岡の大学に通っている人も中々仕事がない。東京や大阪の大学に行っても戻ってこない。



(2) 荒尾市役所（広域行政）

- ・ 荒尾市総務部政策企画課浅田課長、田口政策経営室長、原口参事より、広域行政等について説明、意見交換

(状況)

- ・ 荒尾市民病院は医師が急に減ったりして赤字が厳しい。荒尾市という小さな都市で市立の病院を持つことがいいのか。北に行くと大牟田市の病院があるし、南に行くと玉名市の病院がある。
- ・ 定住自立圏の協定を結ばなくても、得意技をそれぞれ生かしながら、互いに補完し合う形でカバーするような協力ができないかと検討している。



(3) 荒尾商工会議所

- ・ 荒尾商工会議所より、荒尾市の経済状況等について説明、意見交換

(状況)

- ・ まちなか研究室「青研」など、元気なまちづくりに向けての取組をやっているが、これをいかに持続するか、継続的な事業として成り立たせるかということ。
- ・ 消費者の話を聞くと、消費税に対して敏感になっており、どこに焦点を当てて税金を使うのか、たとえば、高齢化対策や中小企業支援など税の使い道についてしっかり考えることが重要だと考えている。



(4) 大牟田商工会議所

- ・ 大牟田商工会議所より、大牟田市の経済状況等について説明、意見交換

(状況)

- ・ 新幹線の駅ができるということについては、歓迎ムードを高めるとともに、観光面においても交通アクセス面においてもプラス要素と捉えて、前向きに活用していかなければならない。
- ・ 消費税はやっていいのではないと思うが、いきなり高い税率を出されたら、みんな当惑する。雇用がないような状態の中で、税収を上げるというのは、難しい。雇用が良くなれば、収入が増えて、税負担も出来るのではないか。



2 富山県富山市、高岡市

- 視察日 平成22年11月13日
- 参加者 神野座長、井手委員、寺田委員、重松委員、知事会 辻、池上、青木
- 視察先 わかくさ保育園、このゆびと一まれ、高岡地域若者サポートステーション、末広町・御旅屋通り商店街、金屋町周辺

(1) わかくさ保育園（病児保育、学童保育）

- ・ わかくさ保育園山崎園長より、病児保育、学童保育等について説明、意見交換（状況）
 - ・ 色々なところで、病児保育や放課後学童保育などの子育て支援に取り組んでいるが、まだまだ底辺の基礎的なところが足りない。会社の理解も足りない。もっと子どもに投資すべきだと、現場から声を上げていかないといけない。
 - ・ 日本の租税負担率は21%で世界最低水準であるが、税金が高すぎると感じている国民は、60%を超えている。自分たちの生活を支えてくれるサービスが出ていないから高いと思う。



(2) このゆびと一まれ（富山型デイサービス施設）

- ・ このゆびと一まれ惣万代表より、富山型デイサービスについて説明、意見交換（状況）
 - ・ 富山は、柔軟なやり方が必要だという考え方だから、ショートステイも基準該当が日本全国で一番多いし、こういうデイサービスの形も日本で一番多い。
 - ・ 事業者からすれば、もっと税金を高くして、もっとサービスを安心して受けられるようにしてもらったほうがいい。日本人は税金を取られるという意識だが、税金が私たちにどう生かされているか感じられるようにするべきだ。



(3) 高岡地域若者サポートステーション（若者就労支援施設等）

- ・ 高岡地域若者サポートステーションより、若者就労支援等について説明、意見交換（状況）
 - ・ 若者の就労支援は、産業政策であり教育政策であり、雇用政策である。市が

総合的に考えて、NPOなどとともに横断的に取り組むべき課題だ。

- ・ その住民の意思のもとにコントロールされることが大事なことから、最終的にどんなことをこの地域でやっていくのかということは、住民参加で、住民が共同で意思決定をして決めるべきだ。



(4) 末広町・御旅屋通り商店街（活性化対策等）

- ・ 高岡商工会議所より、商店街の状況等について説明、意見交換

（状況）

- ・ かつての大型店同士の競争のつめ跡が、パチンコ屋になったり、空ビルになったりしており、まちの核が郊外へと分散化し、中心街が空洞化している。
- ・ 後継者が大学を出て戻ってくると思っていたが戻ってこない。戻ってきても地元では営業がうまくいかないことから、都会でサラリーマンを続ける人もいる。



(5) 金屋町周辺（地場産業と職人の暮らし）

- ・ 観光ボランティア般若氏より、鋳物産業と職人の暮らしについて説明、意見交換

（状況）

- ・ 終戦にともなって、その後しばらくの間は、一つの好景気の時代があったが、それが終わるとぱたっとなくなった。今では、地場産業である銅器の品物は需要がなく、大変な時期かと思う。
- ・ 2代目、3代目は東京に行くと思っていたなど、次の担い手を探すのも大変だが、地元の芸大出身の若手の作家たちが地域に密着した創作活動を始めており、将来的には、鋳物産業の再興につながることを期待されている。



